

平成28年 9 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成28年 9 月 1 日（木）

平成28年 9 月14日（水）

平成28年 9 月16日（金）

平成28年 9 月30日（金）

平成28年10月 3 日（月）

平成28年10月 4 日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成28年 9 月 1 日（木）	7 頁
平成28年 9 月14日（水）	31頁
平成28年 9 月16日（金）	101頁
平成28年 9 月30日（金）	117頁
平成28年10月 3 日（月）	183頁
平成28年10月 4 日（火）	239頁

平成28年 9 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 1 日 (木)	開 会 鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事について 〔説明、質疑〕
第 2 日	9 月 14 日 (水)	審査日程決定 議案審査 (総務部) 議案乙第19号 議案甲第24号 〔説明、質疑〕 議案審査 (企画政策部) 議案乙第19号 〔説明、質疑〕 議案審査 (教育委員会事務局) 議案乙第19号 議案甲第20号、議案甲第21号 〔説明、質疑〕 陳 情第11号 〔協議〕
第 3 日	9 月 16 日 (金)	現地視察 鳥栖市学校給食センター 自由討議 議案審査 議案乙第19号 議案甲第20号、議案甲第21号、議案甲第24号 〔総括、採決〕

日 次	月 日	摘 要
第 3 日	9 月 16 日 (金)	報 告 (企画政策部総合政策課) 国家戦略特区 (地方創生特区) に関する共同提案 第 6 次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見通し 〔報告、質疑〕 決 議 鳥栖市立小中学校トイレ改修に関する決議 (案) 〔採決〕
第 4 日	9 月 30 日 (金)	審査日程決定 議案審査 (総務部) 議案乙第 26 号 〔説明、質疑〕 議案審査 (企画政策部) 議案乙第 26 号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 3 日 (月)	議案審査 (教育委員会事務局) 議案乙第 26 号 〔説明、質疑〕
第 6 日	10 月 4 日 (火)	現地視察 田代中学校 議案審査 議案乙第 26 号 〔総括、採決〕 閉 会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成28年 9 月13日付託〕

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）〔可決〕

議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第21号 鳥栖市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する
義務の特例に関する条例〔可決〕

議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について〔可決〕

〔平成28年 9 月16日 委員会議決〕

〔平成28年 9 月29日付託〕

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕

〔平成28年10月 4 日 委員会議決〕

2 議員提出議案

鳥栖市立小中学校トイレ改修に関する決議（案）〔可決〕

〔平成28年 9 月16日 委員会議決〕

3 報 告

国家戦略特区（地方創生特区）に関する共同提案（企画政策部総合政策課）

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見通し（企画政策部総合政策課）

4 陳 情

陳 情第11号 鳥栖市立小中学校トイレ改修の要望書〔協議〕

平成28年 9 月 1 日（木）

1 出席委員氏名

委員 長	古 賀 和 仁	委 員	中 村 直 人
副 委 員 長	下 田 寛	〃	久保山 博 幸
委 員	小 石 弘 和	〃	松 隈 清 之
〃	尼 寺 省 悟		

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

市	長	橋 本 康 志
教 育	長	天 野 昌 明
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸	
教 育 総 務 課 総 務 係 長	原 祥 雄	
学 校 教 育 課 長	柴 田 昌 範	
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊 増 秀 文	

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

2人

7 その他

なし

開会

午前10時41分

開議

古賀和仁委員長

ただいまから、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がっておりますのでこれを受けたいと思います。

本日の日程につきましては、お手元に配付をいたしておりますように、先日本配りをしました総務文教常任委員会資料（鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事について）の説明をお願いいたします。

以上、よろしく御了承のほどお願いをいたします。

それでは、まず、市長より報告がおくれたことに対するおわびの挨拶の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。

橋本康志市長

おはようございます。

委員会の貴重な時間をちょうだいしましてありがとうございます。また、普段から皆様には給食センターの運営につきまして、御理解御協力を賜っておりますことをこの場を借りて、改めてお礼を申し上げたいと思います。

このたび、4月の熊本地震に際しまして、給食センターの、いわゆる特定天井というところの剥落が発見をされました。

給食に際しまして、安全な給食を出すということのために簡易的な補強をして1学期間は給食を続けてまいっておりました。また、6月議会で議決をいただきまして、この夏休み期間中にその崩れた場所を補修するということでやっておりました。

これにつきまして、さまざまな事象が発生をし、想定をしない事象が発生をしまして、さまざまな対応に追われたところでございます。

そういうこともございまして、こういった事実が発覚をしたことについて議員の皆様へ連絡が大変おそくなってしまいましたこと、これ、本当に心からおわび申し上げたいと思っております。

我々といしましては、まずは正確な事実を知ること、これをまず最優先でやっていきたいというふうに思いますし、また、子供たちの給食に迷惑をかけない形でこれを実行していくということも厳守をしてやってまいりたいと思っております。

今後につきましては、調査の方針、あるいは方法等々決まりましたときに、折々に議員の

契約日につきましては、平成28年7月14日に契約を締結いたしまして、工期は、平成28年7月15日から同年9月20日までとなっております。

工事内容につきましては、工事範囲といたしまして調理エリアと非調理エリアとなっております。

調理エリアにつきましては、煮炊き調理室、それからあえ物室、洗浄室、コンテナ室となっております。

非調理エリアにつきましては、エントランスホール、ランチルームとなっております。

工事内容につきましては、この工事範囲におきまして、4月16日に発生しました熊本地震によりまして学校給食センターの、今申し上げました工事範囲においての破損した天井ボードの取りかえ及びその廻り縁と言われる物の取りかえ工事が内容となっております。

次に、これまでの主な経緯でございますけれども、7月7日に指名競争入札のほうを実施いたしております。

7月14日に工事請負契約を締結いたしまして、15日から工事を着手したところでございます。

7月19日に1学期の給食が終了いたしております。

それで、7月23日ですけれども、調理エリアの洗浄室のほうですけれども、ここの廻り縁の撤去が開始されたわけですから、その廻り縁が撤去された段階で初めて廻り縁内の状況がわかったわけですから、その天井ボードと壁との間のクリアランス不足が一部確認されたところでございます。

それで、そのときに、私たちのほうの担当職員のほうが建設当時の施工業者と施工監理者のほうに連絡をいたしまして、この状況についての見解を求めるために連絡をしたというようなことでございます。

また、建設当時の施工業者からクリアランス不足の天井ボードにつきまして、切断作業を行うことを現場で確認をしております。

7月25日ですけれども、建設当時の施工業者のほうが天井ボードの切断作業を行うことを承認しておりまして、朝から開始をしたんですけれども、午後に中止を決定しております。

7月27日、災害復旧工事のほうの調査が必要だろうというようなことで工事を一時中断していただいております。

それから、7月29日から8月3日にかけてでございますけれども、市及び建設当時の施工監理業者によりまして現地確認等を実施いたしました。その中で、私たちもちょっと確認したんですけれども、調理エリアにおきまして、一部不適切といえますか、設計の仕様どおりにできていない施工箇所が確認されたところでございます。

8月4日から10日にかけて、天井ボードの被災原因の調査のために調理エリアの廻り縁内の現状保存のための仮復旧工事を実施することとしたところでございます。

8月18日に、調理エリアへかかる仮復旧工事が再開されまして、21日にその工事が完了しております。

それで、8月22日から給食センターでの給食提供準備作業のほうを開始しておりまして、8月26日から予定どおり2学期の給食を開始されたところでございます。

ページをめくっていただきまして、天井災害復旧工事を中断して仮復旧工事を実施することになった要因についてということでございますけれども、今回、調理エリア内において天井の廻り縁の撤去を開始したところ、初めて、そのときに一部天井ボードと壁とのクリアランス不足が確認されております。

今後、この詳細な調査を行うために仮復旧工事にとどめる必要があると判断いたしましたことから、天井災害復旧工事を中断して、仮復旧工事を実施するとしたものでございます。

それで、今後の予定でございますけれども、調理エリアにかかる仮復旧工事の完了後、調理エリア、それから非調理エリアにおきまして、天井ボード破損にかかるクリアランス不足と地震の影響について調査を行う予定にしております。

また、調査が終わりましたらば、非調理エリアであるエントランスホール及びランチルームの災害復旧工事、並びに仮復旧としておりました調理エリアにつきまして災害復旧のほうに着手したいと。ただ、現段階では、調査実施可能な調査機関、調査時期等についてただいま検討中でございます。

以上、簡単ではございますが資料の説明といたします。

古賀和仁委員長

資料の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑があればお受けしたいと思えます。

松隈清之委員

これ、資料2枚目のほうで、天井災害復旧工事を中断し、仮復旧工事を実施することになった要因についてというところで、クリアランス不足が確認されたとなっておりますが、このクリアランス不足が確認されたっていうのは、この前のページの23日のことを指していると思っていいんですかね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

このクリアランス不足が、確かに、今回、初めてその廻り縁を撤去されたところで、一部そういうところがあるということが確認されたのが7月23日でございます。

松隈清之委員

それで、詳細な調査を行うための仮復旧工事にとどめる必要があると判断したことから工事を中断し、仮復旧工事を実施することとしたとなつとるのが、これ、8月27日の判断がそういうことですかね。27日の災害復旧工事中断っていうのが、詳細な調査を行うために中断するという判断が27日ということですか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

7月27日につきましては、23日にそういうことが確認されておりましたので、これが、不足というものが地震による影響なのかどうかという調査をする必要性があると考えまして、そこで一時工事を中断していただいたところでございます。

松隈清之委員

ということは、クリアランス不足が、その揺れの影響で起こっているものなのかどうかの判断はこの時点ではついてないってということですかね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

7月29日から8月3日までの現場確認によって、不適切な施工箇所が確認されたと、なっておりますけれども、この不適切な施工箇所っていうのは、地震による影響とか云々は抜きにして、もう、明らかに不適切だという判断ができたってということですか、もうこれに関しては。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

表現として不適切な施工箇所というようなことを書いておるんですけれども、その天井内におきまして、天井ボードを構成している金物、あるいはその天井ボードの取り付け方が設計の仕様どおりになっていないというようなところがあると、ということが確認されておりますので、そういうところについて不適切な箇所というような表現をしたところでございます。

松隈清之委員

どういう状態なのかはちょっとよくわかんないんですけれども、それは、今回のその破損につながったかもしれないのか。いや、そこは、破損には直接影響しないような施工不良なのかっていうのはわかりますか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

そういったところも含めて、今後調査の必要があると考えているところでございます。

松隈清之委員

調査をせないかん、調査をせないかんっていうのもわかるんですよ。

それで、その前に、23日の時点で揺れの影響かどうかわからないけれどもクリアランス不

足があると。これ、施工不良ではなくて、これはクリアランス不足っていう表現なんで、クリアランスが足りてないと、これ、もう天井がずれた状態で、ある部分についてはクリアランスが足りてないということだとしてですよ、それ、揺れの影響かもしれんし、そうじゃないかもしれんのですけど。

揺れの影響だとすると天井の状態にもよるんですけど、片方に寄ってるんだったら、片方は逆にクリアランスありすぎる状態になるじゃないですか。

簡単に、じゃこっちは詰まっとるけん切断しましょうねっていう話に、ここ、施工業者も施工監理者もおるんですけど、そんな簡単に切断しましょうねみたいな話になるんですかね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

23日の判断につきましては、基準としてそういう6センチ以上必要であるというような趣旨のことを担当者のほうが説明しておりまして、そういう必要性があるということであればというようなことで、切断作業のほうを了承したということでございます。

松隈清之委員

23日の時点では、施工業者も施工監理者もおるんですよ。それで、もちろん、壊れた天井ですよ。だから、もともとどういう状態になっとかないかんかっていうのは、つくったほうも、施工監理者も、もちろん施工監理者はこれ設計したところだから。当然知っとかないかんわけですよ。

だから6センチ以上、6センチって設定してたのか、6センチ以上だからそれが7センチなのか8センチなのかわからんですけど、どういう設計してたのかはちょっと知らないんですけど、6センチ以上のクリアランスが要するという設計も施工もしているということであれば、要りますよって言われても、これ、クリアランスとっているんで、ないんだったらずれてるんですよっちゃう話になると思うんですよ。

クリアランスをとってやっているという前提に立っていれば、こっちはないんだったらそれ天井がずれてますよ。だから、そんな簡単に切断とかしていいのか、そもそもその施工監理者が、設計した側が簡単に切断を許すとも思えんのですけど。どうなんですかね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

その判断につきましては、今後予定しております復旧工事に対して影響があるとすれば、当然、その必要性があるというようなことを担当者のほうが説明をしたということでございます、簡単に了承されたかどうかというのは現場のほうでの話がある程度あったと思いますけれども、そのところについては、詳しい状況はわかっておりません。

尼寺省悟委員

この資料見て、どうもわからんところがかなりあるんですが、もともと、そのクリアラン

ス不足を確認したのは、これ誰が確認したわけ、豊の社員。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

7月23日の件につきましては、担当課の、私どもの担当職員のほうが確認しております。

尼寺省悟委員

復旧工事をやっていた豊の社員ではなくて、職員が見つけたということ。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

私どもの担当職員でございます。

尼寺省悟委員

そして、今泉と安井か、担当者呼んで見解を求めたとあるよね、見解を。

何と言ったわけ。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

担当職員のほうも初めて、今回、廻り縁内の状況というのが、初めて中身が、外した段階で状況が初めてわかったと。

当初、クリアランス不足とかっていうことにつきましては、想定していなかったもので、それが、その状況が今現在目の前にそういった状況があるということをまず確認をしていただくために連絡をとったというようなことです。

尼寺省悟委員

ちょっと、よくわからんけれども。

ほら、ミスは施工業者が認めたと、これ極めてね、後々になって大きな問題やけれども、この時点で施工業者は、見解を求めたこの時点で、ああ、施工不良があったというふうに、両者ともこの時点で認めたわけ。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

その時点ではそういうことは言われておりません。聞いておりません。

尼寺省悟委員

そうなってくると、そのあれも、何か、口頭で認めたとか、どうのこうのっちゅうの、よく、こうわからんけれども、これは後で損害賠償とかそういったことになったときに、極めてこれ重要な問題になってくるっていうのはあなた方もわかっているとおりばってんさ、その、ミスを認めた、施工を認めたっちゅうのが、具体的にどうななんと、どの時点なのかつちゅうのは、あなたの説明を聞いててもちょっとわからんけどね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

23日につきましては、その調理エリアの最初の洗浄室だけの廻り縁の撤去がされた状況の中で、そういう一部クリアランス不足があることが確認されて、職員のほうが確認しており

ます。

それで、残りの調理エリアにつきましては、その時点ではまだ廻り縁のほうを外れておりませんでしたので、あくまでもその洗浄室の中では、そういう一部不足が見られる場所があるというようなことでございます。

尼寺省悟委員

ちょっと今のも、ようわからんけどね。

あとでまた質問するけれども、切断作業を行ったと、職員がね。

ある意味じゃこれ隠蔽工作と、そうとも取られかねないってね。そのクリアランスが、要するに設計不良の場所を誰もわからんうちに切断してね、なくそうというふうにもこれ取られるっちゃんね。

だって、施工不良の場を、誰もわからんところで切断してしまったら、もうそれないちゃけんね、そこだけとするならば。結果的に知らないうちに全部やってしまったと。

そうしたら、何も残ってこないし、後々市が施工業者とか、そういったことに対していろいろ請求するときも、そういった現物がなかったら何もでけんでしょう。だから証拠は証拠としてきちっと残さないかんと思うんやけどね。

まあ、いいたい。

それと、結果的に、これ7月25日に中止を決定したと、そして、8月18日に仮復旧工事を再開したいと。この間というのは何もやってないわけでしょう。いわゆる、豊に依頼した工事といったものは。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

実際、その工事を中断したのは7月27日でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

8月18日に、仮復旧工事を再開したとあるから、この27日から18日までの間は工事はやってないわけでしょう。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

工事は行っておりません。

尼寺省悟委員

さっきも、その原因についていろいろあったけれども、松隈議員言ったように、6センチのクリアランスがこっちにくっついていたら、こっちは少なくとも12センチはあるんでしょう。何か、廻り縁は10センチぐらいなんでしょう。

だから、2センチあるんだから、下から見たらこれわかるし、天井の上にはいっぱい物が

載っているわけでしょう。配管とかダクトとか配線とか、そういったものが、あるいはつり天井だからこう、何かね、普通の紐じゃなくて大きな何とか、ね。

だから、もし原因が地震の揺れということであるならば、6センチも揺れた状態であるならば、釣り糸だってこう斜めになってるだろうし、中にある配管とか、そういったものに歪みがでてきているわけでしょう。

でもそれは、あなた方は調査して、それは何ともないというような結論を出してるわけでしょう。そして、縁がなかったっていうたら異常な状態がずっと続いていると、釣り糸っちゅうのは垂直になっているけれども、6センチ歪んでいるならこう斜めになっていると。配管自体も6センチも動いとるんなら、上でね、ボルトだってネジだって壊れとるかもしれんし、そういったことは基本的にはなかったわけでしょう。

クリアランスが6センチで、べったりくっついとるとするならば、地震の影響でついているとするなら少なくとも6センチは動いたわけでしょう。動いた状態がずうっと今まで続いとるっちゅうことでしょう。（「べったりかどうかはわからんけどね」と呼ぶ者あり）少なくとも5センチ、6センチの。地震があつてから今まで。

ということは、極めて不安定な状態に今なっているわけよね。そういったことは基本的にありえんでしょう。

そういうところを言いたい。

原 祥雄教育総務課総務係長

まず、天井が動いた量というか、大きさですね。これ、そのものが何センチ動いたのかというところも不確定……、まだ私たちにはわかっておりませんので、その点について今の時点ではお答えすることは難しいです。

尼寺省悟委員

いや、私が言ったのはこういうことたい。

本来、6センチのクリアランスがあるところがないと、これが施工不良なのか地震で動いたのかわからんと、そういうふうに言うけんね。もし地震で動いたと、本来6センチあったと、地震によってくっついたと、じゃ6センチ動いたっちゅうことでしょう、天井が。それが、今もそれはずっと続いているっちゅうわけでしょう。

だから、それは、そういった異常な事態ちゅうのは考えられんじゃないかと。だから、もともと施工不良があつたんじゃないのか、地震でもって動いたちゅうことじゃないんじゃないかと、そういうことを言いたい。

それともう一つ、ほら、きのうも実は地震があつたわけよね、きのうも。あれ震度4ってなっているわけよね。

そして、現実的に今だって施工不良の部分があるわけでしょう、施工不良の部分が。ずっと今爆弾を抱えているわけでしょう。ということは、今後震度4ぐらいの地震があったらまた滑落すると、そういった可能性もあるわけでしょう。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

今回の復旧工事に当たりまして、施工方法については、4月の時点で横揺れプラス縦揺れと、複雑な揺れが起きて天井ボードが廻り縁に衝突をして一部剥落をしたというようなことで認識をしておりますので、今回の復旧工事に当たりましては、その上下動についても対応できるような復旧工事の内容といたしております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いやいや、私が言っているのはそうじゃないって。

最後に言ったことはそうではなくて、現在復旧工事は中断しているわけでしょうが。全てその6センチのクリアランスがないところもあるわけでしょうが、今ね。

全部6センチのクリアランスをとるような作業、だから、現実的に一部しかやってないんだから、ほかのところは6センチのクリアランスがないところがあるわけでしょう。

だから、そういったことをずっと保持しとって、今後、また地震があったら、また同じようなことになるんじゃないのかと。爆弾を抱えているんじゃないのかと、そう言っているわけですよ。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

確かに、今現在そういう状況でございますので、一刻も早く調査を行い、そしてその問題解決を図り改修工事のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

それで、本来ならば、本来ならこの1カ月間で原因——原因ちゅうか、原因は別個にあったかもしれないけど、本来なら、この1カ月間で終了する予定だったわけでしょう。

それが何らかの理由で、さっき1カ月弱ぐらい中断しとったと。その結果としてできなかったということでしょう。本来ならば、復旧工事を完了する予定やったんでしょ、9月以降。

それができんやったわけでしょう、復旧工事とめとるんだから。市長はいろんな理由があったからと言っとる。結果として、そのことが、今後地震が起きた場合に、きのうも起きたけれども、きのうは2とか3とか、震度4ぐらいで落ちたんだから、今後、震度4があったらまた同じような結果が出ると。

だからそのことを、恐らく、本格的な工事は、冬休みとか夏休みということだろうけれど

も、それまでの間に同じような震度4ぐらいの地震が起きたら、また同じような形になることだって想定できるわけやろうもん。

それも、別に空想で言っているわけやないし、きのうだって2とか3とか地震が起きたんだし。そういったこともある得るんじゃないのかと。だから、その辺をもう少し考えんといかんのじゃなかろうかと。

古賀和仁委員長

答弁は。（「もう、よか」と呼ぶ者あり）

ほかに。

松隈清之委員

ちょっと、このクリアランス不足っていう表現と施工不良と言うのかな、不適切な施工箇所が確認されたという表現があるじゃないですか。これは、違うものっていうことですかね。違うものという認識をしたほうがいいですか。

例えば、この23日の時点のクリアランス不足っていうのは、さっき言った不適切な施工とは無関係にクリアランスが足りてない場所があると。

言うたら、つくったときは、適切に施工しとったけれども、それがずれた可能性があると思えるようなところ、だから、その時点では業者も施工不良を認めてないわけでしょう、その時点では、先ほど説明によると。

ということは、その時点でいやこれは揺れてから動いているんでしょうっていうことは、さっき言われたような金具云々とかの施工に関しては適切にされとったけど、地震で揺れてクリアランスが不足しているかもしれないという状態のことがこのクリアランス不足で、29日以降の調査でわかった分は明らかにこれはクリアランス云々でなくて、もう施工として状態としておかしいと、別のもんだと思っていいわけですか、23日に発見した部分と29日以降の調査でわかった部分は。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

このクリアランス不足につきましては、少なからず地震の影響があるというふうには思っております。

ただ、これも調査をしてみないとその辺ははっきりいたしませんけれども、明らかに設計の仕様と違う場所があるということについて、私どもは表現として一部不適切なというような表現を使っておりますけれども、設計の仕様とは違った箇所が散見されているというふうな認識でございます。

松隈清之委員

だから、再度確認するけれども、23日に発見した部分っていうところでは、設計どおりに

施工されてなかったっていう状態ではないということですかね。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

ということは、地震で動いたかどうかの部分は今後調査を待たないかんところでしょうけど、不適切な施工箇所ね、表現で言う不適切な施工箇所が確認をされたということですかね。

それで、この不適切な施工箇所が、事前にちょっと聞いたところでは凸凹しとるというようなことも聞いとるんですけど、最大どれくらい、例えば、クリアランスに影響を及ぼすような施工不良だったんですか。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

そのところについても、天井自体がそもそも地震によって動いている可能性がありますので、はっきりした数字の根拠をお示しすることはできません。

以上です。

松隈清之委員

それでは、先ほどもちょっと確認したんですけれども、切断作業を行うことの確認をしたと、23日に。それで、25日に切断作業を開始するも午後に中止を決定と。これは、何で中止を決定するのかっていうことなんですよ。

先ほど、詳細な調査を行うため、これ仮復旧工事にとどめる必要があると判断したので天井災害復旧工事は中断、これはわかるんですよ。要は、今回やろうとした天井の災害復旧工事は、ちょっとそういうのが出てきたんで中断するっていうのは、まあわかりますよね。

ただ、切断作業の中止っていうのは、要は、誰が決定するんですか。要は、指示をしつつ、朝からやっているのに今度中止っちゃうのは誰が指示をするんですか。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

25日の件ですけれども、私のほうに報告が上がってきまして——私も工事のおくれを一つは懸念しておりまして、安易に軽率な判断であったんですけれども——現在の業者さんのほうから施工当時の業者にそういった作業をさせているというようなことで、私どもも正式な手続をとっていなかったというようなこともございまして、そういった指摘を受けておりましたので、午後に私のほうで中止をさせたということでございます。

松隈清之委員

ということは、調査が必要だから中止を決定したわけではないということですか。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

その時点では、まだそこまでの判断には至ってなかったということでございます。

松隈清之委員

言い方はどうかなっていうところもあるかもしれませんが、冒頭、市長からおわびありましたけど、6月にこの件は、建てて1年もたたんやつが、ほかのところは壊れてないのに何で建てたばかりんとが壊れるのかってという議論がされたんですよね。それで、そのときは、国の基準どおりに特定天井のその施工基準に従ってやっているんで、それでも壊れたっていうのは想定を超える縦揺れ、横揺れがあったということで説明を受け、そういう理解をしとるわけですよ。当然、執行部もそういう理解をしてたと思うんですよ。

ただ、それがこの7月23日の時点では天井が動いているかどうかってということで、そのわからんとしても、29日以降の調査で、不適切な施工箇所が確認されとるわけですよ。であれば、ここは当然、議会にもう説明が要るんですよね。場合によっては、今回の剥落の原因になったかもしれないので調査の必要がありますと。ついてはこの災害復旧工事はちょっと中断をさせていただきますという説明がなされないかんのですよ。

多分、全議員そうでしょうけど、一番最初にこの件で電話いただいたのは、工事がおくれるので、2学期の給食が予定どおり再開できないかもしれませんよってという報告を受けているんですよね、我々は。

だから、全くその本質的なことじゃないですよ、それは。

6月で一般質問された議員さんもいらっしゃいましたよね、何でそんなすぐ壊れるんかと。その根拠づけが基準どおりにやってます、ということである以上は、そうでない可能性が出てきた時点で、それは速やかに議会に報告して、そういう対応するっていうことも議会に言わねばならないのに、言うたら新聞記事で我々は知るわけですよ。

これは、冒頭、市長のおわびがあったけれども、そういう次元じゃないと思いますね、ただ報告がおくれましたっていう。いや、もちろんおくれて悪いんですけども、先ほど尼寺委員言われましたけど、新聞報道なかったらじゃ我々は何もわからんまんまさらっと流れとったんかっちゃう話になるわけですよ。

市長も、要は新聞報道があって、当然、そういうおそくなっただっていう部分を言わねばならなくなっただでしょうけどね。

だから、そこはちょっとね、非常に問題があると思うんですけどね。いかがでしょうか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

確かに、今御指摘があったとおりでございます。

本来であれば、そういう状況になったときに報告すべきであったことと思っております。それがおくれたことに対しては、非常に反省しているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

いずれにしても、調査を待たないかん部分がありますんで、当然、施工どおりのまず状態、それから今後の新たな、以前と違う仕様で当然今回やるわけだから、そこら辺のじゃどこまで前の業者が手直し、どこまで応じるのかっていうのも今後の調査の部分であるのかもしれませんが、詳しい調査を待たないかん部分があるんでしょうけど、恐らく、どこに瑕疵があったのかも含めたその責任の所在の部分ね。瑕疵の割合も含めて当然議論になると思うんで、現場の保存ていうか、写真とか、僕ら何も、とにかく文書でしか見てないんで、きょうは別としても、今後そういう説明をされるときは現場の写真とかなんかもぜひつけて報告をいただきたいなっていうことと、現場の意識もやっぱりこんだけ問題になつとる案件なんで、これはやっぱり上がってきた時点で、調査した時点でこれはやっぱり問題があるなという意識は持ってもらわないかでんすね、そこら辺はね。

意見です。

尼寺省悟委員

もう一点だけ。

さっき、市長が報告のおくれと言われたんやけど、実際わかってから市長が公式に表明するまで1カ月間かかてるよね、1カ月間。

それで、7月23日、25日にわかったと、そしてちゃんと公表したと、そして、その時点で今から原因の検証とか復旧作業やりますよと言えば、1カ月間あったんだから、本当に8月の終わりの段階で全てが終わったかもしれんたいね。

ところが、今となっては復旧工事もきちんとできてない、検証作業もできてないと。だから、やっぱりおくれたっちゃうことが一番の問題、それは市長のやっぱ責任よね。

市長がいつ報告を受けたかどうかわからんけど、やっぱ適切に彼が、報告を受けた時点できちっと判断して、その時点で公表すると。そして、今からの間で検証作業をやって、原因を突き詰めて、そして復旧作業やりますというふうにすれば、ひょっとしたらこの止まっている1カ月の間にできとったかもしれんちゃんね。それで、今できてないと、爆弾を抱えたままだと、やっぱこれは大きな責任だと思うっちゃんね。

それともう一つ、ちょっとこれ、事実の確認やけど、朝日新聞が天井ボード65カ所が破損し、いずれも壁際の場所に集中している。これ、こういうことなんですか。

65カ所が破損して、いずれも壁際の場所に集中していた。これ、事実なの。(発言する者あり)

古賀和仁委員長

午前11時32分休憩

午前11時33分開議

っと……、箇所数が多かったかと言われますと、どちらかというとなかったようには思いますがそれでも。（「いいです」と呼ぶ者あり）

久保山博幸委員

とにかく、この報告書を受けてもよくわからないところばかりなんですね。

それで、専門的に見ても、何でその簡単に切断を許可したのかという、許可して何がどう改善するのかっていうところもわからないし、これは、私はもう最初から専門家で公平公正に見るべきだと思ってたんですけども、今の段階で調査機関を入れて調査するということですので、そのあたりは、もう私は調査機関に今の段階では任せるしかないのかなと、いろいろ推測しても状況がよくわかりません。ですから、それは専門家の調査の結果を見て判断したいと私は思うんですが。

それで、今想定されている調査機関というのは、どういうところを今想定されているのか、進行があれば教えていただきたいんですが。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

調査機関については、ただいまいろいろ調べておるところでございますが、できれば公的機関というようなところで調査のほうをしている最中でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

ところで、ずれたかどうかについてはちょっとまあ、調査も含めて待たないかんのですけど、不適切な施工箇所があったっていう部分があったじゃないですか。これは、施工監理業者がおりますよね。それで、その施工監理業者はそういうことがないように大体おるわけですよ。

それで、今後、例えばどこがどれだけ責任取るかっちゃう部分もそうですけど、施工監理業者は、そこは行き届いてなかったっていうところは認めておられるわけですか。

江崎充伸教育次長兼教育総務課長

現段階では、そこは確認できておりません。

松隈清之委員

確認できてないっていうのは認めてないってことだと思うんですよ。

当然、不適切な施工箇所が、これ立ち会つとるわけですよ、施工監理業者がおるわけですよ。その場で、調査のときに。29日から3日までの間に。

それで、不適切な施工箇所があったっていうことは、実際——これは我々の感覚ですよ。実際、そういう施工監理をしている人の感覚ではないんで別ですけど、我々素人の感覚で言うと、そういうことがないようにするのがあなたたちの仕事であって、そのためにお金を払

っているんでしょっていう感覚ですよ。

それでも、自分たちの責任については確認をされてないんですか、認めてないんですか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

繰り返しになりますけれども、現段階では確認ができておりません。

下田 寛委員

ちょっと1点、先ほど久保山議員からもありましたけれども、調査の時期、あとは改修を行うというのは、やっぱり実質冬休みになるんでしょうかね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

今後の調査にもよりますけれども、現段階ではいつできるのかというのは未定でございます。

以上です。

松隈清之委員

それ多分、先ほどお尋ねしたことで当然関係してくると思うんですよ。結局、じゃあ誰がそれをやるかっていうと、当時かかわったところが責任を持ってやらないかんちゅう話になるわけじゃないですか。

それが終わった後に、今回出されている災害復旧工事がその後するってことですよね。当然、余計に金がかかることになるんでしょうけど、その災害復旧工事に関しては。

ただ、不適切な部分に関して戻すってところまではせないかんのだけれども、それが、認めてなければ、瑕疵を認めてなければ、いや、それはもう、うちはお金出しませんよっていう話にもなるわけですか。

じゃあ、そこが、施工業者と施工監理業者と市がある程度そこで協議が調って、じゃその調査結果に従って、そこで話し合いされて、責任の、どこどこに責任があるという割合が決まらんことには多分工事できんですよ。

とりあえずやれちゅう話にもならんですよ。だから、見えている部分の責任ですよ、不適切な施工。

地震の影響はまたその先ですよ。

地震は、それに対してどれだけ地震の揺れに対してその施工不良がどれだけ影響を及ぼしたかっていうのは難しい調査になると思うけど、それは待たないかんとしてもですよ。

少なくとも施工不良に関して、どこまでの瑕疵をそれぞれが認めているのかっていうのは、大事だと思うんですよ。工事再開というか、手直しを終わらせるっていうのに関しては。

そこは、今当然聞いても答え、ないんでしょうけど、これは早い段階で調整をしとかないと、調査が終わっても工事ができないということになりますからね。早いところそこら辺の、

その調整はしておいたほうがいいと思いますよ。

古賀和仁委員長

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに、ありませんか。

尼寺省悟委員

ちょっとしつこいようやけどね、やっぱ新聞報道はみんなそう書いとるっちゃんね。施工業者がミスを認めたと。

それで、市長も業者は設計どおりに施工していないと認めていると、こういう言い方を全部しとるっちゃんね。

これを見たら、ああ、そうかと。設計業者、施工業者はもう施工不良を認めたんだ、そんなら、あとは、話は簡単やろもんと。そこに金を出してとなってくるったいね。

今の話聞きよったら、そうでもないとか、あんまりはっきりした答えはなかったね。代表者会に来たときも、いや、口頭で今泉は認めたとかね。何か、どうもその辺が、本当に認めたのか、認めてないのか、これ極めて重大な問題やんね。

その辺は、やっぱりまだわからんということ。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

現段階ではわかりません。

以上でございます。

松隈清之委員

1個確認ですけど、施工不良のある部分は見たらすぐわかるというところなら施工不良なんですよ。

認めてないのは、地震との因果関係を認めてないっていう意味なんですか。施工不良はあったわけでしょう、確実に。不適切な施工は。

いや、ここに書いてある不適切な施工箇所っていうのが、手直しも必要がないことなら別に報告にも上がらんとするんですけど、不適切な施工箇所があるっちゃうことは、それは施工不良なんですよね。だから、そこは手直しがいる部分なはずなんですよ。

ただ、地震で壊れたのか、施工不良で壊れたのかっていうところを認めているか認めてないかっていう話なのか、いやいや、うちは施工不良なんかしていませんよって言っているのかでは全然違うんですよ。

地震との因果関係は、今後また詳しい調査を待たないかんけれども、明らかに不適切な施工箇所があったのであれば、それは瑕疵を認めているわけでしょう。

いや、この不適切な施工箇所は教育委員会だけの認識で、相手方は全然、新聞では認めた

と書いてあるけど、相手方は全然、いや、あれは不適切な施工ではありませんっていうのは全然違うと思うんですよ。

だから、あれは地震の影響で壊れたんだって施工不良の影響で壊れたんじゃないっていう、地震との因果関係、壊れたこととの因果関係をいつているのか、施工不良自体、不適切な施工自体を認めてないのか、どっちなんですか今。

施工というよりも、仕事に関して施工監理業者もおるから、施工監理業者もどういう、地震との因果関係ではなくて、自分の仕事に対してきちっとできてなかったことを認めているのかどうかなんですね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

当時の施工会社の方については、現地のほうを詳しい状況は確認されておられません。

写真でしか確認されておられませんので、ですから、現段階で明確にお答えすることはできません。

松隈清之委員

これ、7月29日から8月3日ですよ。

いつ、その写真を見せられたのかわからんけど、常識的に考えたら見に行きますわね、現場。わあ、本当ですね、すんませんって話になると思うんですよ。不適切だって突きつけているわけだから。

だから、現場見てないってことですか。

この25日の時点ではおったんでしょうけど、切断しようとしてたから。そこは、不適切な施工ではなかったとしても、不適切な施工箇所を確認しているわけだから、教育委員会としては確認しているんですよ。それに対しては、当時の施工業者は確認を、現場確認をしていないということですか、今だに。

それと施工監理業者。施工監理業者は、当然、それを見つける仕事をしているわけだからここで——見つける仕事っちゅうわけじゃないけれども——施工監理業者による現地確認を実施しているわけだから、その結果判明しているわけでしょう。ということは、施工監理業者も施工監理が行き届いてなかったと、結果論としてですよ。結果としてですよ。

どこまでそこが施工監理してたかどうかは別として、結果としてそれが施工監理が行き届いてなかったっていうことは認めてないんですか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

確かに、29日のほうに、現地のほうに施工監理業者については入られております。

ただ、施工監理がきちっとできていなかったかということについては確認が取れておりません。

松隈清之委員

施工監理が適切に行われていたかどうかの確認は取れてないんでしょうね。いや、確認取れんと思うんですよ、だって遡って見ることできんから。

だから、先ほど申し上げたのは、結果としてと言ったじゃないですか。結果としてそういうのがあるってことは、結果としてきちっとした施工監理できてないということですよねってことにはならんのですかっていう、そのことを施工監理業者は認めていませんかって言うてるんですよ。

言うたらこれは、市もそうですよね。市の担当者も不適切なところが出てくるということは、ちゃんとチェックしてんのかみたいな話は出てきますよ。

ただ、もちろんそれも出てくるんだろうけれども、そういうことがないようにお金払ってつけるのが施工監理業者ですからね、我々からしたら。そんなのもできんのやったら金返せっちゅう話ですよ。

そこは確認取れてないんですか、認めてないんですか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

認めているということは聞いておりません。

尼寺省悟委員

ということは、結局、施工業者の今泉も設計監理者の安井も施工不良があったと、要するにクリアランスがないところがあったのは認めるけれども、それは俺の責任じゃないと。

俺の責任とは認めてないと、そういうことやね、それでいいわけね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

その点については、現段階では確認できておりません。（「確認できてないことが多過ぎる」と呼ぶ者あり）

久保山博幸委員

話を聞いてて、誰が現場の、この状況のイニシアチブを取っているのかなっていうところが不明確で、それで、元をたどれば設計者、あるいは監理者のスタンスですね。スタンスが、どういうスタンスでおられるのかなっていうのがちょっと首をかしげるところかなと。

だから、今回、第三者で調査するのであれば、その辺はもう公平公正にやっていくべきかなというふうに考えます。

松隈清之委員

きょう、もう今やりとりしても現時点で出てこない、確認できてないことが多いので、きょうの議論を踏まえてまた改めて時間を取って、そんなときには写真等の資料も含めて、我々もちよっとどういう状態なのかわからないですよ。議論のしようがないんで、そこをちょ

それで、きょうのところは、もう私はありません。

いいですか。

ほかは、いいですか。ありませんか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

本当にきょうは、貴重な時間を取っていただきありがとうございました。

先ほど、市長のほうからお話もありましたが、議会への報告のおくれといえますか、その判断の甘さといえますか、認識の不足といえますか、見通しの甘さとかそういったことを非常に痛感しております。

もっと情報の透明性といいますか、そういうことをしっかり今後考えていきたいというふうに思っています。

給食センターというふうな形で、5,300食の給食を提供しているわけですので、こういったいろんな事案であったり、事故があったりすると全部ストップしてしまうというようなことも含めて、今後は本当に、今回はいろんなことありましたがけれども、給食のほうで26日の予定どおりということのできたのは非常によかったんですけども、今回のことをしっかり認識しまして、以後このようなことがないように、しっかり努力していきたいと思います。

本当にいろいろお世話かけました。本当にありがとうございました。

執行部にお願いをしておきます、給食センターについては、今後、何かの報告等ほかも含めて何かあれば、ぜひ、できるだけ早く委員会にも報告を、議会に対しても報告をしていたくということをお願いをしておきます。

~~~~~

それでは、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

– 29 –



平成28年 9 月 14 日（水）



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長    | 古 賀 和 仁 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛   | 〃   | 久保山 博 幸 |
| 委 員     | 小 石 弘 和 | 〃   | 松 隈 清 之 |
| 〃       | 尼 寺 省 悟 |     |         |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 総 務 部 長                        | 野 田 寿   |
| 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長         | 石 丸 健 一 |
| 総 務 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長          | 鹿 毛 晃 之 |
| 総 務 課 庶 務 防 災 係 長              | 古 賀 庸 介 |
| 財 政 課 長                        | 姉 川 勝 之 |
| 財 政 課 財 政 係 長                  | 秋 山 政 樹 |
| 契 約 管 財 課 長                    | 三 橋 和 之 |
| 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長            | 松 隈 久 雄 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                | 岡 本 昭 徳 |
| 議 会 事 務 局 長                    | 緒 方 心 一 |
| 企 画 政 策 部 長                    | 園 木 一 博 |
| 企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 | 松 雪 努   |
| 総合政策課政策推進係長兼地方創生推進係長           | 田 中 秀 信 |
| ま ち づ く り 推 進 課 長              | 藤 川 博 一 |
| 情 報 政 策 課 長                    | 古 澤 哲 也 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 |   |   |   |   | 育 |   |   |   |   | 長 | 天 | 野 | 昌 | 明 |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 兼 | 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 江 | 寄 | 充 | 伸 |
| 教 | 育 |   | 総 | 務 | 課 |   | 総 | 務 | 係 | 長 | 原 |   | 祥 | 雄 |
| 学 |   | 校 |   | 教 |   | 育 |   | 課 |   | 長 | 柴 | 田 | 昌 | 範 |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 兼 | 図 | 書 | 館 | 長 | 佐 | 藤 | 敦 | 美 |

#### 4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

## 5 审查日程

## 審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について

〔説明、質疑〕

議案審查（企画政策部）

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例

議案甲第21号 鳥栖市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

〔説明、質疑〕

陳 情

陳情第11号 鳥栖市立小中学校トイレ改修の要望書

〔協議〕

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前10時開議

古賀和仁委員長

ただいまから、平成28年9月定例会の総務文教常任委員会を開会いたします。

~~~~~

審査日程の決定

古賀和仁委員長

早速でございますが、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。付託議案につきましては4件でございます。また、陳情1件が送付されております。

審査日程につきましては、本日14日は総務部、企画政策部及び教育委員会事務局関係議案の審査及び陳情について、15日は休会とし、16日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いをしたいと思います。

なお、16日は採決のあとに総合政策課より国家戦略特区についての報告をいただくことといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

あと、現地視察につきましては後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程について、以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

松隈清之委員

基本的に、これでいいかと思うんですが、多分給食センターについて、まだいろいろお聞きしたいところもあると思いますんで、本日、審査終了後時間があればそういった時間を。付託議案の審査、質疑が終了すればそういう時間と、もし、それで足りないようであれば15日もそういう、引き続き時間を取っていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

これで、当面これでもいいですけど、場合によっちゃ15日も必要であれば開催していただくということでお願いしたいと思います。

古賀和仁委員長

ほかに。これについて、何かありますか。

尼寺省悟委員

一般質問でも、教育問題で特別教室のエアコンの整備、そういった問題も出たようですので、これについてもせつかく陳情で小・中学校トイレの改修の要望書の審議もありますので、

よかですか。

給食センター及びエアコンについて協議をしたいという、委員さんからの意見がありますが、これについて、別途に時間をとってやりたいということでございますので企画政策部のあと休憩をとって、改めてこれについてどうするか協議をするということでしょうか。

松隈清之委員

15日にするなら15日にするでいいんですよ。ただ、そういう時間がこの日程中にどっか取れればなあと。

わかりました。

それでは、このことについては、別途正副で協議をいたしまして……。〔発言する者あり〕
別途、する場合においては、担当課とも調整しながら、別途……。〔発言する者あり〕
暫時休憩します。



再開をいたします。

今、日程案の中で、給食センター、それからエアコンの部分について協議をしたいということで、この分の日程を本日の議案の審議、陳情まで終わったあとに、正副委員長でどういうふうな形にするかまで含めて協議をし、どこの日程に入れるかについて皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いします。これで、ようございますか。

それでは、審査日程については以上のとおり決したいと思います。よろしいでしょうか。

異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付したとおり決しました。

下田 寛副委員長

現地視察についてですが、今のところ予定は立てておりません。リクエストがございましたら、きょう中に私まで言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

古賀和仁委員長

それでは、現地視察については、副委員長のほうに、もしあるのであれば申し出をしていただきたいと思います。なければ、16日は現地視察を行わず自由討議、総括、採決ということになります。

総務部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分開議

古賀和仁委員長

~~~~~

総務部

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

## 古賀和仁委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第19号、議案甲第24号の2議案であります。

それでは、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## 姉川勝之財政課長

皆さんおはようございます。

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、総務部関係について御説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、お手元に配付いたしております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料1ページ目をお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

まず、款10. 地方特例交付金、項1. 地方特例交付金、目1. 地方特例交付金、節1. 地方特例交付金のマイナス14万1,000円につきましては地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款11. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税、節1. 地方交付税の1億3,749万3,000円につきましては普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の1ページ目をお願いいたします。普通交付税の推移等について記載をいたしております。

平成28年度につきましては、現時点で交付基準額が6億8,749万3,000円となっております。当初予算からの主な変更につきましては、基準財政収入額において市民税、法人税割の減により増額をいたしております。

説明資料に戻っていただきまして、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金のマイナス4億654万円につきましては、平成28年当初予算で財源調整のために繰り入れておりましたものを、地方交付税等の増があったことにより繰り戻すものでございます。

次に、款20. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金、節1. 繰越金の7億8,300万4,000円の補正につきましては、平成27年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の2ページ目に、繰越金の詳細について記載をさせてもらっております。

歳入の繰越金と歳出の繰越金を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた額が7億8,300万5,000円ということになっております。

説明資料のほうに戻っていただきまして、2ページ目をお願いいたします。

款の22市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料4ページ、5ページ目と合わせてごらんください。

まず、款22.市債、項1.市債、目6.臨時財政対策債、節1.臨時財政対策債の1億2,660万円につきましては、発行可能額の確定に伴う補正でございます。

次に、目7.災害復旧債、節2.農林水産施設災害復旧債の50万円につきましては、平成28年発生災害復旧事業に伴うものでございます。また、節3.土木施設災害復旧債の330万円につきましても同じでございます。

以上で、歳入の説明を終わりました、歳出の説明に移らせていただきます。委員会資料、2ページ目の中段部分になります。

款2.総務費、項1.総務管理費、目12.財政調整基金費、節25.積立金の4億円につきましては、平成27年度繰越額の確定に伴う財政調整基金への積立金の補正でございます。

次に、目13.公共施設整備基金費、節25.積立金の2億5,000万円につきましては公共施設整備基金への積立金の補正でございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の3ページ目をお願いいたします。

財政調整基金につきましては、平成28年度9月補正後現在高、約23億8,100万円。公共施設整備基金につきましては、平成28年度9月補正後の現在高が約28億9,900万円となる予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **尼寺省悟委員**

基金残高見込みという資料がありますよね。その中で、公共施設整備基金ということで、9月補正の段階で28億……、約29億円ということなんですが、これについては、確かに公共施設の整備については、スポーツ施設も含めて平成28年か29年にその計画を、何かまとめるという話なんですけど、少なくともこういった形で整備基金を積み立てているからには、全くあてもなく、ね。金があるけんためてるっちゃうわけではないと思うんよね。

それなりにどうのこうの、ある程度の計画っちゅんか、その辺があつてのことだろうと思うんですけど、特に最近、震災の問題で市長はこの市庁舎については、ほかの大型事業があ



**古賀和仁委員長**

次に、議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

それでは、議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について御説明いたします。

議案書の7ページをお願いします。

仮契約書の写しにつきましては、議案参考資料の10ページにございます。

今回の議案は、鳥栖市消防団において使用いたします小型動力ポンプ付積載車4台を取得することについて、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

取得価格は2,157万1,920円。購入の相手方は、佐賀市本庄町の有限会社肥前防災でございます。去る8月4日に指名競争入札により入札を行っております。

以上でございます。

**古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

**松隈清之委員**

これは、実際頼んで、これはオーダーメイドとかですかね。

どれくらいの期間で納入されるんですか、納入される時期。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

本契約については、議決日が本契約になりまして、納入期限といたしましては平成29年2月28日を予定しております。

なお、内容については一部オーダーメイドになりますので、仕様書に基づいてお願いをすることになります。

以上でございます。

**松隈清之委員**

ここに書いてある平成29年2月28日までっていうのは、もう大体これぐらいかかるっていうイメージでいいんですかね、つくるのに。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

先ほど申し上げたように、一部オーダー部分もございますので、日程的にこのくらいはか

かるというふうに見ております。

**松隈清之委員**

これ、新しい車両が入って、そこに元々あった車両、対応年数が過ぎた車両が残るわけですけど、その車両についてはどういうふうにされるんですか。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

その車については基本的に廃車になります。

今回の契約では、その車の引き取り、現在の車の引き取りも含めて契約をする形になっております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

これ、廃車しないといけない補助金とかがあって廃車をすると、言うたら売却とかはできないんですね。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

基本的に、古くなったということで廃車をいたすものでございますので売却というのは考えておりません。

以上でございます。

**松隈清之委員**

売却できないというわけではないけど売却しないということですか、それとも売却できないんですかね。

消防の議会のほうに行くと、補助金があって、それは売却をしなければいけない補助金だから、これ処分しますという説明を受けるやつもあるんですよ。

これが、そういうような必ず、要は、売って利益を出しちゃいけませんよと、補助金つけるんだからというような補助金がついててできないとかではなくて、単に、もう古いから売却はしないということですか、どちらですか。

**古賀庸介総務課庶務防災係長**

松隈議員の御質問にお答えいたします。

消防自動車、補助金が入っていれば廃車のほうをしなければいけないということで、鳥栖市のほうの消防自動車、それから消防ポンプ自動車においては補助金のほうは活用させていただいておりません。

それで、財源としては、市債のほうを活用しておりまして、市債が償還後に、約20年をめどに廃車、更新をしておりますので、この件につきましては、特に、条件として、国庫補助金とか使っていて廃車しなければならないということではありません。

以上です。

#### **松隈清之委員**

でも、これ契約自体が引き取りまで含めた、処分費用も含めた額に、当然なっているんですよ。

それで、もちろん売却する、もう古くなったものを無責任に売却できないというのもわかりますけど、もう動かなくてどうしようもなくなったぼんこつじゃないですよ。現状まだ動いているわけでしょう。その日から、もう急に動かなくなるってということもないんで、財政が苦しいどころか、市町村によってはそういうのもいいから、安く買えるのであればほしいなっていうところもあるかもしれないですよ。だって、ここだって市債で買っているわけだから。

だから、性能保証まではできんとしても、そういうことも検討してもよかったんじゃないのかなあと。言え、この会社がどういうふうな処分をするかわからんですけど、そこでまた売却したらまた利益になるわけじゃないですか、極論するとね。

だから、そういったことは全く検討されなかったんですかね。

それが、ものすごく車両の運搬とか、配送とかにも費用とか、手間がかかってそんな金額で売れないとかっていうところまでやって、もうこれは処分したほうがいいのかという判断をされたわけではないでしょう。もう、要らんから引き取ってって言うだけです、きつと。

#### **石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

廃車ありきで検討をいたしております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

これを、だからってこれをね、認めないというわけではないですけど、全国には高いけん、中古でもいいけんほしいってところがあるんじゃないのかなと想像するわけですよ。

それが、例えば、もう1年しか使えんでも、1年それで使えるやったらいいっていうようなものもあるかもしれんし、2年使えればいいっていうものもあるかもしれんし、そういうことも今後やっぱ考えていかれたほうが、資源としても有効活用できるし、そこから先、修理が必要なら買ったところがすればいいわけだし、と思います。

以上、答弁は求めません。

#### **古賀和仁委員長**

ほかに、ありませんか。

#### **下田 寛委員**



すいません、これ、どこに入るのかを教えてくださいんですけど。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

第1分団第3部、これは真木町でございます。それから、第2分団第1部、これは水屋町でございます。それから、第3分団第5部、これは永吉町でございます。最後に、第5分団第2部、これは三島町於保里でございます。

以上でございます。

**古賀和仁委員長**

いいですか。

ほかにありませんか。

1点お聞きしたいんですけども、これについて、何か有効利用したいとか、地元とかそういうのは今まで上がったことはあるんですか、どうなんですか。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

把握はできておりません。

**古賀和仁委員長**

そうですか。

さっきの答弁によると、もう完全に消滅してしまうということですね。できれば、いろんな防災団体もございますから、何かいざというときに、ぜひというのがあれば検討していただけののか、その辺はどうですか。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ポンプ部分については取り外して、排水とかにも使えますので、そういう部分的には活用したいというふうに考えております。

**松隈清之委員**

それは、もともとそういうことをするつもりだったってことなんでしょう。

**石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ポンプについては活用を予定しておりましたので、その分を外した部分で廃車ということを考えております。

**古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑は終了いたしました。

企画政策部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時31分休憩

~~~~~

午前10時36分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

~~~~~

企画政策部

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第19号の1議案であります。

それでは、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博企画政策部長

おはようございます、委員会審査に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、御審議を賜ります議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、企画政策部関係補正予算でございます。

今回の補正予算につきましては歳入のみでございます。

さが未来スイッチ交付金の追加募集採択に伴う県補助金と鳥栖地区広域市町村圏組合の平成27年度一般会計決算に伴う返還金でございます。

以上、簡単でございますが、内容につきましては総合政策課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いします。

## **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

それでは、平成28年9月市議会定例会総務文教常任委員会資料、企画政策部関係について御説明を申し上げます。

先ほど、部長が申し上げましたとおり、今回、企画政策部では歳入の2本でございます。

めくっていただきまして、まず、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金147万5,000円でございます。

これは、県が今年度から始めましたさが未来スイッチ交付金、これの追加募集で提案を行ったところ内示が来ましたものですから、一旦、総合政策課で全て受け入れて各担当課で割り振るというふうな形を去年のチャレンジ交付金からさせていただいておりまして、歳出につきましては農林課のほうで予算を組んでいるところです。

それから、款21. 諸収入、項6. 雑入でございますが、これは例年のとおり入れておりますけれども、平成27年度の鳥栖地区広域市町村圏組合の管理運営部門の返還金41万円でございます。

以上でございます

## **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

## **尼寺省悟委員**

さが未来スイッチ交付金、ちょっとあんまりわからんけん、もうちょっとう、わかりやすくさ、それともう1つ、これ県全体でどれくらい組んでいるわけ、その2つだけ。

## **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

さが未来スイッチ交付金につきましては、今年度から3カ年間の事業ということで、今年度1億円の予算を組まれております。

それで、当初につきましては、47事業で6,000万円分の交付決定をされておりましたけれども、4,000万円残りましたものですから追加募集が行われまして、今回、鳥栖市分が採択をされたということでございます。

区分A、Bとございまして、区分Aでソフトが50%、ハードが50%、それで、それが合計50%でプラス区分Bということで、ハードが50%ということでございますので、ソフト事業が25%必要であると。

その半額を補助しますというような事業メニューになってございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

## **古賀和仁委員長**

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了します。

午前10時41分休憩



再開をいたします。

おはようございます。

以上です。

ありがとうございました。

市民の信頼を回復するよう、全力で業務に当たっていただきたいと思います。

– 46 –

教育委員会事務局

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第19号、議案甲第20号及び議案甲第21号の3議案であります。

それでは、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

それでは、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付をさせていただいております総務文教常任委員会資料にて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、表紙めくっていただきまして、1 ページのほうをお願いいたします。

款10. 教育費、項 2. 小学校費、目 1. 学校施設管理費について申し上げます。

節11. 需用費のうち、修繕料が現在不足をしておりますので、緊急を要する場合に対応するための修繕料の増額をお願いするものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わりたいと思います。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

今の説明では、緊急を要する、緊急を要するもののためにということですが、具体的にどこそこをこう、修理するということでのあれではないとですか。

一応、修繕につきましては、優先順位をつけながら修理を現在行っておりますけれども、今回100万円のお願いをしている中で、優先順位といたしまして田代小学校の体育館に設置されております排煙オペレーターがちょっと故障をしておりますので、その分の修繕を行いたいと。それと、同じく田代小学校の体育館北側に設置されております階段のほうの修繕を一

部行いたいと。(発言する者あり)

はい、階段です。階段の修繕を一部行いたいと、そういうことでお願いしているところでございます。

**小石弘和委員**

これ、田代小体育館の排煙ですね、体育館の。

これ、予算的にどういうふうな割り振りになっているのか、階段の修理と排煙を、結局修理というようなことで、その割り振りをちょっと教えてください。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

今、江崎次長のほうから申し上げました分での予算の割り振りですけれども、田代小学校体育館排煙オペレーター取りかえに関しましては35万円。そして、田代小学校屋外階段修繕につきましても35万円ということです。

合計の70万円が具体的なものでございます。残りの30万円につきましては、そのほかの修繕ということです。

よろしく願いいたします。

**小石弘和委員**

そのほかの修繕で、田代小学校のそのほかの修繕っていうふうなことで理解していいんですか。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

説明不足で申しわけございません。

そのほかの小学校に関する修繕ということでございます。それが、30万円ということでございます。

**松隈清之委員**

これ、100万円の補正で、さっきの35万円、35万円と30万円という説明なんですけど、つまり380万円については、もう全部消化しているというふうに理解をしいですか。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

当初予算でいただきました380万円につきましては、全てなくなっているということではございません。

今後――まだ、半年経過したばかりでございますけれども――この先出てくるであろう修繕を見込んでの部分もでございます。

それと、先ほど申しました田代小学校の体育館排煙オペレーターと屋外階段につきましては、具体的に項目として今上がっているものでございます。

よろしく願いいたします。

## 松隈清之委員

今回、あとで要望も上がってきているのでまた議論をするんですけど、要はこの修繕の要望ですよ。

これ、当初に380万円組んであるんですけど、これ大体、その時点で上がってきているいろんな修繕の要望とかがあってというのは、大体そこで解消されると。

それで、今回みたいに、これ、何で田代小が重なっているのかわからんですけど、改修している中でそういうのが発見されたのかなと推測をしますけど。急に入ってくるやつに関してはこういうふうな補正をやっていくけれども、基本的に年度当初の改修に関しては、その時点のやつで大体要望はできるとすれば、多分こういうトイレの要望とかは上がってこないんですよ。

だから、380万円をどういう基準で積算しているのか、あるいは、もう、ここら辺の修繕料に関しては財政のほうからこんくらいしか出せんよという金額が頭にあって、そこから優先順位の中でやっていると。それで、急を要するものに関しては財政も納得してくれるので予算を組むという流れになっているのか、どっちなんですかね。

## 原 祥雄教育総務課総務係長

当初予算における修繕料の組み方の考え方というふうにちょっと理解をしまして、御説明をさせていただきます。

修繕料につきましては、今発生しているものも、前年度から引き続き保留というふうになっているものもございますけれども、基本的には学校のほうから修繕の要望があれば、その都度対応していくべきものということで、当初予算におきましては、1年度分の大まかな予定ということで予算のほうを、見込みということで予算をいただいております。

したがって、年度途中で不足が見込まれる、予算不足が見込まれる際には、途中で補正予算のほうをお願いしてまいっているところでございます。

## 松隈清之委員

ということは、大体出てきたものに対しては、見込みで立ててたやつの中でやっていて、それを超えるやつとかが出てくれば補正を組んででもやるということなんですけど、こういう――実は、あとでやるけど、そのトイレの改修の要望とか出ているんですよ。

これって、余りちゃんとした形で、今まで各学校からうちのトイレを改修してくださいとかがあっていう要望は出てないから余り今日までされてこなかったということではないですよ。

改修がなされてないところ、これ全部から来てるけど、内容によっては弥生が丘みたいに必要ないところもちろんありますけど、数年前からそういう要望来てるんじゃないかなあと思うんですけど、いわゆる、この修繕料とかの中では対応できなかったんですかね。

## 原 祥雄教育総務課総務係長

トイレの要望に関しましては、学校個別からの要望というのはございました。

ただ、トイレの改修になりますと、相当の費用がかかりますので一定の予算確保が必要になってまいります。

そして、改修工事という位置づけで進めていかななくてはならない部分もございまして、学校全体での改修計画の中で、そのあたりは優先順位としてはほかに優先すべきものがあったというようなことで整理をいたしております。

トイレの改修につきましては、実情といたしましては緊急を要するものにつきましては、その都度修繕で対応してきておりますけれども、便器の取りかえといったようなものについては、全体的な計画の中で進めていきたいというふうに考えております。

## 松隈清之委員

わかりました。結構です。

## 小石弘和委員

この補正に出てくる部分は、これは緊急性を要するというふうな、要するに予算なんですよ。そいけん、もともと現計でできるように予算を計上すべきじゃなかですか。

この排煙オペレーターって、これ緊急を要しますか。階段なら、要するにわかりますけど。

そいけん、緊急を要するならね、現計でもやって、要するに補正を組むとかね。補正の組み方が、あなたたちは要するに全然理解ができてないと思うんですよ。

現計でできる分は現計でやらな。

緊急を要する分なら補正に出てきていいけど、そのくらいの、そんならもう少し修繕料を多く、要するに組むというふうな、こういうふうな事態が出てくるならね。そういうような点を、あなたたちはもう少し勉強して、要するに出してくださいよ。

以上です。

## 松隈清之委員

さっき、380万円全部消化したんですかっていうのは、そういう意味だったんですけど、要は、この補正予算のつけ方の執行部の考え方ですよ。

あと半年残っとるけんまだ取っとかないかと。これは、やらないかんけん別途に補正で上げるっていう考え方じゃないですか。

だけんそこが、多分、小石委員が言われるのは、いや、まだ残っとるっちゃろう、そこに100万円あるんならそこを先に使って、そのあとに、まだ修繕の要望が来たら、そんときに補正で上げるべきなんじゃないかっちゅうことなんですよ。

だから、その組み方と考え方が、多分我々の補正の考え方と執行部の上げてくる補正の出



し方がちょっと違うなあと思うんですね。

これはどう思われますか、補正の考え方というのは。補正すべきその内容なのかどうかというのは。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

確かに、補正の考え方につきましては、現計予算で対応すべき分を先にやるということは御指摘のとおりだと思います。

今後につきましては、当初予算要求も含めて毎年学校からの要望事項として、一応事前に、当初予算編成前に、学校からの要望につきましては聞き取り調査はしておりますので、その中で、優先順位をつけながらやってきておりますけれども、今後につきましては、そういう要望を、やはりある一定程度は、対応が可能な予算要求というものを当初予算の段階でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

#### **松隈清之委員**

いや、先ほどは、あれ以上言わなかったのは、一つは、どうしても急ぐってあるじゃないですか。もう、すぐ直さないかと。もう壊れたと。だから、補正で上げる時間がないっていうのも当然ありますよね。

もちろん、そういうときには専決していただいても仕組み的にはあるんで、いいと思うんですけど、ある程度、次の議会までは、上程して議決するまでの時間の間、何かあったときに残しておきたいっていう感覚ってあるんでしょう。

だから、結局こういう、まだ半年残っとるけん、ここで1回補正しとこうかなみたいな感覚に、現場の感覚としてなるんじゃないかなあと思うんですね。

そこら辺で、やっぱあるんですかね。ちょっと、まだ半年やけん残しとかないかんという感覚っていうのは。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

予算の、今、執行残と言っていいかどうか分かりませんが、今後を見据えて幾らか留保している分があるのかということでの御質問だというふうに思います。

意図的に執行を抑えているということではなく、今すぐ対応しなければならないものは当然すぐに執行いたしますし、ほかの学校の状況を見ながら少し執行を、修繕対応を少し緩やかに考えていいものであれば、状況を見ながら執行していつている状況です。

先ほど、あと半年あって、執行残が少しと、しかしながらやらなければならない、今申しました田代小学校の体育館のオペレーターの修繕、そして屋外階段の修繕については、この費用がどうしても捻出できないもので、今回補正予算としてお願いをしたものでございます。

## 松隈清之委員

それならそれでいいですよ、例えば最低100万円上がっているのはかかると。でも執行残が100万円残ってないと、残ってないから補正を組むっていうのは全然オーケーなんですね。

ただ、例えば半年残っていると、380万円あるじゃないですか。半年残ったって大体170万円ぐらい例えば残ったとする。残っているけれども、ここで100万円使うと、ちょっとあとがきつきつだなど、上がってきたのに速やかに対応できん可能性があるなど。

だから、ちょっとここは100万円とりあえず補正で出しとこうかと。幾らか残りの分の対応ができるぐらいの予算を今お金はあるけど、予算としては残っているけれども、残しとこうかっていう意識が働いているんじゃないのかってことなんですね。

現時点でとにかく100万円はあると、現計であると。ただ、今そこ使うとあとがしんどいで上げますってことじゃないんですかってことなんですね。

もう、今でも足りなければ上げるしかないですよ、当然。もう、あと70万円しか残ったらんと。だから、70万円じゃそこに30万円足りんけん、もう100万円上げましょうって言っているのかどっちなのか。

## 原 祥雄教育総務課総務係長

今、現計の予算残といたしましては、今回の補正予算額以下でしかございませんので、この先、半年間の修繕料としてはどうしても不足をするというような状況でございます。

当初予算で380万円ほど予算をいただいておりますけれども、相当量を今執行しているという状況です。

## 松隈清之委員

じゃあ、簡単に聞こう。

これ、やる前の時点で、380万円の時点で今幾ら残っているんですか、修繕料としては。

## 古賀和仁委員長

わかりますか。（「ちょっと、きょう現在の数字はありません」と呼ぶ者あり）

## 松隈清之委員

じゃあ、結構です。

それが、要は100万円に満たないってことであれば、それは上げないかんと思うんですよ。足りない分を上げればいいっちゃう話なんですけど、幾ら残って、それが60万円残ってますと、40万円足りんけん40万円補正するとか。

いや、これ考え方なんですよ。

とりあえず、予算を執行してしまっ、それでも出てくるんであれば当然対応しないといけないんで、じゃそれが、時間があれば補正組むし、時間がなければ専決でやるっていうの

が多分基本的な筋ですよ、仕組み上は。仕組み上は筋ですよ。

ただ、それは現実的に、単純に執行部が専決の手続が面倒くさいから現計に、ある程度の余裕を持たせておきたいと、常に。まだ、半年もあるから余裕を残しておきたいということで、まだ100万円、本当は70万円とか40万円とかの補正でいいんだけど、ここできつきつになってしまうとあとがしんどいので、いる分だけとりあえず上げようと。

今、例えば40万円とか50万円とか残っておけば、それはまだ半年あるけん残しとこうという感覚の予算の組み方をしているんじゃないかなっちゅうことなんです。ただ、それは理解はできるんですよ。

そういう心情的にはそうしておきたいだろうなっていう心情はわかるので、そういう予算の出し方をしているのかなっていうお尋ねなんですね。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

確かに、松隈議員がおっしゃいましたように、必要な分だけ予算をつけて執行してしまえば、また緊急事態、緊急に対応すべき事項が出てくれば、その時点で専決して処理をすることも可能ではないかという御指摘でした。それも方法の一つでございます。

それで、私どもとしましては、決して予算に余裕を持つという考えではなく、緊急的に対応すべきことが出てくることがございます。ことしであれば、1月に大雪が降りまして、給水管が破れるなどして相当漏水等が出ました。そういった部分での緊急的な、本当に緊急的な対応が必要な場合もございますので、状況を見ながら優先順位を考えながら、予算執行に努めてきたところです。

御指摘の件につきましては、今後の私どもの業務の参考にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

#### **松隈清之委員**

気持ちとしては十分わかるんですよ。

そういう、いつ何があるかわからんと、ある程度は、言ったらそれが余裕であり、常にぎりぎりですとついたら緊急時の対応がしんどいと。

要は、専決なり何なりという手続的なものをすればいいだけのことなんですけれども、そういう対応が必要になってくるので、ある程度含みを持たせておきたいと。その、余裕を持たしておきたいっていうのは理解はできるんですね。だから、であれば、一定の考えを整理したほうがいいと思います、議会に対しても。

つけ方として、さっき言ったように年間これだけ、それは別に予定があるわけじゃなくて、年間これだけの修繕料、例えば見込みで立てておきますと。それが、半年残った時点で、もう3分の1ぐらいしかないとしても特別何も出てこなかったらいいけど、何か出てきました

と。出てきたときに、そこにあと半年とか何カ月か残つとると、ここはある程度の柔軟な対応できるような形で残しとくってという考え方なら考え方で、そういう、事前にこういう考え方でやりますって言ってもらったほうがむしろいいと思うんですよね。組織的には、当然専決処分はできるわけだから。

仕組みの上では十分専決処分に対応はできると思いますけどね。中途半端に、これはそう、これは違う考え方で予算つけるっていうと何かこう、不信感が出てくるんで、修繕料に関しては、言うたら読めないじゃないですか。読めないからこそ、ある程度の見込みでこれぐらいは取っておきたいんですと、そういう性質の予算ですと言ってもらったほうがいいですよ。

じゃないと、わかりづらい。まだ金あるのに、じゃ現計でやればって話になりますもんね、当然。

答弁は結構です。

#### **古賀和仁委員長**

答弁はいいですね。

#### **小石弘和委員**

各小・中学校からいろいろな要望が出てくるでしょう、ね。それを大体あなたたちには技術者がおりますから、幾らかかるというふうなことで、この修繕料が幾らかかるというようになこと大体概算でわかってくるわけですよ。

この予算の組み方が間違っているんですよ。

それを何もやっていないから、そういうふうな380万円の暫定的なことが出てくるわけですよ。500万円いるなら500万円、要するに当初予算でもらわやこて。

それだけの要望が、要するに出てきて、優先順位じゃなくて児童のためにこれは修繕してやらな、万が一の問題がございますよ、ね。

そいけん、もう少しきちとした数量を出して、やっぱ当初予算に上げるべきですよ。こういうふうなことを補正に組んできても、これは緊急性を要しますからね。危ないことになるから。

もう少しそういうふうな点を、やっぱ総務課のほうでびしっと、要するに整理してね、やっぱ予算要求をびしっと当初をやって余裕のある修繕をしていくというふうなことを心がけてくださいよ。そのためにあなたたちには技術者がおりますから。出てきますから、そうしたら金額が設定できますから。そうしたら、こういうような補正を組んでいいわけですよ。

以上です。答弁要りません。

古賀和仁委員長

答弁いいですね。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ほかにありますか。

質疑を終わります。



議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

それでは、議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書につきましては、１ページ、２ページ。それから、条例案の参考資料といたしまして、１ページから６ページのほうをお願いいたします。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正をされております。それで、平成27年4月1日に法が施行されたわけでございますけれども、その改正の大きな柱でございますのが、教育行政の責任体制の明確化というような観点から教育委員長と教育長を一本化し、新教育長を置くこととされたところでございます。

本市におきましては、現教育長の在職期間中につきましては、経過措置というようなことでございましたけれども、本年9月30日をもちまして教育委員としての任期が満了することになりまして、10月1日から新制度のほうへ移行しますことから、今回、教育長に関する関係条例を一括して改正するものでございます。

現行の教育長につきましては、任命に議会の同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、合わせて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものでございました。

今回の条例改正分につきましては、新教育長につきましては、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職でありますことから、特別職の身分のみを有する者となることによる

関係条例の改正が主なものでございます。合わせまして、教育委員会の代表が教育委員長より教育長ということになりますことから、教育委員長の職の廃止に関する内容となっております。

まず、条例の第1条でございますけれども、鳥栖市職員定数条例の一部改正に関するものでございます。この件につきましては、教育長が先ほど申し上げましたように、一般職から特別職に変更されることに伴う条文の整理でございます。

第2条につきましては、鳥栖市特別職報酬等審議会条例の一部改正——これは、参考資料のほうに新旧対照表のほうをおつけしておりますので、その分を合わせてお願いいたします。

第2条につきましても、鳥栖市特別職報酬等審議会の条例の中で、第1条の中で同様に、鳥栖市特別職報酬等審議会の審議事項に特別職であります教育長を追加するものでございます。

第3条につきましては、鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

これにつきましては、参考資料の3ページのほうに新旧対照表のほうを掲載しておりますけれども、今回、教育委員会委員長の職が廃止されることに伴いまして、非常勤特別職の報酬及び費用弁償の額を定めた表から教育委員会委員長及び教育委員会委員長職務代理者を削除いたしまして、新たに教育委員会教育長職務代理者を追加するものでございます。

第4条の鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部改正、それから第5条の鳥栖市特別職職員の退職手当支給条例の一部改正等につきましては、参考資料の4ページ、5ページのほうに掲載をしておりますけれども、このことにつきましては、教育長が特別職のみへ変更になることによりまして、また、教育公務員特例法におきまして、教育長の給与等の条例制定の根拠規定条文が削除されたために特別職の給料月額等を定めた表及び特別職の退職手当の額に教育長を追加するものでございます。

続きまして、議案書につきましては、2ページになりますけれども、第6条でございます。

第6条につきましては、鳥栖市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。

参考資料の5ページの下段の分になりますけれども、このことにつきましても、教育長が特別職のみへの変更に伴い、随行旅費に教育長を追加するものでございます。

最後に、第7条でございますけれども、参考資料につきましては6ページでございます。

このことにつきましては、第4条、第5条により鳥栖市教育委員会教育長の給与条例を廃止するものとしたことに伴う条例の改正でございます。

なお、施行につきましては、本年10月1日を予定しているところでございます。

説明については以上でございます。

## 古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

## 松隈清之委員

内容については、もうわかるわけですがけれども、実態として、これまで一般職の身分と特別職の身分があって、今回もう特別職の身分だけになるということではありますが、一般職の身分がなくなることによって何か変わるんですか。何かこれで、教育長が特別職一本になることで、何かが変わることがあるんですか。

仕事の内容とかじゃないですよ、例えば、その待遇とか何か細かな……、保険、共済とかそういう、何かそういう仕組み上、特別職だけになることで変わることってあるんですか。

## 原 祥雄教育総務課総務係長

これまで、特別職と一般職の身分を両方とも持ち合わせておられた教育長が、今後は、10月以降ですけれども特別職のみになると。それで、大きな変化があるかということですが、身分が変わったことでの大きな変わりというのはございません。

今、御説明しましたように、報酬の部分での取り扱いを旧条例を廃止して特別職の報酬審議会の対象に加えるとか、そういった部分が主なものというふうになります。

## 天野昌明教育長

仕事内容等については、今、松隈委員が言われましたようにほとんど変わらないというふうに思っています。

制度上のことが変わるということですが、やっぱり今回こういうような形で私が特別職のみになったというようなことで、実は、一般職はなぜ一般職と言われたかっていうと、結局、自分は議会からの承認を得てなっているわけではなく、教育委員としてはなっても教育長としてはなっていないということで、結局特別職、完全に特別職ということになるんですけど、これに伴って、今までは、教育委員として私は非常勤であったんですけども、非常勤であったかという、そうでなくてきちっと常勤の対応をしていましたけれども、教育委員の立場としては非常勤であったというようなことも含めて、今後は勤務時間の職務専念の義務っていうのが出てきますし、それから営利企業等の従事制限っていうのもきちっと入ってくるというふうなことで、その内容は変わるというふうに聞いております。

以上です。（発言する者あり）

## 古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時24分休憩





議案書につきましては3ページをお願いいたします。

条例案の参考資料につきましては7ページとなっております。

この条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、当該法律の第11条第5項に、教育長の職務専念義務が明文化されたことによりまして、勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例を設ける必要があるため新たに条例を制定するものでございます。

第2条につきましては、勤務時間、休暇等、第3条につきましては、職務に専念する義務の免除につきまして、それぞれの条例の適用を受ける職員の例によるものとしたところでございます。

なお、施行日につきましては、本年10月1日を予定しているところでございます。

説明については以上でございます。

#### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

先ほど休暇等って、これ有給制度が設けられるわけですか、今度は。要するに、特別職になると。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

そのとおりでございます。

#### **古賀和仁委員長**

いいですか。

ほかにありませんか。

#### **松隈清之委員**

この3条の職務に専念する義務の免除については、鳥栖市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるというのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

3条の内容っていうのは。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

現在、鳥栖市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例というのを市条例として持っております。

それで、今回、教育長におきましても職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するに当たりまして、今ある市条例の例によるということでの条例制定というふうになっております。では、鳥栖市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例はどのような記載かと申



再開をします。

再開をします。



古賀和仁委員長

それでは、陳情第11号 鳥栖市立小中学校トイレ改修の要望書を議題といたします。

この際ですので、教育委員会事務局より陳情書に関して、現状の御説明を受けたいと思います。

それでは、陳情第11号 鳥栖市立小中学校トイレ改善の要望書について御説明のほうをさせていただきますと思います。

今回、鳥栖地区小中学校PTA連合会から連合会会長を初めとして各小・中学校PTA会長連名によります小・中学校トイレ改修の要望書が9月6日付けで提出されたところでございます。

要望書の別紙１のほうに、各学校のトイレの状況が記載されておるところでございますけれども、その多くが、老朽化によります異臭、悪臭の問題、また洋式トイレの数が少ないといったことがほとんどでございます。

このような現状を受けまして、老朽化し悪臭問題等が深刻な学校のトイレ改修等の優先的な対応、また洋式トイレの普及目標、改修計画の策定の取り組みといった要望がなされたところでございます。

小・中学校のトイレの洋式化につきましては、これまでも、たびたび市議会の一般質問でも取り上げられてきたことでもありますことから、学校の環境改善を図る上でも、また屋内運動場につきましては、災害時の避難場所としての指定を受けておりますことから、トイレの洋式化については取り組みを進めていかなければならないことは十分認識をしているところでございます。

トイレの洋式化につきましては、現在、大規模改造工事に合わせて洋式トイレの改修を実施しているところではございますが、大規模改造工事までに時間がかかる学校につきましては、大規模改造工事とは別にトイレの改修ができないかどうかの検討を行っているところでございます。

以上、説明のほうを終わらせていただきます。

**古賀和仁委員長**

説明が終わりました。何か、御質問等あれば受けたいと思います。

**小石弘和委員**

じゃあ、ちょっとお聞きいたしますけど、この要望、トイレ改修の要望が出ております。これ、全体的にどのくらいかかるかというようなことを把握されていますか、金額的に。ざっとでいいです。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

トイレの改修に関しましての費用が幾らぐらいかかるのかという御質問ですけれども、改修の内容ですね、これによって金額が大きく変わってまいります。

6月議会の一般質問で1基当たり幾らぐらいかかるのかという御質問をいただきまして、その際に便器を取りかえるだけで、1基当たりおおむね50万円ほどかかるということで御答弁をいたしておりました。

しかしながら、異臭、悪臭の問題というのは、便器の取りかえだけでは解消できない部分もございます。老朽化した污水管、給水管についても取りかえる必要が生じますので、こういったところまで改修をしますと相当の金がかかってまいります。金額にしますと、全体的な改修を行いますと、おおむね7億円ほどかかるのではないかというふうに見込んでいます。

あくまで、これは床の改修ですね。今、水を流すタイプの床になってはいますが、学校施設に関しては水を流さない、家庭と同じような形での整備を行っています。こういったところまでやりますと相当の金額がかかってまいります。

以上です。

**小石弘和委員**

7億円かかろうが8億円かかろうが、もう優先順位つけて、年次計画でやるべきじゃないですか。私はそう思います。

ぜひ、そういうような計画を立ててやってください。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

ありがとうございます。

予算確保を国のほうにも要望をいたしまして、早期に着手できるよう頑張ってまいりたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

**古賀和仁委員長**

ほかに。

**尼寺省悟委員**

この件、私も一般質問等で何回もやったことあるし、大規模改修に合わせて検討を行っていると言われたんやけれども、各学校のPTAのほうからもこれだけあっているし、さっきの小石委員の意見じゃないけど、今までとはちょっと考え方を抜本的に改めて、もう、今までこのリストに載っているものについてあなた方もちゃんと把握しとったろうと思うし、それが、例えば今後5年かけてやろうと思うなら、それ半分ぐらいに短縮するとかね、やっぱそういった気構えで予算を取ってやっていただきたいと思います。

これ要望です。

#### **松隈清之委員**

今、ウエット方式ですね。だから、ドライ方式に言うけど、この旭小学校が、この資料によると改修が平成26年とか27年に行われているんですけど、ここドライ方式になって、この中ではドライ方式がちょっと衛生管理が難しくなっているという意見も出ているんですよね。

ここら辺はどういうふうに認識……、私もドライ方式のほうがいいと思っているんですけど、現場がドライ方式の衛生管理が難しいという意見があるんですけど、ここら辺はどうなんでしょうかね。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

今、御指摘がありましたように、旭小学校におきましては、床はドライ方式ですが、臭いであるとか、汚れに関しての御指摘が上がっております。

それで、旭小学校における課題といいますか、問題点といいますか、状況といたしましては、ドライ方式のトイレに和式便器があるような状態です。ですから、これが洋式便器になりますと、幾らか状況というのが改善されると、臭いであるとか、汚れに関しての課題については改善されるのではないかというふうに感じております。

現状としましては、和式便器の部分について、非常に汚れであるとかが指摘をされているような状況でございます。

#### **松隈清之委員**

この旭小学校のトイレは、色も黒を基調としたとなってますけど、これ一回トイレの改修が終わって新しいんだけど、今言われるように和式だからきれいにできないっていうことなんですか。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

この、要望書の別紙1の旭小学校のところに改修ということで、平成26年8月と平成27年2月と入っておりますけれども、この分につきましては旭小学校の男子の小便器の改修がここに掲載をされています。

女子トイレであるとか、男子トイレの大便器につきましては、改修というのは過去に洋式化を幾らか、洋式化工事を幾らか行った程度でございます。

以上です。

#### **松隈清之委員**

ということは、ドライ方式っていうのは、全部ドライ方式になってないってことですか。その男子便所だけの便器を変えただけだったら多分、もともとドライ方式なんですかね、あそこは。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

旭小学校に関して申し上げれば、以前はウエット方式だったものが、いつだったかはちょっと記憶しておりませんが、ドライのほうに改修をされてあるということです。

#### **松隈清之委員**

ここでは何か、ドライの衛生管理が難しくなっているのは水を使った掃除ができないっていうのは、床のことなのか便器のことなのか。さっき言ったように、和式だからということで、洋式に変えればそれが変わってくるっていうのは、多分便器の話ですよ。

その便器の問題が、ドライだとかウエットだとかっていうのは、もちろんがさっと水かけて洗えるっていうのは楽なんだけれども、ここの、書いてある表現がよくわかんないんですけど、この、これまで積み重なった汚れとかっていうのが、床だけウエットからドライに変えても、その便器に積み重なった汚れなのか、あるいは床に積み重なった汚れなのかがよくわかんないんですよ。

だから、ドライが主流だと思うんだけど、そのドライの問題点としてあるのか、いや、これは特に問題点とはならないのか、方式としてね。

どういうふうに見ていいのかなと思って。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

先ほどの、要望書の別紙1の旭小学校のところで、これまで積み重なった汚れもありとか、あとは児童にとって掃除がしにくいっていうような状況があるということで御指摘のほうをいただいておりますけれども、これにつきましては、和式便器の横に、使う子供たちが足を載せる足置きがあるんですけれども——和式便器の両サイドに——そこに滑りどめの溝が切っております。その溝に汚れがたまっていると。

それが、非常に掃除がしにくいし、汚れが目立つというふうな御指摘のほうを別でいただいております、ここに書かれてあるものについてはその部分だろうというふうに認識をしております。

#### **松隈清之委員**

各委員からも、早期改修の要望出ておりますし、これまでも一般質問でも数多く取り上げられておまして、今の執行部の考え方も、前回の一般質問の中の考え方と特に変わってなく、大規模改修まで時間があるものについては別途考えていくっていうのは以前の一般質問でも御答弁いただけてますよね。そうなんですけど、具体的にそこで終わったら別に、一般質問の中と特に進展はないんですよ。

やっぱ、ある程度、今言われた7億円っていうのもやり方によって多分変わってくる。どういうやり方をするとか、どの段階でやるか、あるいは一遍に、一つの学校のトイレが一遍に変わるというのと全部トイレ使えなくなってしまうんで、多分順序立ててやっていかないといけないことには実際はなってくるんですよ。

だから、段階的に一つの学校のトイレ改修するのに結構時間かかっていくのかもしれないですけど、そういう具体的なスケジュールっていうのを立てていかないといけないと思うんですよ。

それで、財政的な裏づけも必要だと思うんですけど、こういったものの国、県とかのメニューとかも少しはあるのかなっていう部分もありますんで、そういったところでちょっと早急に、例えば、今年度中にそういうスケジュールについて立てるとか、あるいは、それぞれの工事の改修の仕方とかについて整理をしてしまうとか、何らかの目標を立てていかないといけないんじゃないかなあと思うんですけどね。

#### **天野昌明教育長**

全国の学校の施設設備の改修のナンバーワンというのは、この前統計を見たところ、やっぱりトイレが一番でした。いろいろな、震災絡みもあるんですけど。

そういった中で、私も今後、新しい教育委員会制度での教育長ということになりますけれども、最優先の施設設備の課題だというふうに思っていますし、今言われたように、具体的な目標、スケジュールを立てないと、こういうのはできてないということがありまして、きょうも委員の皆さんからも、これだけ御支援と御協力をいただいたので、御理解をいただいたので、しっかりこの辺については私も意を強くしましたので、また頑張っていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

#### **下田 寛委員**

いつも、一般質問とあと答弁等でいただくんですけど、和式トイレの必要性というのはどの程度思われていますか。

今、洋式がメインで、恐らく家で和式の人っていないと思うんですよ。それで、覚える答弁の中では、和式がいい人もいるっていう話もあるというような答弁をいただいたこと

があると記憶しているんですけど。

学校施設において、今からどれだけ和式便所が必要あるのかなってというのは疑問なんですけど、その辺はどう考えてらっしゃいますか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

確かに、今議員がおっしゃったように、時代も、各家庭においても和式トイレを新設されるところとかありませんし、新築のところは全て洋式化になっております。

新1年生のお子さん、保護者さんも、学校に和式しかないということで、練習の場もなかなかないといった声も聞かれている状況ですので、やはり今後については、もう和式については要らないかなと。

学校によっては、男子トイレも全て洋式化してあるようなところもございます。要するに、男の子が大便をしていると友達にからかわれるから使いたくないということで、全て男子も洋式化しているとか、それについては、今後どうするかまた協議したいと思いますが、女子トイレについては洋式化という方向がいいのではないかなと。

過去においてはそういった答弁もあったかと思いますが、現段階では、やはり洋式化という方向かなと思っております。

#### **下田 寛委員**

わかりました。

ちょっと合わせてなんですけど、学校のトイレを検討していただくということで、これは体育館とか校庭のトイレなんかも全部含まれると思っておいでいいんでしょうか。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

体育館につきましては、整備をしたいというふうに考えております。

校庭にある屋外便所につきましては、今後、内部での整理が必要だというふうに認識しております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

改修は改修でいいんですけど、先ほど、男子も小便器要らないんじゃないかとかって、それは大便のほうに入つとるとね、いじめとか、からかわれたりとかって言われるから小便器なくすというのを取り組んでおるところもってあるんだけど、そこはむしろ教育だと思うんですよ。

学校でうんこすることの何がいけないんだっていうことを、むしろ——僕らもね、ありましたよ。小学校のときとか、しにくい空気って。



でも、だからこそそこってというのは、やっぱり逆に教育できちっと、何もおかしいことじゃないし、家帰ってうんこせんのかと、ね。だから、したいときにうんこするのは当たり前のことやし、そんなことでいじめられたり、からかわれたりすることなんかあっちゃいかんていうのはやっぱり教育の部分でちゃんとやるべきだと思いますよ。

#### **柴田昌範学校教育課長**

ありがとうございます。

私も同じような考えですので、そういった地区も、洋式化の流れとしてあるという御紹介をしたところでございます。

御意見どうもありがとうございました。

#### **古賀和仁委員長**

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

この陳情については、何か委員の皆様方から御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

#### **松隈清之委員**

先ほど申し上げましたけれども、6月一般質問答弁でも大規模改修の予定がまだ立ってないというか、先になる分に関してはトイレの改修だけでも進めたいという答弁をいただいているんですね、すでに。

だから、一步踏み込んだ形での対応っていうのを各委員さん望んでいると思うわけですよ、コンセンサスとして。ですから、これを出すとすれば、やはり具体的なスケジュールとか、あるいはもっと精細な予算の積み上げとか、手法の整理とか、優先順位とかっていう課題について、もっと踏み込んだ整理をして早急に対応していただきたいなと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### **古賀和仁委員長**

ほかに。

#### **下田 寛委員**

そういった御意見であれば、委員会で一度書類をまとめて、議会全体でも総意が図れるような形がとれればどうかなと今思ったんですけれども、いかがでしょうか。

#### **古賀和仁委員長**

ほかにありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、今、委員会として、皆さんの総意として、このトイレの分について決議を取り



古賀和仁委員長

再開をします。

給食センター、北小のエアコンについての報告を受けたいと思います。

まず、最初に給食センターについての報告を受けます。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後 1 時 8 分休憩



午後 1 時 9 分開議

古賀和仁委員長

再開します。

訂正をします。

これより、給食センター及び北小のエアコンについての協議を行いたいと思います。

それでは、給食センターについて質疑、協議を行います。

松隈清之委員

まず、幾つか整理をして確認をしたいんですけど、一般質問、あるいは新聞報道等でもございましたけれども、まず施工業者、あるいは施工監理業者ありますよね。

それで、ここに関しては、現時点ですよ、現時点で請負工事に関する瑕疵を認めているのかどうか。ここは、ちょっと確認、整理をしたいんですけど。

壊れたかどうか、それを原因とする崩落とか剥落とかっていう、壊れたことに対する因果関係ということではなくて、要は、きちっと施工するべきような状態にしてなかった、あるいは施工監理者においてはそこが監理できてなかったという瑕疵について、現状認めておられるのかどうかはどうなんですかね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

現段階では、その瑕疵を認められているというようなことは言われておりません。

以上です。

松隈清之委員

ということは、市長が認めたと言われている報道、あるいは一般質問等でもありましたけれども、そう類推して認めたという認識をしているということには若干そこがあるということ

要は、市長はそう認識しているけれども、業者は認めてないということですね、つまり。

いや、さっき確認したのは、だから壊れたっていうことを認めるかと言われると、詳しいことは調査を待たないとわかんないじゃないですか。だから、おたくの施工不良のせいで壊れたんですよっていうことを認めろと言われると、施工業者は、いや、施工不良はあったかもしれないけど、だから、この壊れたことの原因の全てが私どもにあるというのは認められないというのはわかるんですよ。そうであればね。

だから、分けて考えたいのは、施工不良に対して瑕疵を認めているのかどうかということなんですよ。

ただ、認めるって言われると、だから壊れたっていうことまで認めることになるのであれば、それは認められんと施工業者が主張されるのであれば、理解できるんです。

ただ、確かに施工不良がございましたということは認めているのか。だから、その認めたって言葉の範囲をちょっと確認したいんですよ。

明確に認めているっていうような言葉はあっておりません。

ということは、市長の発言は誤りだったということになるんですかね。認識しているだけで認めたと言ったことは、つまり誤りということですか。

要は、そういう認めたっていう事実はないわけでしょう。施工業者が施工不良を認めたという事実がないのに、市長はそう類推して認めたと言ったっていうことですね。

うそを言ったってことになりますね、そうなる。

私どもが直接取材を受けたわけではございませんので、市長のほうはどういった認識を持たれて、そういった発言をされているとかっていうのはちょっと真意のほうはよくわかりませんが、確かに、市長はそういう、これまでの事を含めた上で、そういう発言をされたんではないかというふうに思っております。

暫時休憩します。

午後 1 時14分休憩

– 70 –

午後 1 時 15 分開議

### 古賀和仁委員長

再開します。

### 松隈清之委員

要は、公人の発言なんですよ。施工業者が施工不良を認めたという発言自体は。

そのことが、例えば取材の過程で、記事にはそうなったけど自分の伝え方はこうでしたということに、例えば記事になった時点で若干ニュアンスが変わっているけど自分はこう伝えましたということであればそれはそれで構わないですよ。

ただ、一般質問の答弁の中でもそういう、要は、写真なんかを見せて、それに対する反論もなかったのを認めたと類推したと言われたんですよ。だから、認めているわけですよ、認めたって自分が発言したことを。

だから、認めているってことは、ただ、当事者は認めてないと。認めてないんでしょう、今の時点で。ということは、公人の発言としては、そこはうそになるんですかっちゃう話ですよ。

ここ、実はあまりそんなに、あとで、じゃ市長呼んででも聞きますけど、ここで聞いてもわかんないんであれば。現状、そういう状態であるという認識ですよ。それでいいですかね。

そこが、例えばさっき確認したのは、施工不良に関してまでは認められるけれども、だから壊れたってことはちょっと現時点では認められませんという施工業者の反論があるんであれば、いや、それは理解できるので、そうであればそう言ってもらえればいいんだけど、そうでなく、とにかく認めませんとか、施工不良ですねって言っても反論はしないけど、だからっていつてそれを認めますかって言われても認めると言わないんであれば、そこからスタートしないといけない。

だから、今どの状態なのかですよ。認めているものの範囲が今どの状態なのかを確認したいんです。

### 江寄充伸教育次長兼教育総務課長

施工業者に関しましては、私どもが撮った写真等での確認をされています。

それで、その分については、確かに尼寺議員の一般質問の中で最終的に市長が答弁しましたように、その部分については異議がないというふうな旨の発言はされております。

ただ、その施工不良かどうかということに対しての、明確に施工不良を認めるといった

発言はなかったということでございます。

#### **松隈清之委員**

発言がなかったってということなんですけれども、それに対して確認は教育委員会として取らないんですか。

反論がないというか、これ、じゃ施工不良ということではよろしいですかということの確認は取ったけど認めないっていうふうに理解していいんですか。反論がないところで、教育委員会としてもそれ以上何も言わなかったってことですか。

じゃあ、施工不良でいいってことでいいですかって確認したけど、ちょっとそれは認められませんという状態なのか。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

施工業者さんのほうにお越しいただいて、今、次長が御説明したように写真をお見せして、その状況について自分たちは設計書どおりに施工はなされてないのではないかというふうにする、ということで御指摘をさせていただいたわけなんですけれども、それについては異議がないと。その上で、施工不良ではないのですか、というようなことを聞いても返事がない状態なんですね。

ですから、私どもとしても、それ、お答えがすごくしづらいところではございます。

ですから、事実としてそうであったということで御説明をいたしているところでございます。

#### **松隈清之委員**

事実の話だけ聞くと、要は、認めてないと。

施工業者は認めてないというのが現実ですよ、だから。そのとおりですっていう言葉がない以上は、認めてないっていうのが現実ですよ。

はい、それはわかりました。

ちょっと市長の件はまた追って、またそういう時間をとるかもしれないですけど、一応公人の発言なんでね、そこはやっぱり、これに対して施工業者のほうから、いや、うちは認めてないですよとかっていうクレームって逆に入らないんですか。

そういう報道がありますよね。いや、うちはそんなの認めてないですよっていうことは、別に教育委員会には来ない。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

教育委員会に対しては、現在のところあっておりません。

#### **松隈清之委員**

わかりました。



でしょうか。

### **江崎充伸教育次長兼教育総務課長**

その点につきましては、現段階では、施工監理につきましては、通常の、これまでやってこられた施工監理の中と同様なやり方でやってこられているということで、施工監理に関しての瑕疵は現在段階では認められておりません。

### **松隈清之委員**

これは、そういう理屈を執行部がどう受けとめるのかなと思いますけど——一般論としてですよ、あくまで。施工監理業者っていう、その業務ですね。業務っていうのは、極論するとなくても建つんですよ。なくとも建物建つんですよ。

なぜそれをつけるかっていうと、工事が適正に、設計書に基づいて適正に行われるのを監理するためにお金を払って業務を委託するわけですよ。そういうことなんですよ。

だとするならば、それが行われてなかったということは、その設計事務所が、通常どういう施工監理業務をしているかは知らないですよ。通常どうであろうと、結局、結果としてそういう施工、設計書どおりに行われていない施工箇所が複数見つかるということは、発注した側からすると、いやいや、おたくがどういう業務を通常しているか知らんけど結果として仕事できてないじゃんっていうことにはなりませんかね、認識としては。教育委員会としては、そういう認識になりませんか。

### **原 祥雄教育総務課総務係長**

松隈議員の御指摘のとおりだというふうに思っております。

### **松隈清之委員**

ということは、施工監理業者にも、施工業者にも教育委員会としては責任があるというふうに今認識していると——相手が認める、認めないは別ですよ——現時点では認識をしているということですよ。

それで、あと、何でその施工業者にしても、施工監理業者にしても認めてないんでなかなか話が進めづらいんですけど、何でこうなったかっていうのがやっぱり大事だと思うんですよ。要は、地震の前からそうになっているわけだから、建てたときから。

建てたときからそういうふうな施工になっているっていうことは、じゃどこに原因があって、なぜそうってしまったのかっていうところをきちっとやっぱ詰めとかないと、今後も含めて課題が残ってしまうので、例えば、こういう施工になった、これ、いろんな推測は成り立ちますよ。

例えば、設計したところも施工監理業者も同じですよ。それで、施工していく段階、それも、これ設計途中で変わっているじゃないですか、特定天井ということになって、一番最



初につくった設計からこれ変わってますよね。

途中で変更かけているじゃないですか。それ間違いないですよ。最初につくったときの設計から、施工に入る前なのか、施工に入ってからなのかわかんないですけど、特定天井に対する通知が来て、設計の変更かけてますよね。それ間違いないですか。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

基本設計、実施設計段階での設計変更については、申しわけございませんが確認できておりません。

**松隈清之委員**

確認できてないっていうのは、初めから特定天井の設計ででき上がっていたのか、あとから変更したのかが確認できないということなのか。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

設計業務の中途において、設計変更が行われたかどうか、内容の見直しが行われたのかどうかという点について確認ができてないということです。

**松隈清之委員**

これ、タイミングの問題だと思うんですけど、特定天井に対する文科省から通知が来た時期ってあるじゃないですか。

これ、ちょっと記憶も定かじゃないですけど、恐らく、設計の発注をしたあとですよ、来たの。タイミング的には。二十、何年だ、5年。

平成25年か何かの5月とかそんならだったというふうな、うろ覚えですけど、記憶なんですけど、じゃその時点で多分設計業務、発注かけていましたよね、恐らく。（「6月」と呼ぶ者あり）6月。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

建築基準法の改正が平成25年7月だったというふうに思っております。

そして、文科省のほうからの通達があったのが平成25年8月です。この時期は、ちょうど給食センターの建設工事を発注したころなんですね。

ですので、設計段階で、どういうふうな見直しがされたのかという部分についてはちょっと確認ができてないということです。

**松隈清之委員**

建築基準法の改正だとか通知以前に、そういう情報があって設計段階からそういうふうな、特定天井の仕様でつくっていたかもしれないし、そういう通知を踏まえて、建築に入るところだったけれども、途中でその仕様に合うような変更を加えたかどうかはわからないってことですか。

わからないってこと。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

議員御指摘のとおりです。

設計段階で修正を加えたのかどうか分からないということです。

**松隈清之委員**

一つは、こういう設計書どおりになってないやつっていう、その箇所があるっていうのに関して、建築のところで聞くのは、設計書になっても実際施工する段取りの中で非常に困難なような設計をされているところもあると、場合によってはね。そこら辺っていうのは、現場で確認しながら、いや、これはこのままでいいとかっていうことを確認しながら進めるケースもあると。

だから、今回の、例えば施工不良っていうか、設計書どおりになってないという箇所について、例えば、非常にやりづらいと、困難だということで施工監理者が——これ設計したところなんですけど。施工監理者が、例えば、もう、これこのままでいいよとか、確認をそこでしてそのまま施工したとすると、これ100%、今度施工監理業者の責任になるわけですね。これは、あくまでそういう推測ですよ。そういうこともケースとして、もしかしたらあるかもしれない。

そこら辺の、これが、要は、工程会議の中でそういう問題が出てきて、施工に関するこの分の取り扱いだとかっていうのがあって、そこに対して、じゃ工程会議は教育委員会も入りますよね、入りますよね恐らく。入りますよね。

ですから、そこで合意のもとにそういう施工が——仮にですよ、あくまで仮に、そういうことになってたとすると今度責任が変わってくるわけですよ。

だから、それは一つのケースとしてあるかもしれないし、ないかもしれないんだけど、そういうことも含めて、単純に設計書どおりになってないっていうところがありますと、施工業者と施工監理業者が悪い、一般論としてそうなんですけど。

例えば、その過程の中で、そういう議論が全くないんであればもうそこだと思うんですけど、そういう議論があると今度施主である人も工程会議の中に入るんで、じゃあそこは教育委員会も含めて了承しているんであれば、今度教育委員会の責任も出てくるわけですよ。

だから、その責任の度合いっていうのが、何でこうなったかによって変わってくると思うわけですよ。そこは、もちろん当時の方がいらっしゃらないかもしれないですけど、そこら辺の検証ってされてますかね。

**原 祥雄教育総務課総務係長**

申しわけございません、検証はできておりません。

松隈清之委員

であれば、いわゆる、この工程の中でそういう特定天井の取り扱いに関して議論がなされてたのかなのか。

そういう議論があったのかどうなのか、それで、そこに対してどういう対応をしたのかっていうことを、別にきょうじゃなくても構わないんで、時間かかるようでしたらそれで結構なんで、そこもぜひ御確認をしていただきたいと思います。

あと、これちょっと、今は発注側である教育委員会と施工業者と施工監理業者がいますけど、発注側からすると瑕疵でしょと思われる部分に対して、瑕疵認めてないっていう状態じゃないですか。瑕疵認めてないんですよ。

ここに対する協議っていうのは、報道とかそれ以降って、それぞれの施工業者と施工監理業者とされてますか、その協議を。そこを認める認めんっていうところがやっぱり、要はあと裁判にしかならないんで、そうなる。

その方向で、訴訟のほうに行くのか、そこら辺の施工不良というのか、設計書どおりになってないということに対する瑕疵に対する確認ができるのか。あるいは、監理業務の瑕疵に対する確認が取れるかどうかの協議ってされてますか、それぞれ。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

現段階では、まだ協議のほうは行っておりません。

松隈清之委員

そこがちょっと不自然なんですよね。

市長が取材を受けて新聞報道がありましたと。当然、施工業者は認めてないんであれば、施工業者に不満はあるような気がするんですよ、認めてないといえればですよ。

それで、その後も、結局、施工業者とか施工監理業者とそれぞれ、いや、これ責任ありますよねという議論をしないと先に進まないですよ、お互い黙って、距離をおいてるまんまじゃ、これ、なぜ協議をされないんですか。

何か協議ができない理由があるんですか。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午後 1 時36分休憩

~~~~~

午後 1 時 41 分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

ただいまの、松隈議員の御指摘をいただきまして、今後 3 者で、市、それから当時の施工業者、監理業者を含めまして協議の場を、早い時点でもって、これまでの内容の再確認と今後の協議の進め方等について話し合いを持ちたいというふうに思っております。

松隈清之委員

速やかに行っていただいて、まずそこがスタート地点だと思うんですよね。そこがお互い、何かこう、警戒しながら認める認めんみたいな議論をしてても先に進まないですよ。

それで、また、それとは別の次元で今後調査していかないかというのは、きちっと設計書どおりに施工されてたとしても、あの地震であれば壊れた、というのか、ああいう施工不良があったから壊れたっていうのは、まだ今の時点では調査をしないからわかんないじゃないですか、ね。だから、そこは調査を待たな我々もわからないわけだから、そこはあとでもいいんですよ。

だから、そうしないと、まず、施工不良という言葉が気に入らないなら、設計書どおりになってないというものに対する瑕疵、あるいは、それをきちっと設計書どおりに施工させる責任が果たされてなかったっていう瑕疵が認められるとするならば、そこからスタート地点になると思うんですね。

それで、そうなったときに、そうなったときに、要は、さっき言った調査ですよ。調査がスタートして、言うたら、さっき言った施工不良のために壊れたということの判断って、実際できるんですかね。

ここが、例えば瑕疵は認めますと、スタート地点でね。瑕疵は認めます、ただ、それが剥落の直接的な原因であるっていうところはちょっとどうですか、ということになったときに、それ、例えば意見対立しますよね。例えば、調査出したときに、それは、やはり施工不良が原因で剥落したという調査結果が、仮に出ますよね。でも、それこそ、争いになる可能性がありますよね。だって、正確には誰もわかんないわけだから。

そうすると、そこの争いでまた時間かかる可能性がありますよね。そうなったときに、現場っていつまで、だから、要は、例えば他のところが調査をしないといかんとかっていう話に仮になるとですよ。複数の調査機関に調査しないとおたくが頼んだところだけの情報じゃ、そんなもんは信用できんとかってなってくると、それこそあの現場をずっと保存しとかない

かん可能性が出てくるわけですね。

そういう可能性って、現時点で考えられますか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

確かに、調査内容とかにもよるかと思いますが、現時点では明確にお答えすることはできませんけれども、そういうことも、当然考えていかなければならないのかなというふうに現時点では感じております。

松隈清之委員

だから、要は認める認めない。どの部分を認める、どの部分を認めないという部分というのが、恐らくずっとこのあとも引っかかってくると思うですね。例えば、要は、話し合いでけりがつかん場合は、訴訟になれば時間もかかるわけじゃないですか。調査費も、当然裁判、訴訟に耐えうる証拠としてやらないかんで結構大変だと思うんですね。調査期間もかかる、でも調査ができるのは年間限られとる。よっぽど給食をそれでとめるっていう決断をすれば別ですけど。

通常考えれば、給食調理場が使える、調査できる期間は限られてますよね。そうすると、相当期間今の状態を放置するっていうリスクは現状あると考えられますよね。

これは、一般質問でもありましたけれども、あまり好ましくないじゃないですか。ですね。それで、恐らく、訴訟になったときには、結局誰の責任だ、みたいな感じで訴訟になるわけじゃないですか。訴訟にするときには、対立するものをはっきりさせて、それが金銭的なもので損害賠償するなら、その額もどこまで含むのか、それに伴う調査費用とかも含めて、それで調査費用が、例えば、今回復旧工事自体は予算で1,000万円ぐらいで、800万円ぐらいの落札でしたかね——の工事なんですけど、調査費用が、例えば2,000万円かかると仮になりますよね、仮にですよ。まあ、それはわからんですけど。

そうなったら、非常に高額な上に、あるいは、裁判に、じゃ3年かかりますとか、裁判費用もかかるっていうことも想定すると、非常に何か、結果としては効率の悪いリスクを残すシナリオが今後見えてくるんですね。そういう想定って、現時点でどういうシナリオが一番考えられるんですかね。

今そういう、対立している構図のままいくと非常に時間も費用もかかることが想定されて、これが果たして、じゃ給食室を現状のまま長期間にわたって放置しとくのが賢明なのかっていうのは議論として出てくると思うんですけど、いかがでしょうかね。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

確かに、今、松隈委員がおっしゃったとおり、そういった可能性というのは十分考えられると思います。

ただ、そうならないためにも、今後、こういったやり方があるのかということを含めて、早急に検討させていただきたいと考えております。

松隈清之委員

ですから、その３者の、３者っていうか、それぞれ相対で、それぞれで協議をされてもいいと思うんですけど、早く協議しないといけないんですよ、腹を割って。

結局、このままいったらどんなシナリオがあるかっていうと、多分みんなにとって余り好ましくないシナリオが出てくるんですよ。時間も金もかかって、おまけに最終的には看板傷つけてみたいな。

恐らく、例えば訴訟になったときに、全部じゃないにしても市の主張恐らく認められると思うんですよ。それぞれ施工業者なり、施工監理業者の主張っていうのが認められるというのは一般論としてあんまないと思うんですよ、訴訟においてはね。

だから、あんまりそれぞれに対しても好ましくない、市にとっても時間かけることは好ましくないんで、早くその３者で、早く協議して、やはり、もうこうなった原因とか、今後に生かせる教訓として残るような協議をして、速やかに対応できるようにやるべきだというふうに意見をしておきます。

それともう１個は、今中断してますよね、災害復旧工事。

これを、早くこれ、中断という形で今放置されている、放置じゃないけど中断されているんですよ。まだ、この契約に関してきちっと整理されてないですよ。

これを、速やかに契約解除なら契約解除なりしないと、逆に、これまた、受けている業者さんにも迷惑かけることになると思うんですけど、ここはどんなふうに考えてありますか、対応としては。

原 祥雄教育総務課総務係長

松隈議員がおっしゃったように、今の契約についての整理を今業者、請負業者のほうと協議をしているところでございます。

これについては、もう少し時間がかかるかと思いますが、早急にこれも整理をしていきたいというふうに思っています。

松隈清之委員

方向としては、一旦契約解除で、それにかかった、その出来高なり損害金を支払うっていう方向性で理解してていいんですかね、その整理の仕方っていうのは。

原 祥雄教育総務課総務係長

その点も含めて協議をしている最中ということです。

よろしくお願いします。

松隈清之委員

わかりました。

あと、もう一つの問題としては、やはり市の対応ね、この一連の流れの中で。7月23日に市の担当者が現認したと。それで、25日の時点で手直しに入っただけども、それは中断したということで、そのあと調査にっていうことで7月二十何日からか8月の頭ぐらいまで調査をしたと。

それで、ここの調査の中で、どこまでのことがわかっているのかっていうのが、実は議会、委員会含めて我々はまだ知らないですよ。それで、そのあと我々にその給食センターの件で第一報は、工事がおくれているので給食が新学期、8月25日の新学期に間に合わないかもしれないという一報をいただくわけですよ。これ、お盆前だったと思うんですけど。

それから、次の日ですかね——その次の次の日かな——に、やっぱり間に合うようになりましたという電話を受けるわけですよ。

我々は、何か頑張って、突貫工事でもして間に合わせたのかなあっていう印象しか持っていないんです、この件に関しては。

それで、次は新聞報道ですよ、我々が知りうるのは。

だから、要は、7月の後半から8月の頭にかけて調査をされているわけじゃないですか。それで、少なくとも7月23日の時点ではまだ不確定な要素があって、じゃあ、これ議会に現時点で報告するのはどうかってためらう、これはまあ理解もできますよね。

7月25日の件はちょっとまた置いといて、調査をすると。調査しましたと、この時点で、なぜ議会に報告をしなかったのか、あるいは、お盆前に給食がおくれるって言ったときに、その工事がおくれてておくれるっていうのは、その時点では——うそとは言えませんよ、もちろん。災害復旧工事がとまっているわけだから。でも、そこでも言えたんですよ。

それで、結局は、この件は、我々は別に教育委員会とか、市からのことではなくて新聞報道で知るわけじゃないですか。これ、議会としては非常に遺憾ですよ。

ここの対応について、もちろんお詫びありましたが、おそくなって申しわけないっていうお詫びはありましたが、ここ、なぜそういう、議会に対して報告をしようということにならなかったんですかね。

そのことが、ほかの議員も言われましたよね、隠蔽って取られちゃうわけじゃないですか。そういう意図があったかどうかの問題ではなくて、そういう意図があったんでしょうっていうつもりはないんですけども、そういう対応が、少なくともそういうふうに見せてしまう。

そこがね、今回、教育委員会の話ですけど、それが、もし、何だろう、そういう空気が全庁的にあるのであれば、やっぱりそこは、一回整理すべきだと思うんですよ。

だから、こういうことって、やっぱそういうもんなんだと、執行部の説明責任としてはそこまできちっと果たしていかなくちゃいけないんだっていう意識を整理するためにも、今回のケースは、やっぱ今後の教訓としてきちっと考えていかなくちゃいけないことだから、この流れ、何でこうなっちゃったんだろうかっていうことを教育委員会としてはどう思われているんですか。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

ただいまの御指摘については、正直申し上げまして、確かに初動の不適切な対応等がございました。

そういうこともございまして、すぐに報告すべきところではありましたが、そこを報告できなかったことについては、本当に、正直申し上げまして申しわけなかったと言うほかに言葉はございません。

以上でございます。

松隈清之委員

何が問題かという、別に議会に言うほどのことでもないなっていう認識で、指摘されて言っとかなきゃいけないことだったのかって思ったっていうのであれば、それはそういう認識じゃいけませんよっていうことで終わるんですよ。

そういう認識じゃだめですよっていうことで終わるんだけど、本当は言わなくちゃいけないことなんだろうけれども、ちょっと言えないなっていうことであるとそこには問題があるわけですよ。

だから、その時点ではちょっと、あとから振り返って考えるとそれは報告すべきことだったかもしれないですけど、そのときは、ちょっとそう思っていないでしたということなんですか。

天野昌明教育長

今、松隈議員からお話がありましたように、議員さん方にお知らせをしたのは8月26日から給食をスタートするというのが、どうもこれは間に合いそうにないということで、9月5日からなら大丈夫だろうということでの報告をした。それは、どうしてかっていうと、実は給食運営委員会というのをやらなくてはいけない。

要するに、8月後半からの給食の対応を保護者の方にわかっていただく、どういうふうな――前回、簡易食があって、いろいろお叱りを受けたりしたので、そういうことから、もう必ず給食運営委員会のときに行わなくてはいけないということがありまして。

それがもう、やはり、なるべく早く、保護者には1日も早く、その給食のあり方、例えばいつから給食が簡易給食になるにしても、そういう形の事を報告しなくてはいけないので、

まずは給食運営委員会のほうに1日も早く伝えて、そして保護者に伝えていこうという方向を示すべきだろうということで、そのことで頭が一杯でした、正直言って。

だから、それをもし言うとなれば、これはもうすぐ公になることでありますし、もうまずは議会の皆様方に伝えておかなければいけないことだろうということで、それと同時進行で給食運営委員会をあした開くというところの前の日に、議員さん方に伝えたというようなことになりました。

それで、本当に今思い返せば、なぜこんな大事なことを議員さん方に報告してなかったのかっていうようなことで、やっぱりそのあとも、やっぱり今、改修に入られた業者さんとの対応に毎日追われておりまして、ちょっとそこまで——失念といいますか、そのことが抜けていたというのは事実です。

だから、あえてこう、秘密にしようとかいうことではなくて、本当に、毎日そのこと、給食を如何にして間に合わせるか、それだけ毎日考えたような感じで、施工業者との対応に苦慮しておりましたものですから、ちょっとそこは、もう、何って言うか、わざとしたわけでも何でもないんですけど、結果的にはおくれてしまったというようなことになりました。

以上です。

松隈清之委員

わかりました。

もちろん、今回、いろいろ大変だったみたいなので、それはそれで御苦労されているんだなっていうのわかりますよね。

ただ、やはり今回6月議会で災害復旧の予算が上がって、その際に、やはりいろんな議論があっているわけですよ。何でこんな建ったばかりのやつが壊れるんだという議論があっているわけですね。

その際に、国から来ている特定天井の基準に従って施工してますと。だから、これはもう建てたところが悪いとかではなくて、あくまで地震で、想定を超える、国の基準の想定を超える揺れが生じたために起こったもんですっていう説明をされているわけですよ。

だから、議会としてはそういう説明で予算が通っているわけですよ。

ですから、そうじゃない可能性が出た時点で、ここはやはり報告をするべきなんですよ。だからそこが、やはりいろんな対応に追われてたっていうことなんですから、そこは、そういう議論になったテーマがあるわけだから、そこは議会に対する対応っていうのは、もう必要ですよ。

だから、そこはやっぱり気をつけていただきたいと思います。

古賀和仁委員長

午後２時８分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

尼寺省悟委員

結局、今の質問に対しては、答弁は。

わからない。

古賀和仁委員長

ちょっともう一回、尼寺委員もう一回言ってくれんね。（発言する者あり）

原 祥雄教育総務課総務係長

今の尼寺議員の御質問について、ちょっと資料のほうを今持ち合わせておりません。確認をさせていただきたいと思います。

ちょっと、きょうできるかどうかは不明ですが、確認をさせてください。

尼寺省悟委員

7月の23日に職員が来て、建築資材が入ったのを確認しながら廻り縁を見たら、そこにクリアランスがなかったということだから、最初は地震と思っと思ったけれども、ほかのところもいっぱいあるのでこれはおかしいと、施工不良じゃないかということで施工者と設計責任者を呼んで話したということです。

そして、これじゃまずいということで切断を決めたということであるけれども、その担当者というのはどのレベルの人、どのレベルというのはわかるかな。

現場作業員の人じゃないっちゃろう。ちゃんとした責任者の人なんでしょう、その2人は。

原 祥雄教育総務課総務係長

7月23日に、現場に来られた業者さんというのは、建設当時の現場監督をされてあった方、施工業者はですね。それと、監理業者についても直接監理するお立場にあった方ということです。

尼寺省悟委員

だから、要するに責任者と。

単なる現場作業員の人ではなくて責任ある人であって、もちろんそれは本社のほうに報告なり確認しとるというふうなことで、ボードを切断するということについては、安井設計にしても今泉建設も会社としてそれを知っているということに、理解していいわけよね。

そして……、その辺は違う。

原 祥雄教育総務課総務係長

尼寺省悟委員

会社の責任者が来とってするということは、会社として認めたということに普通になるわけ。

そして、隠蔽工作かと私が言った、あなた方は隠蔽工作じゃないと言ったけどね、やめたのは、実質的にやめたわけじゃないっちゃんね。実質的にこれはまずいとやめたわけやないったい。見つかったからやめたったいね、見つかって怒られて、おまえ、これ何しているのかと言われてやめたわけよね。

だから、あのまま見つからなければ、あのまま続行して、結果としてクリアランスがある状態になってるわけだね。そうやろう、それは認めるやろう。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 11 分休憩

~~~~~

午後 2 時 21 分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

原 祥雄教育総務課総務係長

確かに、議員御指摘のとおり 7 月 23 日の日に現場のほうに赴いて、作業が進むにつれてクリアランスが取れてないところが見えてきて、当初は地震により天井が動いたものというふうに認識をしていたようです。

ところが、25日になって請負業者さんのほうからの御指摘もありましたし、担当のほうで現場を確認をしたところが、やはりこれは地震だけの影響ではないようだということに気がついたときでもございました、7月25日というのはですね。

今、尼寺議員さんのほうから隠蔽工作そのものではないかというような御指摘でございましたけれども、確かにそのように見てしまうところはございます。

ただ、担当は——ちょっと言い訳がましくなってしまいますけれども——ちょうど気づいたのもそのころであったと、ほかの部屋の廻り縁が外れていって、少し天井が動いただけとは思えないような状況があったというのも、気づいたのもそのころであったということでございます。

ですから、隠蔽と見えても仕方がないと、御指摘によって作業を中断したという部分は、それはそのとおりであるということで、お答えとさせていただきたいと思います。

### 尼寺省悟委員

あなた方が、自主的にやめたとするならば隠蔽工作じゃないと言って通るかもしれんばってんね、自主的やなくて言われてしたと。言われなかったら全部やってると、こういう状況を見たら、やっぱり隠蔽工作と取らざるを得んし、私は言っちゃ悪いけど、3者の利益が一致したと思うったい、3者。今泉と安井と市役所の利益がね。

これを、証拠隠滅することで3人とも利益を得るわけでしょう。施工不良の責任も問われんし。市としても、4月の段階できちっとした調査もしなかったと。そして、税金を使つたと、そうした批判も免れると、そういった意味で3者の利益が一致して、だからこれはこうしよう。

ひょっとしたらそこで、これ私の推測やけれども、あんたたちそれに乗ったらね、施工者の責任とか追及せんよと、いうふうに言うたかもしれんたい。それはまあ、あればってんね。

そういった意味で、やっぱり今回の件は、どうしてもそういうふうに思わざるを得んたい。

それから、最後にもういっちょ言いたいのは、さっき話が出よったけど、いわば爆弾を抱えたままの状態たいね。だから、もし、震度4とか5とか出たら、やっぱりまた落ちるし、もういっちょ問題なのはさ、クリアランスがないということは天井の剥落という重大事故につながるっちゃんね。それは知ってるとおり。

クリアランスがないということは、もともとクリアランスを取るとしたのは東北の大震災で、天井の横揺れに対してクリアランスがないから天井と壁がぶつかって天井が落ちこちた。そういったところから特定天井ということで、6センチ以上のすき間を取ろうと、今、6センチのすき間がないところがあるから、今度、もし4とか5とか起きたら天井そのものが落ちると、そういった危険性もあるったい。そうしたときに、すいませんで悪かったじゃ通らんたいね。

やっぱり、これこそ市長の責任とか教育委員会の責任と。昼間やったら、給食つくってるときに異物も入るし、人もおるし、人災事故になる。そういった意味で、やっぱり私はもう極論ばってん給食をとめたって、ね。急がなきゃいかんと。

それから、さっきちょっと言われたんやけど、施工不良があったから被害が起きたと。施

工不良がなかったからという話ばってんさ、そもそも、小石さんも言われたばってん、そもそも建てたばかりの、それも震度4とか5程度で事故が起きること自体が、そもそも何かおかしいと。もっともっと隠された、大きなところがあるんじゃないかなろうかと。

そういった意味じゃ、最初から調査すべきだというのも一理あると思うたかね。だって、ほかの9小学校の旧給食室はなんも被害がないし、危ない危ないと言われるところの市役所だってね、どこも報告されとらんし、それが建てたばかりで、それも最新鋭の特定天井といったところが被害が起きたっちゃうことは、もっともっと大きなところが隠されているんじゃないかなろうかなと。

そういった意味では、根本からやっぱり調査せないかん。

よか、以上です。

### **古賀和仁委員長**

答弁はいいですね。（「終わり」と呼ぶ者あり）

ほかに。

### **久保山博幸委員**

以前も申しましたが、もうこれ、6月のときから思ってたんですが、監理者のスタンスというのが、私はどうなのかなってというのが当初からそう思ってたんで、今の段階でも、今のお話を聞くところによると、積極的になっていうか、対応がとられていないということですよ。

それで、もともとその設計監理者の仕事っていうのは、もちろんその工事期間中の監理をしていくのもそうですけれども、こういう事態が生じたときには責任をもって対応していくっていうのが、また携わった工事監理者の責務だと思うんですよ。だから、そのあたりは監理者のほうにも厳しく対応していただきたい。

それと、出てきている協議の話の中で、設計図に基づいて施工したとかどうかっていう話、その辺も今のお話を聞くとあいまいですよ。じゃあ、設計図って、どの段階の図面をもってその設計図って言っているのかっていうのが、何となくあいまいで。どの時点で、設計変更をしたのかっていうのも御説明の中でははっきりしない。

だから、設計図どおりになってないというその設計図っていうのは何をもって言っているのかっていう、全て何かその辺で、曖昧模糊としているんですね、説明が。

現場の判断で、ボードを切ったとかいう、その辺の作業にしても、ある程度専門的な目から見ると、何でボードを切ることでその問題が解決するのかなあと。ただ単に隠蔽とかいうことじゃなくて、それで後々の工事にそういう作業をやって問題ないのかなっていう、もうシンプルな疑問があって、わからないことばかりなんですよ。

そのあたりは、いろんな当時の、いわゆる施工図ですよ。もちろん設計図というのは、全てを表現できるわけじゃなくって、あくまでも部分的なことしか、一般的なことしか設計図では表現できないんですね。

それは、現場の段階で、工程会議を踏まえながら施工図をつくって、じゃその施工図に基づいて仕事をするわけですから、その辺の施工図がどういう施工図を書かれたのかとかいうところで、その辺も深く、今後掘り下げていかんばいかんかなと思いますんで、抽象的に設計図に基づいてっていう、今、お話がされているのが、その辺もきちんと、もう少し正確に整理をして話を進めていくべきじゃないかなというふうに思います。

#### **古賀和仁委員長**

答弁は。

#### **久保山博幸委員**

答弁ということではないんですけれども、1点、監理者のスタンスについてちょっとどうかなっていう、これ以前も申し上げましたけれども、そういうところです。

#### **古賀和仁委員長**

ほかに。

#### **小石弘和委員**

私は、設計図なんてん見きらんですけど、4.3ぐらいの震度でああいうふうな、滑落するというふうな、なぜあったんだろうかなあと、ね。しっかりと、要するに基礎をしてあるのかなというふうに、素人筋では思うわけですよ。

そして、今度、検査、引き渡しの際に、検査をどういうふうにしたのか。そのときは、恐らく施工監理者もついてあったと思うんですけどね。

設計どおりやっとなら、クリアランスの60ミリは、それは壁をぶち破ってでもやっぱ検査する必要があったんじゃないですか。目視でしょう、ね。

それだけあんな、施工監理者を信用するわけにはいかないわけですよ。そいけん、検査体制にも問題があったんじゃないかなと、私は思う。

私が話を聞くとところによると、点検口も何もないんですよ、調理エリアには。どうして検査をするんですか、引き渡しするんですか。私は、そういうような点が、検査体制にも非常に不備があったんじゃないかなと。

ましてや、震度4ぐらいですよ。あんな、要するに2年足らずですよ、ね。本当にしっかりした基礎が打たれているかなあと。

そいけん私は、一般質問のときでも、市民の皆さんもやっぱ不安があるんですよ。そいけん、やはりそういうようなところを含めて、それは費用がかかってもですよ、食の安全と働

かれる人の、要するに安全を、生命安全を守るためには、やはり再度、再調査を私はしたほうがいいんじゃないかっていうふうに思うわけですよ。

これは、私の結局希望ですけどね、要望ですけど。それだけのことを要するに伝えときます。

#### **古賀和仁委員長**

ほかに。

#### **松隈清之委員**

要は、25日に作業に入ったけど中断したっていう流れがあったじゃないですか、これは、実際切断されているんですか。

それとも切断する前に、中断されたんですか。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

切断作業を25日の朝から開始をしておりますて、中断したのが午後でございますので、半日ほど作業をして部分的に切断をした状態になっています。

#### **松隈清之委員**

ちょっと、きょうは別としても、今後また議論しないといけないと思うんですけど、さっき言われたその7月下旬から8月上旬にかけての調査ね、そのときにわかったクリアランス不足の箇所とか、位置とかそういうことと、じゃ25日の時点で切断した箇所とかね、そういった資料をちょっと後日でも結構なんで御用意をいただきたいなっていうふうに思います。

それと、先ほどもありましたけど、その切断するっていうのは、施工業者も施工監理業者も了解の上、切断をしているっていうことですかね。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

まず確認ですけど、今、松隈議員がおっしゃったのは、確認をしたいというのは、建設当時の施工業者、監理業者ということでしょうか、はい。

工事施工業者と監理業者のほうからの申し出により切断を行っておりますので、切断作業を了承した形になっていきますので、了承したところですので、その点については了解をされておられます。

#### **松隈清之委員**

そこで、ちょっと疑問なのは、先ほど久保山委員も言われたんですけど、天井の、その時点では天井の揺れによるクリアランス不足が生じたという認識をされとったんですよ。

それで、本来は60ミリないといけないクリアランスが、天井の揺れによって動くと、ということであると、じゃあ、もともと60ミリ必要なところが、例えば10ミリしかないとか、あるいは、べったりくっついていて、ゼロだと、すると60ミリカットするっちゃう話になるん



ですね、切断するとしたら。

ただ、揺れてるんだったら、今度反対側は60ミリのところがじゃ50ミリこっちに寄っとるんやったら——60ミリのクリアランスにちゃんと施工されているとすると——60ミリのクリアランスにさらに50ミリのクリアランスができるということなんですね、切っちゃうから。

ずれたところで切ると、こっち110ミリのクリアランスが出ちゃうわけですよ。そうすると、廻り縁10センチしかなかったですよ、一番最初は。だから、すき間が空いちゃうんですよ。

だから、どれくらい、何十ミリカットしたかわからんけれども、さっき言われたように、それでカットすりゃ済む、それで問題、後々問題ないのかなってというのは、素人なら別としても、施工業者とか施工監理業者がすんなり、ああ、じゃそれ切断でいいですよってなるのがちょっと不思議なんですよ。

そもそも、天井の揺れによってクリアランス不足が生じるとすると、カットしてしまえばこっちのクリアランスが広すぎますよ、逆に廻り縁に載らないかもしれない、場合によっちゃ、マックス12センチになるわけだから。べったりくっついときゃ60ミリカットするでしょう。

こっちが、60ミリのもともとのクリアランスがあるとしたら、こっち120ミリになるわけですから、クリアランスが。寄ってる状態でカットすると。そこ、非常にまずいですよね。

ということを施工、設計したところもなんだけど、それでいいってよく言えたなあという疑問がずっと残っているんですよ。それって、カットで済む話ですかってというのは、例えば、現場にいたのって技術屋さんですよ。だから、その技術屋さんも、いや、カットで済む話なんですかっていう話にならないんですかね。

## **原 祥雄教育総務課総務係長**

少し、細かく御説明をさせていただきますと、7月23日に担当のほうを確認をした部屋というのが、調理エリアの中の洗浄室という部屋ですね。食器等を機械にかけて洗浄する部屋なんですけど。こちらのほうで、まず確認をしたと。

それで、その日は、そこの部屋しか確認ができていません。ほかの部屋については、廻り縁がまだ外されていない状態でしたので。

それが25日、週明けの25日にかけて、ほかの部屋の廻り縁が外れていって状況がわかってきたということでございます。

それで、今、松隈議員のほうから御指摘がありましたように、極端にクリアランスが狭い箇所があとになってわかっているわけですが。そこを見て、初めて設計書どおりの施工がなされていないということを担当のほうを感じ始めたところなんですね。

工事施工業者であるとか、工事施工監理業者につきましては、23日に確認をしてもおりますので、そのほかの部屋の状態についてはその時点では確認をしていないところです。

簡単に言ってしまうと、時間的なずれが、見た時点が少し違うということです。

以上です。

#### **松隈清之委員**

じゃあ、23日に発見したところのクリアランス不足は、要はどれくらいのクリアランス不足だったんですか。

60ミリないといけないクリアランスが、どれくらいだったからその切断を指示したっていうことなんですか。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

細かな数字については、それを記したものがございませんけれども、担当者が見た範囲では4センチから5センチ程はクリアランスはあったということを申しておりました。

#### **松隈清之委員**

その時点では、例えば、1センチから2センチずれてたと。

だから、1センチ、2センチだから反対側のクリアランスがちょっと広くなるけれども、それでいいかっていう了解を、例えば施工監理業者とか、設計したところがそれでもいいですと、要は6センチ以上だから、クリアランス確保は。それでもいいですってということで、カットを指示したということなのかな、その時点では。

その時点でカットすることを、確認を取ってるわけ、23日の時点で。

だから、そこが1センチか2センチだから、仮にこっちのクリアランスがちょっとそれが7センチ8センチになったところであまり影響ないっていう判断でカットという判断をしたということですか。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

当日現場で、廻り縁の両サイドを、例えば、北側に対する南側を確認したのかということの確認できておりませんが、そこは、そういうカットとしてもクリアランスが6センチではなく、7センチしかり、8センチになったとしても大丈夫ということでの御判断があったものというふうに思っております。

#### **松隈清之委員**

そのあとに、これはちょっと揺れだけじゃないなというところが出てきたということで、でも、それは揺れだけじゃないなっていう、気づいたときと中断を決めたのって、さっき言われたように違うですね。

中断自体は、指摘を受けて中断しているわけじゃないですか。



に強く言わないけれども、結果としては、ほかの人から指摘されて中断したとなると、やっぱりこれは隠蔽工作じゃないのかという疑問は残るということは言っておきます。

### 松隈清之委員

さっきの話の続きなんですけど、要は時系列的によくわからないところをもう一回整理をしていただいて、それは、23日とか25日以前の、例えば、設計の発注をしたのがいつで、設計ができ上がったのがいつで、あるいは、その時点では通常天井だったと。

これは、尼寺委員が聞き取りの末ですけど、結果そういうことで、できるだけもうちょっと正確に、じゃあ文科省、あるいは建築基準法のその改正も含めて、どの時点でじゃあその特定天井にしなきゃいけないっということで、設計変更が行われたのか、否か。

じゃあ、行われていなければ、どういう指示でやられたのか。その仕様書なのか、施工図なのかそこら辺の一連の流れと、その確認がきちっと、要は特定天井っていう認識が希薄だったから6センチのクリアランスが取らないところが多いところが多いんじゃないかという気がするわけですよ。これ、わからんけど。

だから、そうだとするならばその管理も含めて、どこに問題があったのかっていうのを時系列でずっとう、いつに何をやってっていうのが、地震以前の建てるところからの流れがちょっと知りたいなということですね。別に、ピンポイントでいついつって、その施工図あたりはもう俺ら見てもわからんのかもしれんけど、わかる人もいますからね。

どういう流れで、今、要は発言の中で、設計書どおりの施工がされてないという言葉があるわけじゃないですか。その設計書って何なんだっという話ですよ、だとすると。

もし、当初の設計の設計書が残ってて、それしか公式にないんだとすると、通常天井が設計書どおりじゃないですか。だとすれば、何をもってその設計図なのかっていうところもちょっと確認をしたいんで、調べておいていただきたいです。

それと、今25日の時点で、自主的に工事を中断していれば隠蔽ではなかったと言いますが――もちろんそうですよ。そうだけれども、その後の対応も、やっぱりまずいですよね。

自主的であろうとなかろうと、それを気がついて中断させられたにしても、そのあと、やはり次の日もその日も、いや、こういうことが発覚しましたっていう報告はやっぱりすべきだったと、そこはね。いうことなので、仮に、25日に自主的にやめなかったとしても、それを隠蔽だということを指摘されても、その後速やかに議会に報告していれば隠蔽、さらにそれを隠蔽するっていう……、隠蔽を隠蔽するみたいな形にならなかったんですけど、結果的にそこをまた隠蔽するみたいな形になっちゃうわけですね。その報告がないから。

要は、指摘されて、指摘されたことをまた隠蔽するみたいな、という形になってしまうので、そこは、やっぱり問題意識としてきちっと気をつけていただきたいなと思いますんで、

そこは今後の、きょうは別に、きょうは揃わなくていいですけど、そこら辺の時系列的にどういう流れで施工されて、その設計の変更、仕様の変更に関してどういう流れで進んできたのかっていうところをちょっと調査をお願いしたいなと。

それと、さっきも言いましたように現場の壊れたところの写真を撮ってあるでしょう。だから、その資料も、いわゆるクリアランスが足りんとか、設計書どおりになってないと言われても、何も目にしていなくてもいいわけだから、どの程度のことなのか全然わかんないですね。

だからそれを、当時、目視で写真も撮っておられると思うんで、そこら辺の写真と、あとそれがどこの箇所か。どんだけのところで、確認した範囲でしかできんとしても、どこら辺はこういう状態だったっていうのがわかる資料を御準備いただきたいなと。

時間的に、あしたはちょっと難しいかもしれないんで、改めて日をとるかもしれないけど、そこをちょっといつになるかは別としても御準備をお願いしたいなと思います。

#### **古賀和仁委員長**

議会中じゃなくても、いいですか。

#### **松隈清之委員**

だけん、揃ったときにまた委員会やればいいけん。

#### **古賀和仁委員長**

では、よろしく資料のほうはお願いしときます。

ほかにありませんか。

#### **久保山博幸委員**

1点だけ確認したいんですが、改修案についてですけれども、私は設計を担当した人間が改修は考えたのかなあと考えていたんですが、何か聞くとところによると市のほうで改修案を準備されたというふうに聞いたんですが、その辺のいきさつとか、本来であれば設計者が改修案には携わるべきかなあと考えているんですが、担当者レベルで改修案を作成されたという、その辺のいきさつを――それで本当によかったのかなっていう疑問がありますんで――を教えていただきたいんですが。

#### **原 祥雄教育総務課総務係長**

4月に被災をいたしまして、それから復旧をどのようにやるのかというのを考えて、予算要求をさせていただいたわけなんですけれども、設計をするため、外部に依頼をするための予算、費用についての部分で対応はできなかったという部分が1つと。

もう1つは、今回の工事内容を見た際に、担当者で、市の担当者のほうで設計ができるということでしたので、その2つの理由で建設当時の設計会社、工事施工監理者のほうには委託をせずに、市のほうでの設計とさせていただいたところです。

以上です。

久保山博幸委員

ちょっとその辺のいきさつが納得できないところですけども、本来であれば設計者、監理者はもうちょっと深くかかわるべきところではなかったのかなという疑問がございます。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。

ほかに。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



古賀和仁委員長

次に、北小のエアコンについてを協議いたします。

尼寺省悟委員

ちょっと勘違いされてるみたいで、私が言ったのはそうではなくて、特別教室にエアコンが入ってないことについて、一般質問で内川議員が質問した件についてしたいと、そういう意味、北小の問題。

古賀和仁委員長

ああ、違うんですか。（「そういうです意味です」と呼ぶ者あり）

ちょっと休憩します。

午後 3 時休憩

~~~~~

午後 3 時 1 分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

ただいまの協議については訂正をいたします。

特別教室のエアコンについてということで協議をしたいと思います。

尼寺省悟委員

一般質問で内川議員が質問したように、特別教室にエアコンが入っていないということで、特に、音楽の先生が体調を壊したという話も聞いておりまして、私は、夏休みが短縮されたということについては、やはりエアコンが入っているっていうことは前提となっているけれども、特別教室に入っていないと。しかも最近になって、特に、音楽教室でホルムアルデヒドが基準の2倍も出たと。これは、そういったこともあるので、この辺について質問したいと。

それで、具体的に言うと、エアコンが入っていない特別教室といったものが各小学校にどれくらいあるのかということと、特に音楽の教師ね、恐らく、小学校の先生というのはそんなにずっとじゃないかもしれないけれど、中学の場合は、専任ということなんで1人の音楽の先生がずっとやっぱり、エアコンが入っていないところで授業をするといったことで、特に体調を壊すんじゃないのかなということ。それから、ホルムアルデヒド。

この辺について答弁を求めたいということ。今わからんやったら、最終日でもいいです。

柴田昌範学校教育課長

一般質問でもありましたように、北小学校でエアコンが入っていないために、鳥栖北小の音楽室で、女性教諭が体調を壊しているというふうな事例は実際にあっております。先ほど、校長等に確認したところ、もう体調が戻っているという回答でした。

それで、ホルムアルデヒドの件につきましても北小の空気検査で、夏休みに実施した分で、先ほどありましたように基準値の2.3倍の数値が出ているといったことの結果がありましたので、北小の薬剤師の先生にその結果についていかがお考えでしょうかということでアドバイスもいただいておりますが、ちょっと私だけは判断できないので、周りの薬剤師等にも意見を聞きますという回答をいただいております。

それから、北小学校では、労働安全衛生委員会をあした開催するというので、校医の先生、それから校長、それから薬剤師さん等も入って話し合いをすることにしております。また、再検査等が必要かどうかについても、御意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

それから、各学校にどれくらいエアコンがない特別教室があるかということについても、午前中に質問をされるということでしたので、学校のほうに調査をいたしまして、4時までに回答くださいということで今集計中でございます。

ですので、空調がない特別教室が何教室あるか、その教室で週当たりどれくらい授業が計画されているかというところを今まとめておりますので、よろしいでしょうか。

尼寺省悟委員

もう1点。

今後の対応ですね、一番聞きたかったのは。

今後の対応、その特別教室にエアコンがないところについて、どういった計画を立てているのかと。いつぐらいまでにそれらは解消するのかということもちょっと合わせて。

それは、もういいです。

柴田昌範学校教育課長

なかなか、空調を入れるということについては難しいというふうに聞いていますので、今、対応できる策として扇風機を買っていた分を動かすとか、あと、北小には冷風機も買っております、この夏。

そういったことで対応しておりますけれども、冷風機では役に立たないとか——買ったなら買ったでなかなか厳しい御意見をいただいているんですけれども、対応できる策として、できることについては、改善については、はい。

尼寺省悟委員

もう1点だけ。

もし、エアコンを特別教室に整備するとするならば、どれぐらいかかるのかについては調べている。（「つけてやらんね、誰も反対しよらんとやけん」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

答弁できますか。

原 祥雄教育総務課総務係長

特別教室へのエアコン設置につきまして、大まかな費用がわからないかという御質問でございますけれども、本当にもう概算ですね。でしか、申し上げられませんので、ちょっとそのまま行けるかどうかというのもわかりません。費用としては約3億円ちょっとかかる、これは特別教室全てですね。

中学校と小学校で教室の種類が若干違いますけれども、中学校まで含めたところで、なおかつ電気関係の改修も含めたところにかかる見込みとなっております。

ただ、これは試算でございますので、どういった根拠なのかというふうに問われてもちょっとお答えすることは難しいですけど。お答えします。

尼寺省悟委員

本当、最後。

今の金額で3億円ね、午前中のトイレで7億円ですんで、合わせて10億円ですね。

ただ、これら2つについて、私は必要なものと思うんでね、必要なものだ。できるだけ早くね、せないかんと思うので、やはりこれは、もう本当に教育委員会として、今までと違

いいです、終わります。

古賀和仁委員長

いいですね、答弁いいですね。

ほかにありますか。

質疑を終わります。

ss

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、現地視察について。

下田 寛副委員長

委員から要望がありまして、この際ですので、改めて給食センターを視察に行きたいという要望が出ております。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

じゃあ、そういう形で組ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

古賀和仁委員長

尼寺委員、まだ休憩とってないけん。まだ休憩とってない。(発言する者あり)

尼寺省悟委員

ごめんなさい。

例えば、2階のところに廊下があったりランチルームがあるから、そこから調理室を見てこうだあだという説明はできるの。

古賀和仁委員長

ちょっと確認しますが、現地視察をするということでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり

では、16日の10時から現地視察ということで、準備のほう、執行部よろしく願いをいたします。



古賀和仁委員長

本日はこれをもって散会をいたします。

午後 3 時 10 分散会

平成28年 9 月 16 日（金）

1 出席委員氏名

委員 長	古 賀 和 仁	委 員	中 村 直 人(現地のみ)
副 委 員 長	下 田 寛	〃	久保山 博 幸
委 員	小 石 弘 和	〃	松 隈 清 之
〃	尼 寺 省 悟		

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

総 務 部 長	野 田 寿
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	石 丸 健 一
総 務 課 庶 務 防 災 係 長	古 賀 庸 介
財 政 課 長	姉 川 勝 之
契 約 管 財 課 長	三 橋 和 之
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	松 隈 久 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 本 昭 徳
議 会 事 務 局 長	緒 方 心 一

企 画 政 策 部 長	園 木 一 博
企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	松 雪 努
総合政策課政策推進係長兼地方創生推進係長	田 中 秀 信
ま ち づ く り 推 進 課 長	藤 川 博 一
情 報 政 策 課 長	古 澤 哲 也

教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸
教 育 総 務 課 総 務 係 長	原 祥 雄
学 校 教 育 課 長	柴 田 昌 範

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

自由討議

議案審査

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例

議案甲第21号 鳥栖市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する
義務の特例に関する条例

議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について

〔総括、採決〕

報 告〔企画政策部総合政策課〕

国家戦略特区（地方創生特区）に関する共同提案

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見通し

〔報告、質疑〕

決 議

鳥栖市立小中学校トイレ改修に関する決議（案）

〔採決〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

古賀和仁委員長

今、下田委員のほうから御提案がありましたけれども、先ほど議長のほうに出す分について、悪臭と老朽化についても、この文面だけ入れたらどうかというふうな提案がありました。どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それと、もう1点、特別教室の空調についてもということで、一緒に出したいということです。

これについて。（「異議なし」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

松隈清之委員

トイレの件に関しては要望書も出ていますし、議論をさせてもらったんでここに悪臭とか、老朽化の文言を入れて課題として指摘をしておく必要があると思います。

それで、その特別教室の掲載、内容的に否定はしませんが、議論は余りここで十分されてはなかったかなあという気はするんですね。

単に要望するっっちゃうだけなら要望するだけにはなりますけど、決議だからね。もうちょっと、内容について詰めたほうがいいのかなあと。逆にぼやけるっていうか、トイレとかのほうか。

ぼやけるのかなっていう感じがしますよね。

古賀和仁委員長

ほかに。

尼寺省悟委員

ただ、これ全体として、学校施設の環境整備に関する決議ということであればいいかなと思うし、ただ、時間的に次にこれをやるとするなら12月議会でしょう。だから、来年度の予算に計上してもらおうと、そこまで行くかどうかわからんけどね。

その辺まで見通してみたら、やっぱり早い段階でこういった考え方持っているんだっっちゃう形で執行部にプレッシャーをかけるという意味ではいいかなと思うんやけどね。

古賀和仁委員長

ほかに。

久保山博幸委員

夏の暑さが尋常じゃないけんですね、まあ、1日でも早くっっちゃうのが現場の要望ではあるっていうことを考えれば、今回一緒に環境整備ということで出してもいいんじゃないかなと思います。

松隈清之委員

インパクトは弱いよね。これをやれっていうインパクトは弱くなるよね。議会として、集

当然、予算措置も考えるタイミングとしては、9月はどっちかっていうと遅くはあるけど間に合わないことはないタイミングじゃあるけれども、何を優先させたいかっていう部分で、そういう議論を、例えばここですて、じゃ今回こっちを優先させようかっていう話のほうがまだインパクトはある。

例えば、ここの特別教室に関する部分は、総括の中で委員会として改めて、前回は議案外の話やったでしょう。だけん、委員会としても、委員会の総意としてそういう要望するっちゃうことはありだと思いますけどね。

下田 寛委員

だから、決議文のほうが、次のステップだと思いますが、まずはこれ、確かに、今回ちょっと議論した程度でありますから、まずは委員会の要望まで、次にもう 1 回聞いて決議文に上げるっていうのは一つの攻め方でもあるなと思います。なあという感想です。

ちょっと、暫時休憩します。

=====

– 105 –

古賀和仁委員長

再開をします。

学校施設環境整備に関する決議については、トイレに絞って決議を出すということでしょうか。

文面の整理については、正副でまた改めて整理しますので、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、自由討議でほかに何かあれば受けたいと思いますけど。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

執行部を入室させますので、暫時休憩をいたします。

午前11時40分休憩

~~~~~

午前11時43分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

~~~~~

総括

古賀和仁委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら発言をお願いします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思います。

14日の委員会の中で尼寺議員からありました、特別教室に関する質疑はこの中で報告をいただくことといたします。

古賀和仁委員長

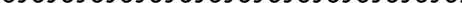
午前11時43分休憩

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

~~~~~

古賀和仁委員長



古賀和仁委員長

– 107 –

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

**古賀和仁委員長**

まず、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第19号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例

**古賀和仁委員長**

次に、議案甲第20号 鳥栖市職員定数条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第21号 鳥栖市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

**古賀和仁委員長**

次に、議案甲第21号 鳥栖市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたしました。

~~~~~

議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について

古賀和仁委員長

次に、議案甲第24号 財産（小型動力ポンプ付積載車）の取得について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

所管事務調查

古賀和仁委員長

以上で、付託議案の審査は終了しましたが、これ以外に当総務文教常任委員会の所管事項について、御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際ですのでお伺いしたいと思います。

まず、尼寺委員からの特別教室に関する質疑の回答をお願いいたします。

柴田昌範学校教育課長

それでは、学校教育課より、尼寺議員より御質疑がありました小・中学校の特別教室の空調設備に関することにつきまして、資料を用いて御説明いたします。

なお、今回のこの資料には、少人数指導などで用いる多目的教室や教室以外で不登校傾向の子供たちの指導等で用いる相談室、会議室などは含んでおりません。あくまで、いわゆる教科を一斉に指導する教室という基準でまとめております。

小学校と中学校で両面にしておりますけれども、表を見ておわかりのように、理科室、音楽室、家庭科、図工、美術などを行う教室においては空調が入っていない状況となっております。

週の計画時数につきましては、おおよその、一週当たりどのくらいその教室が使われている

るかというところの目安としてお示ししているものであります。

特に、音楽、理科については、普通教室で実施することが難しいために、現場から空調設備の要望が高い箇所というふうになっております。

以上、資料についての御説明を終わります。

#### **古賀和仁委員長**

説明が終わりました。質疑があれば受けたいと思います。

#### **尼寺省悟委員**

ちょっと、1点だけお聞きしたいのは、もともと空調の設備の導入については、普通教室が先と、それで、特別教室はあとだというふうなことは、利用頻度が少ないからだろうということだったと思うんですが。できれば、ここに書いておりますけれども、1人の生徒にとって、あるいは一教師にとってみてどれぐらい空調のない特別教室で授業をするのかというのがわかれば、もっとわかりやすいかなと思った。

それで、簡単に言ったら、ここで計算してみると鳥栖小が119時間で1日にすると24時間、もう一つのほうは、鳥栖中学校はもっと多くて……、なんですけど、これを私たちが多いのか少ないのか、ちょっとその辺があんまりわかりにくい。さっき言ったようなことがわかれば、もっとどうなんかなと思って。

だから、今でなくてもいいんですけれども。それぐらいです。

#### **古賀和仁委員長**

答弁はいいと。（「わかればいいです。わからなければあとでもいいです」と呼ぶ者あり）

#### **柴田昌範学校教育課長**

まず、最初に入ったのは特別支援学級が最初でした。そのあとに、普通学級に全て入れるということで、全特別支援学級を含む普通教室に入れている状況でございます。

そして、どれぐらい使っているかということにつきましては、ここに週計画時数っておりますけれども、1日6時間、そして5日間ありますので、トータルでフルに稼働するとなると30時間程度。それで、計画されているのはこの程度ということになります。

夏の暑い期間につきましては、できるだけエアコンが入っている普通教室のほうで実施するようにとはっておりますけれども、先ほど申しましたように理科、音楽あたりはやはり普通教室時数はなかなか難しいっていう声も出ております。

以上です。（発言する者あり）

1人当たりですか。

教員が、音楽の先生が、例えば小学校でも北小だったら音楽専科の先生がおりまして、音楽の先生がほとんどそこにいると。片や、音楽専科のいない学校は、学級担任が音楽を変わ

子供たちは週に数時間その部屋で学習すると。音楽については週1、2時間。理科についても2時間から3時間程度ということになります。

そうしたら、音楽の先生にとってみたら、もう1日五、六時間がずっと続くと、ね、夏休み短縮になったけれども、その期間もずっと空調のないところで、音楽の先生にとってみたら、もうずっとやると、そういった状況、そういった結果として熱中症になったとか、体調を壊したとかそういったことを言ってる。

そしたら、8月25日の週については、ほかの先生からも御配慮をいただいてその週は音楽は入れなかったと。翌週から始めたということです。教育課程を工夫しながら、ある程度は融通できる部分もあるということで、フルに働くとなると、先ほど言ったような25時間程度1人の人が音楽室で過ごすということにはなります。

以上で、所管事務についての協議は終了いたします。

~~~~~

午前11時54分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

~~~~~

報告（企画政策部総合政策課）

## 国家戦略特区（地方創生特区）に関する共同提案

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画における財政見通し

古賀和仁委員長

それでは、総合政策課より国家戦略特区についての報告をお願いいたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは御説明をいたします。7月末の締め切りでございましたけれども、平成28年度の、今回国家戦略特区の提案をさせていただいております。

議員の皆様には同じ日に、提案をさせていただいた日に、担当箱のほうに入れさせていた  
だいている物と同じでございます。

めくっていただきまして、今回下の段ですけど、3ですけれども、平成27年10月30日に提案した項目ということで左側に書いておりますが、これにつきましては、これまでも提案をさせていただいていた分でございます。農振除外、それから農地転用、そして市街化調整区域の大規模開発というものでございます。

それで、右側でございます。

今回、新たに追加ということでは、初期メニューからNPO法人の設立手続の迅速化、それから特定実験試験局制度に関する特例事項、そして新たなメニューということで、ドローンによる技術実証実験、そして都道府県をまたぐ一部事務組合の迅速化。

その右側で、基金を活用した農業支援ということで、これまで、言葉であらわしてきたものをイメージ化させていただいたところでございます。

それで、めくっていただきまして、1枚、2枚めくっていただきますと、右側に11、12、13というふうにございますけれども、今回、11の部分でございますが、NPO法人の設立手続の迅速化、これ現在1カ月でございますが、それを2週間に公告縦覧期間を短くする。要



は、NPO法人の手続をスムーズに行うというものを今回、追加をしております。

そして、特定実験、そしてドローンによるということですが、これがドローンの関係でございまして、今W i - F i の電波帯を使っているものを携帯の電波帯を使わせてもらいたいということでドローンを飛ばしたい。

それから、ドローンによる技術実証ということでは、これは10メートル以上300メートル以下で飛ばなければいけないというドローンの規制がございしますが、それを緩和してください。じゃあ、ドローンで何をするかということで行きますと、中山間地の有害鳥獣対策ということで、現在、オプティムさんと、そういうことができないかということで今提案をさせていただいているところです。

めくっていただきまして、基金を活用した農業支援スキームということですが、これは、転用になった分に合わせてそれぞれが基金を拠出し、それを農業に生かしていこうというものをイメージ化したものでございます。それで、下のほうで今回追加項目ということで書いておりますが、この基金を運用するためには一部事務組合の設立が必要であろうということで、現在の一部事務組合はですね、2 県に、両県にまたがる場合は総務大臣許可というふうになっておりますが、それを迅速化してくださいというようなことを今回の追加提案とさせていただいているところでございます。

これが、今回の農業支援スキームということでイメージ化したものでございます。

今回の特区につきましては、大きくドローンとそのイメージ化というところが大きなところでございます。

そして、もう1つは、お手元に配りました財政見通しでございますが、これは6月議会に事務事業個表というものを最終日に、こういうものを、総合計画の事務事業個票というのを配らせていただきましたが、それに基づいて財政見通しを、今回の後期基本計画から策定をさせていただきましたという御報告でございます。

今回は、9月議会に差し上げておりますけれども、3月に後期基本計画を議決いただき、それから事務事業個票を6月に差し上げ、今回9月ということですが、来年度からは、この事務事業個票とこの財政見通し、6月議会に配付できるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

この財政見通しにつきましては、あくまでも総合政策課、この事務事業個票に係る、総合計画を運営する上での財政見通しというようなことでの御報告でございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員長**

ありがとうございました。

松隈清之委員

**松雪 努** 企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

松隈清之委員

古賀和仁委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



古賀和仁委員長

暫時休憩をいたします。

~~~~~

午後 1 時38分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

決 議

鳥栖市立小中学校トイレ改修に関する決議（案）

古賀和仁委員長

お手元に配付の決議書についてですが、本決議書について総務文教常任委員会発議により提出したいと思います。

皆さんの御意見をお願いいたします。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、鳥栖市立小中学校トイレ改修に関する決議（案）についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決し、当委員会から議長へ提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議長へ提出することに決しました。

~~~~~

古賀和仁委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただくことに決しました。



古賀和仁委員長

以上で本日の日程は終了しました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時39分閉会

平成28年 9 月 30 日（金）



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 古 賀 和 仁 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛   | 〃   | 久保山 博 幸 |
| 委 員     | 小 石 弘 和 | 〃   | 松 隈 清 之 |
| 〃       | 尼 寺 省 悟 |     |         |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 総 務 部 長                       | 野 田 寿     |
| 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長        | 石 丸 健 一   |
| 総 務 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長         | 鹿 毛 晃 之   |
| 総 務 課 庶 務 防 災 係 長             | 古 賀 庸 介   |
| 総 務 課 文 書 法 制 係 長             | 江 下 剛     |
| 総 務 課 職 員 係 長                 | 山 本 英 規   |
| 財 政 課 長                       | 姉 川 勝 之   |
| 財 政 課 財 政 係 長                 | 秋 山 政 樹   |
| 契 約 管 財 課 長                   | 三 橋 和 之   |
| 契 約 管 財 課 管 財 係 長             | 庄 山 裕 一   |
| 契 約 管 財 課 管 財 担 当 係 長         | 中 嶋 浩 一   |
| 契 約 管 財 課 長 補 佐 兼 契 約 検 査 係 長 | 森 山 信 二   |
| 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長           | 松 隈 久 雄   |
| 出 納 室 長 補 佐 兼 審 査 出 納 係 長     | 武 富 美 津 子 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長       | 立 石 光 顕   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長               | 岡 本 昭 徳   |
| 監 査 委 員 事 務 局 次 長             | 飛 松 研 二   |
| 議 会 事 務 局 長                   | 緒 方 心 一   |
| 議 会 事 務 局 次 長 兼 庶 務 係 長       | 橋 本 千 春   |

議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長 横 尾 光 晴

企 画 政 策 部 長 園 木 一 博

企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 松 雪 努

総合政策課政策推進係長兼地方創生推進係長 田 中 秀 信

まちづくり推進課長 藤 川 博 一

まちづくり推進課長補佐兼都市整備係長 実 本 和 彦

情 報 政 策 課 長 古 澤 哲 也

情報政策課情報政策係長 楠 和 久

情報政策課広報統計係長 熊 田 吉 孝

教 育 長 天 野 昌 明

教育次長兼教育総務課長 江 寄 充 伸

学 校 教 育 課 長 柴 田 昌 範

生涯学習課長兼図書館長 佐 藤 敦 美

#### 4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

#### 5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕



6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前 9 時 56 分

古賀和仁委員長

時間前ではございますが、これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。



## 審査日程の決定

古賀和仁委員長

最初に、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に審査日程案を配付いたしております。付託議案につきましては、議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定についてでございます。

審査日程につきましては、本日は、総務部、企画政策部関係の審査を行い、来週３日は教育委員会事務局の審査、４日は現地視察、その後総括、採決ということでお願いをしたいと思います。

なお、現地視察については、後ほど副委員長のほうから説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって委員会の日程については、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

**下田 寛副委員長**

現地視察についてですが、10月4日に予定しておりますが、今のところ、まだどこに行こうというところは決定しておりません。ですから、本日中に皆様からリクエスト等をいただきましたら、そちらを現地視察の場所として検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

古賀和仁委員長

現地視察については、副委員長から説明のとおり、本日中に副委員長のほうに申し出があ

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。



ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

- 121 -

御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして挨拶とかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

### **姉川勝之財政課長**

皆さん、おはようございます。

それでは、平成27年度の決算について、総務部関係の主なものについて御説明申し上げます。

説明につきましては、平成27年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行います。

まず、決算書51ページ、52ページをお願いいたします。

51ページ、52ページで、まず款2. 地方譲与税につきましては、項1. 地方揮発油譲与税が7,127万4,003円、項2. 自動車重量譲与税が1億6,336万8,000円で、合わせて2億3,464万2,003円の交付を受けたところでございます。

次に53ページ、54ページをお願いいたします。

款3. 利子割交付金については1,396万9,000円。

款4. 配当割交付金については3,929万9,000円。

款5. 株式等譲渡所得割交付金については3,104万7,000円。

款6. 地方消費税交付金については14億1,003万5,000円。

款7. ゴルフ場利用税交付金については1,565万8,193円。

款8. 自動車取得税交付金については3,135万9,000円となっております。

続きまして55ページ、56ページをお願いいたします。

款9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金については1,112万円。

款10. 地方特例交付金につきましては5,791万4,000円の交付を受けております。

款11. 地方交付税につきましては10億8,302万5,000円です。その内訳といたしましては、普通交付税が7億1,483万4,000円。特別交付税が3億6,819万1,000円となっております。

款12. 交通安全対策特別交付金につきましては2,247万5,000円となっております。

以上でございます。

### **三橋和之契約管財課長**

続きまして57、58ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料のうち、電柱敷地料等につきましては、九州電力の電柱やN T Tの電話柱、無線基地局鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

## **石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして65、66ページをお願いいたします。

右側の下から3つ目になります、款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金、節2. 選挙費国庫補助金98万円は、18歳への選挙権年齢引き下げ等に伴います選挙人名簿システム等の改修に係る国からの選挙人名簿システム改修費補助金でございます。

続きまして73、74ページをお願いいたします。

中ほどになります、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目7. 消防費県補助金、節1. 消防費県補助金23万1,000円は、県からの消防団員確保対策事業補助金でございます。

以上でございます。

## **三橋和之契約管財課長**

続きまして75、76ページをお願いいたします。

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入のうち、契約管財課関係分といたしまして、京町ビル敷地及び旧消防長宿舎敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

## **姉川勝之財政課長**

同じく75ページ、76ページ、財産収入の中で、目2. 利子及び配当金につきましては、総額555万9,503円となっております。このうち、総務部関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子が65万7,598円を初め、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

## **三橋和之契約管財課長**

その下になります、款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目2. 財産売払収入、節1. 土地売払収入のうち、契約管財課関係分といたしましては、昨年11月に旧消防長宿舎敷地の一部、82.61平方メートルを312万330円で売却したものでございます。

以上でございます。

## **石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次のページの上のほうをお願いいたします。

77、78ページになります、款18. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 総務費寄附金、節1. 総務管理費寄附金のふるさと寄附金は、ふるさと応援寄附金22件、132万1,111円の寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

## 姉川勝之財政課長

同じく77ページ、78ページをお願いいたします。

款19. 繰入金につきましては、項1. 基金繰入金は、それぞれの基金を取り崩し財源として繰り入れを行ったものでございます。このうち、総務部関連といたしましては、目1. 財政調整基金繰入金6,653万1,000円。

目2. 減債基金繰入金1,997万6,000円となっております。

次に79ページ、80ページをお願いいたします。

款20. 繰越金につきましては5億9,055万833円となっております。

以上でございます。

## 石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の81、82ページをお願いいたします。

下のほうになります、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節3. 消防雑入の消防団員退職報償金等516万7,498円は、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団された18人分の退職報償金等を受け入れたものでございます。

その下の、節4. 雑入のうち、総務課関係の主なものについて申し上げます。

まず、総務雑入、全国市町村職員研修助成金13万400円は、市町村アカデミー、国際文化アカデミーの受講負担金について、佐賀県市町村振興協会から助成を受け入れたものでございます。

次のページ83、84ページをお願いいたします。

上のほうでございます、生活習慣病予防検診助成金50万2,054円、胃検診助成金10万5,000円、婦人検診助成金5,000円は、職員の健康診断にかかる経費についてそれぞれ佐賀県市町村職員共済組合から助成を受けたものでございます。

その次の、災害派遣職員経費負担金518万1,767円は、気仙沼市に派遣しております職員の給料、手当及び共済組合費等に係る経費分を気仙沼市から受け入れたものでございます。

次に、退職手当企業会計負担金943万3,025円は、退職者のうち、企業に在籍した者5名分の在職期間中の退職手当負担分を受け入れたものでございます。

その下の、宿舍入居負担金29万4,132円は、安東前副市長の住居借り上げに対する負担をお願いしたものでございます。

以上でございます。

## 姉川勝之財政課長

同じく、総務雑入のうち、財政課分について申し上げます。

83ページ、84ページの上から10番目をお願いいたします。

競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費として、ミニ場外での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

その下の段の、新市町村振興宝くじ収益金交付金は、オータムジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものでございます。

さらにその下の、市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金でございます。

以上でございます。

### **三橋和之契約管財課長**

ただいまの、市町村振興宝くじ収益金交付金の下になります。

建物総合損害共済災害共済金につきましては、田代公園トイレの蛇口等水回り設備の盗難被害に対する共済保険金でございます。

その下、自動車損害共済解約返戻金につきましては、共用車の買いかえに伴うものでございます。

以上でございます。

### **姉川勝之財政課長**

次に、89ページから92ページにかけてに移ります。

款22. 市債につきましては、総額13億1,440万円で、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。総務部の関連といたしましては89ページ、90ページの、目3. 消防債の防災基盤整備事業に対する借入れでございます。

次に91ページ、92ページですが、目5. 臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振りかえとして臨時財政対策債8億4,140万円を借り入れたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

### **緒方心一議会事務局長**

引き続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

まず、議会費でございます。

93、94ページをお願いいたします。

項1. 議会費、目1. 議会費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、議員21名分の報酬でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、職員7名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節9. 旅費につきましては、議員・職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節13. 委託料の主なものといたしましては、次のページをお願いいたします。

96ページの上段となりますが、市議会会議録等作成業務委託料及びインターネット議会映像配信業務委託料でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

以上でございます。

#### **石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

同じページで、下のほうでございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、個人情報保護審査会委員5人、固定資産評価審査委員会委員6人、嘱託員76人、特別職報酬等審議会委員8人の報酬でございます。

次の97、98ページをお願いいたします。

節2. 給料は、市長、副市長の特別職及び職員66人分の給料でございます。

節3. 職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当を初め期末勤勉手当、児童手当、退職手当が主なものでございます。

節4. 共済費は、特別職及び職員66人分の共済費でございまして、職員共済費、社会保険料が主なものでございます。

節7. 賃金は、産休・育休職員の代替職員及びマイナンバー制度に係る事務職員等20人分の賃金でございます。

節8. 報償費は、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金でございます。

節9. 旅費は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などの職員研修旅費が主なものでございます。

節11. 需用費の主なものといたしましては、庁内の用紙代等の消耗品費及び町区掲示板等の修繕料でございます。

節12. 役務費の主なものといたしましては、通信運搬費は庁内の郵便代、健康診断等手数料は、職員、嘱託職員を対象とした定期健康診断の手数料でございます。

節13. 委託料の主なものといたしましては、嘱託員72人の嘱託員研修委託料、新規採用職員研修、法制執務研修などの職員研修委託料及び次のページ99、100ページをお願いいたします、例規集差しかえのための例規集データ構築業務委託料でございます。

節14. 使用料及び賃借料のシステム借上料は、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、上から5つ目の、職員研修



負担金につきましては、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などへの研修負担金。

また、下から3つ目になりますけれども、全国高等学校駅伝大会出場補助金は、京都市で開催されました第66回全国高等学校駅伝競走大会に出場いたしました鳥栖工業高校に対する補助金でございます、これは予備費から充用をいたしました。

2つ下でございます、防犯協会補助金は、防犯灯設置など防犯活動を行う鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

次に、目2．秘書費の主なものについて申し上げます。

節9の旅費は、市長、副市長及び随行者の旅費でございます。

節10. 交際費は、主な内容といたしましては弔意、慶祝、接遇に要した費用でございます。

次の101、102ページをお願い申し上げます。

節14. 宿舍借上料は、安東前副市長の住居借上分でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の市長会関係等負担金は、全国市長会、佐賀県市長会などへの負担金でございます。

以上でございます。

#### **姉川勝之財政課長**

次に、103ページから106ページにかけてになりますが、目5．財政管理費について申し上げます。

節9．旅費から節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書の作成、市債の発行管理に要する経費が主なものでございます。

以上でございます。

#### **松隈久雄会計管理者兼出納室長**

決算書105、106ページをお願いいたします。

目6．会計管理費のうち主なものについて説明いたします。

節12. 役務費のうち、公金振替手数料は、金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。

以上でございます。

#### **三橋和之契約管財課長**

その下になります。

目7．財産管理費につきまして御説明いたします。

節7．賃金につきましては、本庁舎当直嘱託職員4名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、共用車の燃料費や庁舎に係る光熱水費、並びに空調などの

庁舎設備、公用車関係の修繕料などがございます。

その下、節12. 役務費のうち、通信運搬費につきましては庁舎の電話料でございます。建物共済保険料につきましては、庁舎を初めとする建物、構築物などの保険料でございます。

また、自動車保険料につきましては、公用車の自賠責保険及び任意保険料でございます。

107、108ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、庁舎の施設管理委託料、清掃委託料など、庁舎管理に要する委託料と土地開発公社への公用地買収事務委託料などがございます。

節14. 使用料及び賃借料のうち、電気自動車等借上料につきましては公用車2台分のリース料でございます。

また、LED照明借上料につきましては、本庁舎の照明リース料でございます。

節15. 工事請負費につきましては、本庁舎の改修、営繕工事費でございます。

節18. 備品購入費につきましては、共用車の購入費と2階第1会議室の会議用テーブル、椅子の購入費でございます。

次に109、110ページをお願いいたします。

目8. 契約検査費につきましては、契約事務に要した旅費、需用費のほか、昨年度より導入をいたしております契約管理システムのシステム使用料などがございます。

以上でございます。

## **姉川勝之財政課長**

次に115ページ、116ページをお願いいたします。

目12. 財政調整基金につきましては、決算資料として別冊、平成27年度決算認定資料を提出しておりますが、その6ページに平成27年度末基金現在高に関する資料がございますので、こちらのほうをごらんいただきますようお願いいたします。

まず、財政調整基金積立金につきましては3億2,412万1,598円を積み立てており、平成27年度末の残高が約22億4,000万円となっております。

次に、減債基金につきましては、年度末残高は約5億8,000万円となっております。財政調整基金費といたしましては3億2,412万1,630円を積み立てたところがございます。

次に、目13. 公共施設整備基金費につきましては2億5,062万1,640円を積み立てまして、平成27年度末の残高は約26億5,000万円となっているところでございます。

以上でございます。

## **石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に119、120ページをお願いいたします。

中ほどになります、項4. 選挙費でございます。

目 1. 選挙管理委員会費の主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬は選挙管理委員 4 人の報酬でございます。

節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費は選挙管理委員会事務局職員 2 人の人件費でございます。

節 13. 委託料のシステム改修委託料は、18 歳への選挙権年齢引き下げ等に伴う選挙人名簿システム等の改修費でございます。

節 14. 使用料及び賃借料のシステム等借上料は、選挙投開票管理システムのリース代でございます。

次に 121、122 ページをお願いいたします。

目 2. 選挙啓発費は、節 8. 報償費のポスターコンクール賞品代など、選挙啓発に要した経費が主なものでございます。

次に、目 3. 県議会議員選挙費は、昨年 4 月 12 日が投票日でしたが、結果、鳥栖市選挙区では無投票となりました県議会議員選挙の平成 27 年度の執行準備、これは主にポスター掲示板に要した経費でございます。それと、平成 26 年度中に受け入れておりました県委託金の精算に基づく返還金でございます。

以上でございます。

#### **岡本昭徳監査委員事務局長**

続きまして 123、124 ページの中段から 125、126 ページをお願いいたします。

項 6. 監査委員費、目 1. 監査委員費のうち、主なものについて御説明申し上げます。

節 1. 報酬につきましては、監査委員報酬でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、事務局職員 3 名分の人件費でございます。

次に、節 9. 旅費につきましては、事務局職員の一般旅費と監査委員の費用弁償であり、全国、九州、佐賀県、都市監査委員会等の定期総会や研修会等への出席に要した経費でございます。

以上でございます。

#### **石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ちょっと飛びます。199、200 ページをお願い申し上げます。

款 9. 消防費、項 1. 消防費でございます。

目 1 の総務管理費の主なものについて申し上げます。

節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費は、消防担当職員 2 人の人件費でございます。

次の 201、202 ページをお願いいたします。

節19. 負担金、補助及び交付金の鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金につきましては、組合の構成団体のうちの鳥栖市の負担金でございます。

目 2. 非常備消防費の主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬の消防団員報酬は、団長、副団長以下、消防団員の報酬でございます。

節 8. 報償費の退職報償金等は、平成27年度に退団されました消防団員18人の報償金及び消防団員の訓練活動に対する報償金でございます。

節11. 需用費のうち、被服費は、新入消防団員の消防活動服などでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、公務災害補償組合負担金は、消防団員の公務災害時の休業、療養などの補償金に係る公務災害補償組合に対する負担金でございます。

また、退職報償金負担金につきましては、消防団員の退職報償金の支給に係る共済金に対する負担金でございます。

次に、目 3. 消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11. 需用費は、各分団の消防格納庫及び消防ポンプ車の維持管理に係る経費でございます。

次の203、204ページをお願いいたします。

節18. 備品購入費は、消防団第1分団本部の消防ポンプ自動車、消防防災広報車及びバルーン投光器3台の購入費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の消火栓増設等負担金は、消火栓増設及び維持補修のための上下水道局への負担金でございます。

次に、目 4. 防災費の主なものについて申し上げます。

節12. 役務費の通信運搬費は、防災行政無線システムの電波利用料などでございます。

節13. 委託料は、気象専門業者から気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等、まちづくり推進センターを初めといたします、災害時の避難所の案内看板設置業務及び防災無線システム等の保守点検業務の委託料でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金は、防災行政無線を運用するための負担金、自主防災組合への補助金などでございます。

以上でございます。

## 姉川勝之財政課長

次に、飛びますが247ページ、248ページをお願いいたします。

款12. 公債費についてでございます。公債費23億5,879万8,051円につきましては、目 1. 元金分が21億2,822万27円。

目 2. 利子分が 2 億 3,032 万 7,341 円となっております。

以上でございます。

### **三橋和之契約管財課長**

続きまして、款 13. 諸支出金、項 1. 土地開発基金費、目 1. 土地開発基金費、節 28. 繰出金につきましては、土地開発基金利子相当額の繰出金でございます。

以上でございます。

### **姉川勝之財政課長**

続きまして、款 14. 予備費について申し上げます。

予備費につきましては、緊急の事態に対応するため 1,416 万 4,000 円を充用いたしたところでございます。

主なものといたしましては、台風や大雪被害の復旧に伴うもの及び道路瑕疵等によるものでございます。なお、残額が 3,583 万 6,000 円となったところでございます。

以上で、総務部関係の決算の主なものについて説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

### **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

### **小石弘和委員**

1 点お聞きしたいんですけど、96 ページの負担金、補助及び交付金の政務活動費の交付金、これ不用額は何ぼになっているんですか。

各会派ごと、要するにできればお知らせいただきたいと思います。

### **緒方心一議会事務局長**

平成 27 年度の政務活動費の会派別の戻入金でございますけれども、まず自民クラブが 7 万 1,972 円でございます。それから、天桜会 7 万 8,324 円でございます。それから、新風クラブ 1 万 998 円でございます。誠和クラブ 3 万 3,468 円でございます。社会民主党議員団 261 円の戻しでございます。

公明党、並びに日本共産党議員団につきまして戻し入れはございませんでした。

以上でございます。（「合計額は」と呼ぶ者あり）

合計といたしまして 19 万 5,023 円の戻入額となっております。

以上でございます。

### **古賀和仁委員長**

ほかに、ありますか。

### **松隈清之委員**

決算書の108ページ、財産管理費の使用料及び賃借料のＬＥＤ照明借上料223万5,240円。これって電気代も、この前に需用費で上がってたと思うんですけど、どれくらい減ってるかって、電気代がどれくらい削減できたかってわかっていますか。

### **三橋和之契約管財課長**

ＬＥＤにつきましては、本庁舎に現在2,471本設置をしております。それで、電気ごとにメーターをつけてないんで、がっちりとした、何て言うか、しっかりとした数字というのはちょっと出せないんですが、使用量、アンペア数とかで換算したものにつきましては年間150万円程度の電気料の削減になっているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

### **松隈清之委員**

ちょっと、監査のほうでお尋ねをしたいんですけども、今回と申しますか、要は議決前の執行ということで、若干一般質問でも質問があったところなんですけど、今回、平成27年度なんですけど、以前そういう、執行日と、予算の執行とか、契約の執行とかで、議決前にあったってようなことって監査でわかるんですかね。わかってたりするんですか。

〔発言する者なし〕

あとで結構なんで、わかったら委員会の間に教えていただければ結構です。

### **岡本昭徳監査委員事務局長**

質問されている件は、一般質問であった件だと思いますけれども、この委員会中に調べてお答えいたしますので、よろしくお願いします。

### **古賀和仁委員長**

じゃあ、それでよろしくお願いします。

### **尼寺省悟委員**

審査意見書、監査委員の。これの68ページのところに、真ん中よりもちょっと上ですが、義務的経費が約4億5,200万円減少し、投資的経費についても約17億9,700万円減少していると。

ちょっと下のほうに、学校給食センター建設事業や弥生が丘まちづくり推進センター建設事業、小・中学校空調設備整備事業、スタジアム改修事業等が完了したために約18億円減少したんだと、こういう書き方しとるんですね。その一方で、67ページについては、自主財源が11億9,400万円減額なったと。

このことが、私は平成27年度の特徴ではないのかと思うんですけど、そういった意味で、約18億円もこうした過去の大型事業の返済が完了したというふうなことで、かなり身軽になったちゅうんか、そういうふうだと思うんですけども、その辺はどんなふうに捉えられとる

んですかね。

### 姉川勝之財政課長

尼寺委員の御質問にお答えいたします。

監査意見書、68ページ目に委員がおっしゃったように書いてありますとおり、まず歳出につきましては、公債費がスタジアムの償還及びサンメッセの償還。

スタジアムについては、まだ若干、この平成27年度の段階では残っておるわけなんです、公債費といたしましては約5億円近くが前年度と比較しまして減額等をいたしております。

それで、平成26年度に弥生が丘まちづくり推進センターなどの大規模施設の建設等がありました分の関係上、普通建設事業についても、平成27年度については大幅に減額をしているところでございます。

ただ、歳入といたしましては、法人市民税のほうが減額になったりというふうな形の中で、公債費については、順次、今、これからの大規模事業に備えて減額をいたして、減らすような形でいたしておりますが、その部分について備えていっているというふうな形だと考えております。

### 尼寺省悟委員

それで、平成27年の全体見たときに、例えばさっき基金の話をされたんですね。基金についても全体として5億円ほど、平成26年度と平成27年度比べると5億円ほど基金がふえているわけですね。

それから、この、同じ監査審査意見書の30ページ見ると、市債の残高ということで、30ページに平成26年度と平成27年度比べてみると約8億円か、7億円やね。7億円市債の残高が減っていると。

こういったことをしていながら、なおかつ、踏まえて、結果として、全体として見たときに――何ページやったか。

全体としての黒字幅が7億円とかいう形になっとるわけね。そういった意味では、平成27年度というのは、今言った大型事業の返済が完了したということで、かなり良好な状態になったと思うんですよ、ね。

これは、何を言いたいかっちゅうと、当然、当初予算を組むときわかつとったはずであるし、もっと言えば、2年、3年前の段階からこういった状態になるっちゅうのはわかつとったはずなんよね。こういった、平成27年度はこういった、極めて良好な状態になるんだということが。

そうであるなら、あるならば、やっぱり市民の要求いっぱいあるっちゃけん、それに対して還元しようというふうなことになるけれども、そういったところが平成27年度に向けて、

余り見当たらんのやけれども。

だから、良好な状態であるならば、やっぱ市民に対する還元ちゅんか、そういったことについての何かその辺があったんやろうかなと思ってね。あんまりこれを見たとしても、結果としては、あなたが言ったように、将来に備えてやっぱりためるという形に回ってしまっ。

平成27年度を見て、あとで教育予算のところで言うけれども、そういったところに、やっぱり現場のほうではいっぱい要望ちゅうのはあったけれども、それに対してあんまり対応してきたんだろうかなあっちゅう疑問が湧くんやけれども、その辺どうですか。

#### **姉川勝之財政課長**

まず、平成27年度、この歳出につきましては、例えば教育でいけば田代中学校の増設及び大規模改修という形で、通常これまでであれば大体年に1校ずつ、1カ所ずつぐらいの大規模改造を行っていたところを2校行うような形で実施を行ったりとかして、市民の環境の改善のために努めていっているところでございます。

それで、市債の残高は、確かに平成27年度、平成26年度と比較してまた減っているというふうな形で、それは、先ほどお答えをさせてもらったとおり、この監査意見書の最後の、結びの最後にも書いてありますけど、これから（仮称）健康スポーツセンター、または老朽施設の改修、または駅周辺などの大規模事業等が控えている中で、健全な財政運営に資するよう、今、力をためているというふうな状況だと考えております。

#### **尼寺省悟委員**

この問題は、ここではなくて教育関係のところでの話になるんだと思うけれども、この中で、さっき言ったように、小・中学校の空調設備事業は基本的に終わったわけたいね、この平成27年度の段階では。

ところが、あれ普通教室だけであって、特別教室はやってないというようなことで、現在、特別教室の空調の問題とかトイレの問題とか、空調なんかについても4億、5億円もかかるというし、本来ならばそこで、教育の関係、一応ストップしたんだから、継続した形で、これだけ良好な状態であるならば、継続した形で空調のことをやっていくとか、トイレについてやっていくとかさ、そういったことがあって、私はしかるべきではなかったのかなと。

もちろんそれは、どこで言えばいいかわからんけど、そういった思いがちょっとするわけです。

そういった意味で、どうなんかなというふうな思いがするんですが。

#### **野田 寿総務部長**

委員さんの言われたとおり、確かに今年度の平成27年度の数値については改善ということで見えています。姉川財政課長のほうからも、将来の大きな大型事業が控えているということ



で、将来の負担増に向けた対策のためにも控えて準備をしているという段階であるというふうなお答えありました。

一方で、尼寺委員が言われる空調設備、民生関係、教育関係についても、やはりその辺は、やっぱり検討していきながらそういう大型事業を含めた上でも、そういったことについても計画的な執行については考えていきたいと。

それは、やはり原課のほうからもどういった対応をとっていくのかというふうなことも、当然あると思いますので、その辺については担当課のほうとしっかり協議しながら、長期的な計画の中で進めていきたいと思います。

### **尼寺省悟委員**

その辺はまたあとで、教育のほうで話したいと思います。

それで、もう1点ですけど、決算認定資料ですね。

この7ページに、入札結果という資料が載っておるのですが、一般質問の中でも学校給食センターとの関連の中で、予定価格の40%ぐらいで入札していて、その一方で随意契約やっているというふうなこともちょっと出たんですが、平成27年度の中で、例えば上のほうの建設工事——ちょっとその前に、うちの場合は、建設工事、関連業務、それぞれ事前公表をして、最低制限価格というのは、その辺はどうなっているんですかね。

事前公表は両方ともやって、最低制限価格はどちらかがあって、どちらかなかったというふうな話を、ちょっともう一回それを。

### **三橋和之契約管財課長**

最低制限価格及び予定価格についても事前公表をいたしております。ただしこれ、金額で500万円を超える物件につきましては公表をしておりますが、500万円未満の部分については、札入れのときにその場で封を切るという形を取らせていただいております。

それからあと、建設工事、土木工事等々の工事関係につきましては、最低制限価格を設定しておりますが、いわゆる業務委託的なもの、賃貸借のものについては、最低制限価格を設定はいたしておりません。

以上でございます。

### **尼寺省悟委員**

それで、この表から見ると、平均落札率ということで最高は教育総務課の97.15%、最低が74.82%やね。下のほうでは、96.37%と50.79%なんですが、これ最高と最低というのは幾らなんですか。落札率の最高ですね。

例の、東京の豊洲では99.9%とか、あんなに見るとね、どうなんかなというふうな思いは、私だけではないと思うんですが。鳥栖市では、最高のこの落札率というのは何%なんですか、

最高と最低は。

### 三橋和之契約管財課長

お手元の資料、7ページにあります教育総務の分につきましては8件、それに対する落札額から算出した落札率となっておりますので、この数字が最高ということではございません。

工事及び関連工事ということで分けますと、工事の最高が98.94%、最低が71.91%。それから、それ以外の部分につきましては、最高が97.64%、最低が42.66%という平成27年度の結果になっております。

以上でございます。

### 尼寺省悟委員

それで、事前公表をしておいて、最高が98.94%と言われたですね、ほぼ99%と。

ということは、少なくともほかの、ほかの入札した人たちも全部98.94%よりももっと高いのがいっぱいあるわけですね。98.94%、だから、その入札した中での一番少なかったのが98.94%で、それが入ったということだから。ほかの人たち、ほかの会社というのはもっと高いという形になるわけよね。

その辺の問題と、さっき言った42.66%、だからその42.66%というのはある意味じゃあ、もう損を覚悟で、もういいと。自分とはとにかくこの仕事を取りたいんだ、ということがある一方で、その高いほうの98.94%ちゅうのは、いい意味で見たら、それは積み上げて、計算していったらこうなったんだと。ほかの企業もそうなったんだというふうになるけれども、何となくこう、98.94%となると、何となく釈然としない思いがちょっとするんですけど、その辺はどうなんですか。

### 三橋和之契約管財課長

議員御指摘のとおり、要するに落札率が高いということで、これは他団体でも新聞とかメディアのほうでも言われてあると思うんですけども、当然、鳥栖市といたしましては、過去の経過を踏まえて今現在公表をするということになっております。

古くは、平成11年度から入札の事前公表を始めまして、そのあと平成12年、13年、14年、17年と議論の結果、今公表するという形になっております。

その中で、工事関係につきましては、現在、大体言われるとおり95%前後の落札率が多ございますが、ただ結果といたしまして71.91%という落札で発注をしている工事もございます。

先ほどの低い部分につきましては、具体的にはこれが調査委託業務なんですけれども、こちら辺は会社さんの――これを公式に言っているのか疑問の部分はあるんですが、そこまで蓄積されたノウハウとかで他の業者さんより若干安く札を入れられたとかいう結果で、先ほど申し上げたとおり業務等になりますけれども、42.66%という結果ですが、落札をされてあ

るところがあります。

当然、予定価格の公表、それから予定金額の設定については、適正なものでなければならぬと思っておりますが、本市の場合、幸いにして他市、特に佐賀県西部のような、いわゆる業者さんが応札に集まらないというふうな不調。応札のほうに参加されても、落札ができないというふうな不落というのが幸いにして起こっておりません。

当然、そのような事態が、頻繁に生じるということになれば、何らかの仕組みの改善ということが必要だと思うんですが、現在のところ幸いにして不落、不調というのがあっておりません。

だからといって何もしなくていいというふうに思っておりません。

入札のやり方進め方、変えるべき部分があれば、それは検討して変えていかなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

### **尼寺省悟委員**

今の答弁は、今のやり方について、特に問題は無いというようなことだったんですが、私としても、別に事前公表がいかんとかそういうところを言っているつもりはないんです。

そこで、もう1つ質問なんですが、一般質問の中で、落札率が40%程度で、その同じ会社が随契したと、ね。あったという話をされたんですが——だからいかんとか言うわけじゃなくて、何となくこれを聞くとね、どうもっていう気がすると思う。

そういった例っていうのはほかにはないんですか。ほかに例っちゅんか、そういったケースっちゅんか。

### **三橋和之契約管財課長**

尼寺委員の御質問につきましては、給食センターのことを言われてあるかというふうによっと拝察しますが、契約管財課といたしましては、当然地方自治法及びうちの契約事務規則でございますとおり、工事関連であれば130万円、業務委託、物品は50万円。これを超えるものについては、基本的に入札というふうなことで指導をしております。

当然、これ自治法の規定にも、うちの契約事務の規定にも——自治法の規定をそのまま準用している形ではあるんですが、随意契約については、第1号以外の第2号から第7号まで、それぞれ理由が、随契ができる理由のほうが書かれてありますが、基本的には特別な災害復旧とか、あと、これはちょっと細かい話になりますが3号随契、これは障害者団体とか、そういう団体に極力契約をおろすというふうな項目以外につきましては、原則は指名競争入札だと理解しております。ただ、それぞれの部署で、それぞれの理由がある分につきましては、原課のほうできちっと整理をされて随意契約をされてあるみたいですよ。

当然、随意契約、1号以外の随意契約をする際は契約管財課のほうに、合議ということで回ってきておりますので、そこでちょっと事務的に疑義がありましたら、当然うちのほうとしては問い合わせをして整理をさせてはおります。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

いや、私が——それはそれでいいんですが、例として、少なくとも落札が、さっき40%と言ったけど50%以下ぐらいで、その同じ会社が随契したとか、そういった例があるのかどうなのかと。

今、わからんならわからんでもいいんですけど、あとでもいいんですけど、そういった例があると、それを聞きたい。

#### **三橋和之契約管財課長**

落札した部分につきましては、当然、きちっとうちのほうで統計を取っておりますけれども、随意契約部分につきましては、原課のほうの管理となっている部分もございますので、申しわけございません、今この場では、そういうのがあった、なかったというのは持ち合わせておりません。

それで、各課の部分の随意契約の部分につきましては、合議としてはうちのほうに当然回ってまいります、結果としては、もう全部原課のほうで保管をしておりますので、申しわけないですが、出すということになるとちょっと各課のほうに問い合わせ、集約という形になります。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

それ全部調べるの大変と思うので、そこまで言わんけれども、あなたのほうから見て、ちょっとこれはおかしいなというふうな事例というのはなかった。

#### **古賀和仁委員長**

もうちょっと、質問については的確に。（「なかったのかと聞いている。ないならないでいいたい」と呼ぶ者あり）

#### **三橋和之契約管財課長**

なかったと記憶しております。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員長**

質問もあると思いますけど、暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

~~~~~

午前11時9分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

先ほど、松隈委員の質問に対して答弁の要請があつておりますので、これを受けたいと思います。

岡本昭徳監査委員事務局長

監査につきましては、その当該該当する課の過去２年間分の監査をいたしているところでございますけれども、主に工事につきましては起工から入札、それから契約締結、完了というところの事務の流れにつきまして監査をいたしているところでございます。

主に、重点監査事項といたしましては、主な着眼点といたしまして競争入札、随意契約などの契約の方法及び手続が適正かなどにつきまして監査をいたしているところでございまして、特段予算執行内で行われていることとございますので、その監査につきましては事後の、工事をしたあとの監査ということになりますので、そこまでは監査はいたしてないところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

言われたことはわかったんですけど、それでいいんですかっていうことですね、むしろ。

だから、お尋ねしている内容はわかっていると思うんですけど、そういうところは監査の、言うたら項目に入っていないので監査をしていませんという、多分回答なんですよ。

ただ、聞いているのは、要は、いつ契約したとかかっていうのはわかかれるところですよ。それで、要は、議決前にそういう契約云々とかかっていうことがありましたかっていうことなので、それは監査してないからもう知らないっていう回答で受け取っていいんですか。

岡本昭徳監査委員事務局長

基本的に、監査してないと言われると、当然見るべきところではあるかも知れませんが、基本的にどのように予算執行、予算があって、そういった契約事務ですけれども、それが適正になされているかというところを着眼点として監査いたしておりますので、基本的には、予算があってそういった工事をされているという前提のもとにやっておりますので、

そこまでは見てないといったら、監査してないということにはなりますですね。

松隈清之委員

基本的に監査って、性善説に立ってはいけませんよね。

そういう前提に基づいて監査していますと言われると、基本的に監査の必要性自体がどうなんだっていう話ですよね。

そもそも、そこは監査事項じゃなくて監査はしませんと言われるなら、それまた別ところで、それぞれの担当課とかに聞かないかんかもしれないけど、すべきかもしれませんが、予算があってやられるものですから、そこは監査していませんっていう回答ではちょっと納得できないですよね。

だから、時間が必要であれば、調べていただいて結構ですと言っているんですよ。今すぐ答えを出せということではなくて、まだあしたもありますんで。

それが、いや、わからないと、できないっていうんだったらそういう回答をもらえばいい。いや、ちょっと時間をくださいということであれば待ちます。

岡本昭徳監査委員事務局長

監査事務局としましても意見をまとめまして、また再度回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

下田 寛委員

何点か質問をさせていただきます。

ちょっと、まずさっきの尼寺議員の質問に関連してなんですけれども、今後、大型の事業がいろいろ控えているわけで、その考え方というか、例えばスタジアムも恐らく改修、もしくはもう1回、そういったのを検討していかなきゃいけないと思うんですけど、例えば、スタジアムはあと何年後に改修する。大規模改修、もしくは改築っていうのを考えていらっしゃるのかをお伺いしたいです。

姉川勝之財政課長

下田委員の御質問にお答えいたします。

今現時点において、スタジアムのほうについて、例えば改修をするのかどうか、それをいつするのかどうかというふうな部分については、まだ決定等はいたしておりません。

それで、実質的に、今、公共施設等総合管理計画及び保全計画等が策定されていく中で、各種老朽化施設についての優先順位等が決められていく中、プラスそれについての事業費等

を勘案して、計画をされていくような形になるのではないかと考えております。

以上でございます。

下田 寛委員

特に、今現状で、スタジアムについて思うんですけど、あれ基本的にはサガン鳥栖がほぼ専用、占有しているようなスタジアムであって、今後、サガン鳥栖がどうなるのかはちょっとわからないですけども、今のスタジアムのまんまでいいのかどうか。

また、多分Ｊリーグの規定なんかもどんどん変わっていくでしょうし、それに対応するものをつくるのであれば、この前つくったときには200億円ほどだったと聞いてますけど、さらにお金がかかることも十分検討（「100」と呼ぶ者あり）、100、済みません100億円。

さらにお金かかることも十分考えられるでしょうし、その辺は、市としてただスタジアムをつくっているんですよっていうだけではなくて、サガン鳥栖との連携というのも当然考えていかないと、やっているんでしょうけれども。

どういったスタジアムが望ましいのかっていうのは、今後の財政にももろ影響してくると思うんですけど、その辺をどう考えてらっしゃるでしょうか。

野田 寿総務部長

スタジアムの今後、大規模改修は予定しているという段階で、それがいつするのか、どういった内容になるかっていうのがまだはっきり、明らかににはなっておりません。

ですから、財政課のほうもどのくらいの予算を確保しとけばいいのかっていうこともちょっと不明、今の段階ではちょっと不明になっています。

公共管理計画の中では、スタジアムもそういった大規模改修の中で計画をするというふうな話は聞いていますけれども、具体的にはちょっとまだ、財政当局とのすり合わせはできていません。

ただ、将来スタジアムがどういった姿になるかっていうところになると、もういよいよそこは、どうなるのかっていうのはちょっとまだ、全くの未定の段階です。

下田 寛委員

わかりました。

ちょっと私、どういった考えかお伺いしたかったというのがまずメインだったのと、いつも議論されているように、駅前の問題と、あとは特区の問題等があって、恐らく市役所もかなり大規模な仕事を抱えることが想定されているんですけども、果たして今の現状で耐えるのかどうか。

人員ももっと、その大規模事業に専属の人員を配置していかないと、恐らく、もう耐えられないんじゃないかと思っているんですが、その辺についての協議っていうのは今どのよう

に考えていらっしゃるのでしょうか。

野田 寿総務部長

確かに今後、大規模なその事業が控えておって、それにどれだけの人員がいるのかという部分についても、一部担当課と協議していかなくちゃいけないと思います。

結果的に、それで人が足りないというふうになれば増員という考え方も当然出てくると思いますし、ほかのところから回してくるということも考えられます。

ただ、全体的に人手が足りないんじゃないかという部分については、総務当局も若干感じているところもありますので、そこについては、各担当課とどれだけの今後、人の見込みがあるのかと、どれだけの人員が必要なのかというところについては十分協議していきたいと考えています。

下田 寛委員

よろしくお願いします。

続いてなんですけれども、決算書の98ページの職員手当等のところ、節3ですね。

時間外手当と期末勤勉手当が昨年よりも800万円ぐらいふえているんですけれども、何かこの年は、平成27年度は何かそういった時間外がふえるような事業っていうのがあったんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

時間外手当につきましては、平成26年度と比較すると平成27年度につきましては、マイナンバー制度、これは臨時職員等も配置をいたしましたけれどもマイナンバー制度、それから商工振興課の新産業集積エリア事業等によるものが多く考えられます。

そのほか、国勢調査等もございましたので、その影響もあったというふうに考えております。

下田 寛委員

マイナンバーとか新しい新産業エリア、国勢調査等があったということで、あとは従来どおりの、大体例年並みの額であるということで認識していいんですかね。

じゃあ、引き続きいいですか。

ぜひ、職員の皆さんのそういった時間外勤務に対する考え方というのも、今後とも整理検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、あと主要政策説明書の5ページの職員研修についてお伺いしたいんですが。

その前に、職員採用試験についてお伺いしたいんですけれども、ことしの採用試験、この前行われてましたが、大分新しい取り組みをされていらっしゃるような印象を持っております。それは、どういった反省点に基づいて、そういうやり方になったのかっていうところを、

平成26年度を踏まえてお伺いしたいんですが。

ああ、平成27年度でした。済みません。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

年々受験者が減少しておった状態でございまして、平成27年度は65人と——これは一般大卒程度の受験者ですけれども、減っておりました。

これは、少子化、それから民間企業の採用の増等もありまして、受験者が、鳥栖市に限らず全国の地方公共団体でおおむね減少しておるというものでございました。それで、公務員試験は出題範囲が広うございまして、効率的な受験勉強をするために、いわゆる公務員専門学校等に受験対策をするというような傾向が非常に見られておりまして、それにより受験をためらう、主に民間志望の方がなかなか、ためらっていたのではないかというふうに分析をいたしておったところでございます。

そういうことから、1次試験の内容を、いわゆる先ほど申し上げた、公務員試験型の試験でなくて、基礎能力検査、適性検査と、いわゆる企業で採用されておりますような受験内容に変えさせていただいております。それから、それに伴いまして面接時間を従来より多く取るという形を取って、今回募集をかけたところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

今のお話によると、やっぱ少子化なんで民間企業に流れている人たちをいかに採りにいくかというような視点があると思うんですが、その中で、面接の時間も多くするっていうことだったんですが、採用の基準となる部分は従来と、何か視点を変えているんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

基本的に、もちろん公務員試験ですので、成績というのが重要になってまいりますけれども、その度合いを面接のほうにも若干、従来より重きを置きたいというふうに考えておる点が1点と。

それから、先ほど申し上げたように、詰め込み型の勉強ではなくて、基礎的ないろんなことに対応できるような能力という点数が、1次試験で見えるような形の試験を今回とりましたので、そういう意欲のある方が受験していただいて、そういう方が採用につながればというふうに思っております。

下田 寛委員

すいません、もうちょっと細かく聞きたいんですけど、その意欲のあるっていうのは、何に対してどういう意欲を求めているんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

市職員として求めている人材像といたしまして、責任感と使命感、それから強い向上心と協調性、幅広い視点と環境の変化に対応できる精神力ということを基本にしております、何事も失敗を恐れず、チャレンジしていただくというような方を特に望んでおるということでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

わかりました。

恐らく、今後の流れも踏まえて、面接の仕方等も、そういったやり方に多分なって、人物志向といたしますか、そういったことが流れとしてあるのであろうと思います。

ほか自治体によっては、県の職員試験とかぶせて、うちのまちを第一で考える人を採りたいというような意思表示を明確にしているところもありますので、私は、そのぐらいやってもいいんじゃないかなというふうには思っています。

そこで、職員研修について伺いたいんですが、この成果の説明書だけ見ると、何て言うんでしょうね、ハウツーを学ぶ研修に見えるんですけども、そういうふうな認識でいいんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

もちろん、職員の資質、能力の向上というのが一番のポイントになるかと思いますが、もちろん、職責、それから階層別に応じた研修ということも心がけております。

それで、一般的な研修のほかに、例えば市長の前でプレゼンをする研修とか、そういう、先ほど申し上げたように、職責、階層別にそれぞれメニューを組みましてハウツー、プラスそういう人材育成っちゃうか、そういうことも踏まえながら行っておるところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

意見なんですけれども、職員採用試験のやり方を変えて、恐らく今までとは違うような形で採用することで、意欲のあるというか、人物重視で採る方向に恐らくなっていくであろうと思います。

それで、俗に言うボーイズ・ビー・アンビシャスであるならば、やっぱり、当然上司はもっと気合いを持たないかんと思うんですよね。やっぱこの上司であれば、俺も一緒に仕事したいよというような人物であらなければならないし、研修自体もそういう研修をやっているからいけないと思っております。

それで、恐らくそういった人がそろっている自治体でないと、今後鳥栖市は、いいとは言われてますけれども、生き残っていけないんじゃないかなと、周辺の自治体では消滅都市と

いうレッテルを張られているところは、やっぱり先がないので、結構気合が入ってる方が露骨に出てきているように私は思ってるんですけど、鳥栖市はまだまだ安泰だということなので、だからこそ周辺自治体を引っ張っていく集団になっていかなければならないというような使命があると思っています。

だから、それに耐えうるような職員研修をぜひとも行っていただきたいと思いますと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。

久保山博幸委員

先ほどの、尼寺議員の随意契約に関してお尋ねしたいんですが、給食センターのこともあるんですけど、やはり国の考え方として、設計と監理は分けなさいと、監理者として設計に対するチェック体制も姉歯事件以降、設計に対するいろんな問題が出て、監理者と設計者は分けるべきじゃないかと、そういう流れだと私は認識しとったんですが、今回随意契約で設計者と監理者が同一の事務所っていうことで、その問題も今回の給食センターには、一つデメリットとして私はあらわれたんじゃないかなと思うんですが、その辺の随意契約に対する判断ですよ。

各部署からそういう、例えば、今回給食センターであれば、専門的な知識だとか技術、ノウハウがあるから随意契約としてその監理のほうもつていうふうに、そういう話も耳にするんですが、その辺の国の考え方ですよ。やっぱり設計と監理は別の体制、人間でやるべきじゃないか。

そういう客観的なチェック、チェック体制を含めてそういうメリットがあるんで、そういう流れであるべきじゃないんだろかと思うんですが、その辺に対する考え方はどういうふうに判断されているのかなっていうところをお尋ねいたします。

三橋和之契約管財課長

先ほど、尼寺委員の御質問の答弁と一部重なるかもしれませんが、随意契約につきまして、先ほど述べましたとおり地方自治法の施行令第167条のほうで綿密な規定がございます。

その第1号というのが、先ほども申し上げましたが、予定価格が130万円以下の工事、もしくは50万円以下の業務委託、物品。これが、いわゆる第1号随契といいまして、通常、我々契約管財課として想定している部分はこの部分でございます。

あと、これも法律のほうにも書かれてあるんですけども、第2号随契というのが、その性質、または目的が競争入札に適さないときということがございます。ただ、これは言葉で

書かれてありますので、判断が非常にあいまいな部分になってきております。

ということで、契約管財課といたしましては第1号随契以外のものについては各課・各部署内で、きちっと協議をされた上で、どうしてもちょっとこれじゃないと対応ができないというのを整理していただかないとというふうには思っておりますが、これも先ほども答弁で申し上げましたが、この中で、第5号随契になるんですが、どうしてもやむを得ない緊急の必要があるとき、災害のときに崩落した、例えば河川とか、河川にかかっている橋の補修とか、陥没した道路の補修とかいうことについては、もうこれ、一刻も早く対応すべきでしょうから、そこら辺についてはある程度理解を示しているんですが、申し上げたとおり第2号随契、その他の理由での随意契約については極力避けるようにといいますか、きちっと整理をするようにということで、これ、ちょっと今の問いかけには合致しない答弁になるかもしれませんが、契約管財課としては毎年10月に契約事務の研修会というのを開いております。

昨年度は、10月14日及び15日、2日間に分けて、いわゆる事務担当者レベル、主査、主事、主任、それからの監督的立場にある方、課長補佐、係長を対象に、2日間に分けて研修をしております。

その中で、その随意契約についても、認められる場合、それから随意契約をする場合の注意点、そこについては毎年周知、それから徹底のほうをしておる次第です。

ただ、先ほど御質問があったとおり、給食センターについては、当時設計者に対する随意契約をなされてあったと。これは、教育委員会のほうで整理をされた上での随意契約であったというふうに考えております。

以上でございます。（「今の、ちょっと確認をしたいんですが」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

ということは、各課からこういうふうに整理しましたっていうことで随契でやりますって来たら、基本的には、そういう整理をされたんであればオーケーですっていうことで、もう回答されるっていうことですかね。

もう各課のほうで整理をされたと。

三橋和之契約管財課長

すいません、舌足らずでございました。

当然、随意契約をするには随意契約の理由書、これは公開のほうもしておりますけれども、その理由に整合性がない場合は、当然うちのほうとしてはきちっと指導をさせていただいております。

以上でございます。

松隈清之委員

ということは、前回の給食センターの施工監理に対する随契の分に関しては、それなりに納得できるものがあって随意契約をされているということですね。

三橋和之契約管財課長

当時、あれ平成25年度、平成24年度か25年度だったと記憶しておりますが、当日の教育委員会教育総務課及び契約管財課のほうできちっと整理をした上で、その手続を踏まれているものと私は理解しております。

以上でございます。

松隈清之委員

これ、さっきの職員採用の件でちょっとこれも確認したいんですけど、以前、県内統一の試験で、要は、それぞれでやると不正だとか何だとかっていうことも言われている時期もありましたんで、県内統一の試験を採用してましたよね。

それで、今回民間と同じような試験っていうのは、これは鳥栖市独自の試験になるわけですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

形的には鳥栖市独自になります。

ただし、問題につきましては、民間の専門業者のほうと委託契約をいたしまして、提供を受けております。

松隈清之委員

先ほど、下田委員からもありましたけれども、やはりすごくやる気のある人材が来て、こう言ったらいかんけど、やる気があるがゆえに腐ってしまうような話も、ちらほら聞かないこともなかったりするわけですよ。そういった意味では、これ研修じゃないですか、拳がっているのって。

研修は研修として、当然していかないかんと思うんですけど、やっぱふだんからの、市長を先頭に役所の空気づくりって大事ですよ。

研修というのは、スキルとしては当然身につけていかないかんけれども、せっかく、先ほどのような人材をつていうの、もうすばらしいですよ。そんな人材がいるのかどうかわかんないですけど。すばらしいそういう人材を求めるのであれば、やっぱり研修も含めてですけど、やっぱり役所の、職場のね、そういう仕事にそういう人材が働ける環境づくりっていうのは大事ですよ。それで、今そこって、何か特別意識をされてたりするんですかね。

理由はわかんないですけど、過去はやっぱり、理由はそれこそわかんないです。もう大変だからなのかもしれないけど、せっかく難関の公務員というか、市役所の職員採用試験通って、1年もせんでやめて行かれる方もいらっしやったじゃないですか。

それはわかんない、それはやる気があったのか、それともやっぱ向いてないなと思われたのかどうかわかんないですけど、やっぱ、せっかくね、優秀だったから入られたんだと思うんですけど、それは、優秀であることがあだとなったのか、あるいは優秀でなかったのに見誤って入れてしまったのかどうかはわかんないですよ。向き不向きっていう意味ではね。

ただ、要は職場っていうか、役所の組織の環境づくりって何か意識をされているところってありますか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

職員研修の中に、先ほど職階別、段階別と申しましたけれども、その中で管理職についてはそういう、例えば、俗に言うパワハラ、セクハラ関係の研修とかそういう研修、あと本人のスキルアップ以外に、部下に対する接し方の研修等も最近、近年は行うようにしております。

それから、課によって、例えば忙しいとか何とかいうような話もありますけど、人事配置等については業務の内容、それから先ほどありました時間外勤務の状況などを勘案して、業務の見直し、それから、必要であれば組織の見直し等も含めながら、限られた人員でございますので、その中で適材適所の配置に努めておるというところでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部長

今回、試験を変えたということで、こちらからすればバイタリティのある、民間志向の方々が公務員の試験を受けて、公務員になってもいいなというふうなことのきっかけになればということで、今回試験を変えました。

そういった方々が入って来られるというふうになれば、当然、その上司である先輩たちも元気じゃないと、そういった職場じゃないと新人を生かせない可能性っていうのは十分あります。

そういった職場環境っていうのは、一朝一夕にはなかなかできにくいところが——確かに今までの風土もあると思いますけれども——やはり意識改革なり、つなげていかないとやっぱそういった新人たちを生かせない職場に、先ほど委員さんから言われた腐ってしまう可能性もあるということもありますんで、そういった意識、今後大型事業もふえてきますんで、そういった環境づくり、職場の環境づくりっていうのは十分我々も、その辺についても、今後研修を通じてなのかなのかなかっていう形はありますけれども、努めていきたいと考えています。

松隈清之委員

例えば、現状本当にやる気のある新人というか、職員さん入ってこられてもオーケーです

よと、うちはもうそういう人材が伸びるような環境が整っているというふうに思われますか、現状。

野田 寿総務部長

現状、そういった職場に配置して、元気にやっている職員がいるところも確かにあると思います。

なかなか、そういった新人の能力を生かせてない、もしかするとそこが適所でなかった可能性もあるしですね。そういった、完全に生かしているかと言われると、そういった職場になっていない箇所も確かにあると思います。

そこは、全部どこの職場でもそういった生かしている、そういった職員が、環境がいいというところまでは我々もちょっと言いにくいところがありますけれども、まず、できるだけそういった環境になっていくように我々も努めていく必要があると考えています。

松隈清之委員

職場の向き不向きっていうのは、どこの会社行ったら多分、いきなり自分がね、向いてる場所に来るっていうわけではないですよ。だから、どこの会社行ってもあり得るんですよ。

ただ、やっぱり人を伸ばしていく、これ別に新しく入ってきた人じゃなくて、今働いておられる方も含めてですよ、含めて、やっぱ成長させていける、みんなやる気を持っていける、仕事が続けられる環境にあるかどうかっていうのが、これどんな組織もなんですけど、会社に限らずどんな組織もやっぱり大事だと思うんですよ。

あえて厳しく言いますが、まだできてないと思うんですよ、そういう環境づくりっていうのは。

それって、1人じゃ変わらないじゃないですか。1人の係長が1人の課長がって言っても多分変わらないですよ。だって空気がないと、みんながそういう空気を持ってないと、もう本当、少数派だと逆に浮いてしまうんですよ、やっぱそういうのって。

だから、もったいないですよ。だってお金かかんないんだもん、逆に、そこっていうのは。

人を伸ばしていく環境づくりっていうのはどんだけ研修しても、逆に言えばその空気が変わらない限りは変わらないと思うんですよ、どんだけスキル身につけたって。そういうところを、もちろん研修は研修で当然やっていっていただかなくちやいかんなんですけど、空気を変えるって、やっぱトップ以下ずっと下におろしていかないと、誰か1人が頑張っても変わるもんじゃないんで、そういうのをやっぱり研修だけに限らず、意識をしていただきたいなと思います。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。

尼寺省悟委員

さっき、久保山議員が言われた件よね、設計者と施工者と監理者、別々にすべきなんだと。いわゆる、国の三権分立と同じような形ですべきだと。

それで、今回給食センターについては、今後施工者、監理者の責任、あるいは原因の追求とか、そういったところまで検証が進むと思うけど、基本的に私たちは、それが一緒になったちゅうことが、設計者と監理者が同じになったということも一つの原因じゃなかろうかと思うんです。

そういうことに立った上で、今後の問題として、どこで線引くは別として、やはりこの3つはやっぱり分離すべきだというふうに思っているんやけれども、その辺についての考え方をちょっと聞きたいんですけど。

三橋和之契約管財課長

まさに、尼寺委員が御指摘いただいたのを基本にいたしております。

例外として認めてないのは、設計者が施工をするというのは認めておりませんが、結局、基本的には指名競争入札で事を進めるということですので、結果として、同じ業者が取るちゅうことも、設計と監理と競争させてあるかもしれませんけれども、基本的には、それぞれで指名競争入札をして、最低落札者のほうと契約をするというのが、あくまでも原則でございますので、私たち契約管財課が随意契約勧めたりとか、そういうことは一切いたしておりませんし、先ほど、久保山委員からの御質問にもあったとおり、契約事務研修会の中では、随意契約をするのであれば、当然のことながらきちっと整理をするようにということは毎回申し上げておりますので、そこはちょっと誤解なきようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

下田 寛委員

すいません、追加でお願いしたいんですけれども、121ページの選挙啓発費について。

これ、主な額としては、ポスターコンクールというお話だったですけれども、もう少し詳細を教えていただけないかなと思うんですが。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、明るい選挙ポスターコンクールの賞品代と、それから参加賞でございます。

以上でございます。

下田 寛委員

それだけですか。ここの、啓発費については。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それと、あと新成人用の啓発のパンフレットの作成、郵送費、それから選挙時報の購入費等でございます。

以上でございます。

下田 寛委員

成人式のときに何か、配布するパンフレットでしたっけ、毎年やっているやつですよ。それで、これらもろもろ、どれだけ啓発されているのかっていうのが、私去年もたしか聞かせてもらったと思うんですけど、どう思われますか。

特に、子供たちのポスターコンクールは、絵を描いて選挙のこと考えてもらうっていうのはわかる、僕の中ではわかるんですけど、成人用のパンフレットってこれ成人式でティッシュ配っているやつ、課長みずから配ったりしてあるやつですよ。

これをやることで、啓発がどの程度できているのか。わざわざこれ予算取ってやってあるわけじゃないですか。どの程度の効果があるのかっていうのを、どう考えていらっしゃるのかを、ちょっとお伺いしたいです。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

特に、選挙については、日ごろから選挙に関する興味を持っていただくことが第一であると思っていますし、あともう一つ、本年度から選挙の年齢が18歳に引き下げられたことに鑑みまして、例えば、高等学校への出前講座といいますか、選挙に対する啓発活動も今年度から行っておりますので、まずは若い方に対してもっと選挙を身近に感じていただく、選挙の必要性についての周知を、今後はそちらのほうに軸足をもうちょっと移しながら、かつ、あと、先ほど申されたそのリーフがどのくらいかというのはあるかもしれませんが、これで初めて、ああ、選挙について初めて考えたとかいう方も中にはあるかもしれませんので、これはこれで地道にしながら、あと、新たな分ということで、特に若年の方に対する啓発に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

下田 寛委員

すいません、そのティッシュ、パンフレット、これ幾らかかっているんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

パンフレット、それからティッシュについては、県の選挙管理委員会から提供をいただいておりますので、先ほどのパンフレットの分については送料、それから増刷をした分でございますので、選挙パンフの、成人のパンフレットの増刷は1冊当たり21円の140冊を増刷しておりますので、物品費については3,000円程度ということになります。

下田 寛委員

じゃあ、これ県からの事業と言ったほうがいいんでしょうかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

県からの事業といいますか、県と合わせたところで行う事業というふうに考えております。

下田 寛委員

今の説明であれば、これ20歳の成人で選挙権を得るから配りましょうって話だと思うんですけど、であれば、18歳であれば、今後は高校生、ほぼ高校生になるんでしょうけど、そっちに向けたふうにしていくべきなんじゃないんでしょうかね、さっき説明もありましたが。

だから、全員がカバー、高校だからといってカバーできるわけじゃないですけども、やるべきじゃないかなと思うんですが。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

各高等学校については、本年度から選挙についての周知ということでパンフレットをお配り、これも県のほうでパンフレットをつくられて、学校のほうにお配りをされています。

それと、改めて、来年度以降成人式の分がどうかというのは現時点であれですけども、高校生の分については本年度から既にパンフレットの配付が行われております。

以上でございます。

下田 寛委員

あと、先ほど出前授業の話もありましたが、これは、こっちからアプローチしているんじゃないくて、向こうから来た分をこなしているというふうに僕は認識しているんですけど、どうなんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現実的には、こういう出前講座してますという周知はさせていただいておりますけど、そのあと、具体的にどうですかというようなお話はしておりませんので、最終的なアプローチは学校のほうからいただくと。

ただし、周知はさせていただいております。

下田 寛委員

じゃあ、さっきの成人式へのパンフレットの配布なんですけど、これは課長を先頭になんてすかね、職員の方が、要は休日出て行って配っていることになるんですよね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

成人式の分は郵送でございます。

直接配ったりするのは、明るい選挙で推進員さんとともに、例えば、本年度であれば参議院選挙前に、フレスポ周辺でお配りを、それはティッシュをお配りさせていただいております。

以上でございます。

下田 寛委員

この辺が、僕何かやりようもっとあるんじゃないかなと思うんです。

選挙のとき広報車を、今から選挙がありますって回ってるじゃないですか。あれ、もうほぼ聞こえないですし、半径2メートルぐらいまで行かないと多分聞こえないと思うんですよね。（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）3メートルぐらいですかね。

それで本当に意味があるのかなと思うと、ただ、何かこう、やらないかんからこなしている仕事になっているわけで、啓発という意味で本当になっているのかということと僕、違うんじゃないかなと思うんですね。

それで、例えば明るい選挙推進委員の方々やパンフレットを配っているということでしたけれども、若者で、特に大学生とかで、そういった政治と若者をつなげるという活動をやっているサークルとかもありますんで、そういった人たちと連携をした街頭活動とか、ティッシュ配り活動とかをすれば、僕、今37歳ですけど、おじさんが配るより若い同じ世代の人たちがティッシュ配ってたほうが多分見るんじゃないかなと思うんですよね。若者に啓発したいならですよ。

そういった仕方とかを考えていったらどうかなっていうふうに思います。せっかく啓発するのなら、何か、今流れ作業でされているような印象を正直、私持ってますんで、そういった仕方を御検討いただきたいと思います。と思っています。

以上です。（発言する者あり）

ティッシュを配るのであれば、そういった配り方もあるじゃないでしょうかということ。
以上です。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑を終わります。

以上で、総務部関係の質疑を終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時56分休憩

~~~~~



以上、概要でございますけれども、これより内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

お願いいたします。

#### **古澤哲也情報政策課長**

それでは、平成27年度の決算について、企画政策部関係の主なものについて御説明を申し上げます。

説明は、お手元に配付いたしております平成27年度鳥栖市歳入歳出決算書などに基づき、順次御説明をいたします。

決算書の57ページ、58ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料中、2行目の情報センター使用料につきましては、民間事業者への情報システムのアウトソーシングに伴う土地建物の使用料収入でございます。

以上でございます。

#### **藤川博一まちづくり推進課長**

続きまして61ページ、62ページをお願いいたします。

中段ほどになります、目4. 土木手数料、節1. 都市計画手数料1万8,600円は、用途証明などの諸証明手数料を掲載しております。

以上でございます。

#### **古澤哲也情報政策課長**

次に65ページ、66ページをお願いいたします。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金のうち、6,703万1,000円につきましては、平成26年度からの繰り越し分2,686万2,000円を含みます社会保障・税番号制度導入のための基幹系システム改修等に対する補助金及びその下の343万5,000円につきましては、個人番号カードの交付事務に対する補助金でございます。

以上でございます。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

その下でございます。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金9,210万円でございます。これは、国の平成26年度の補正予算によりまして、平成27年度3月補正予算に計上し、繰越明許により平成27年

度において執行させていただいたものでございます。

その9,210万円のうち、8,210万円につきましては、商工振興課での商品券の発行事業、それから、ふるさと仕事創生事業、総合政策課での総合戦略の策定事業に充当いたしております。残る1,000万円につきましては、ことし、平成28年3月の補正予算で計上させていただいておりますが、10月までに総合戦略を策定することによる1,000万円の上乗せ交付というようなことで、これにつきましては、まちづくり推進課の駅周辺の基本構想、当初単費で2,000万円で行っていただきましたけれども、そのうちの1,000万円ということで充当をいたしているところでございます。

以上でございます。

続きまして67、68ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金でございます。

下のほうでございます。

そのうち、一番上の土地利用規制等対策費交付金及び下から2段目ですけれども、さが段階チャレンジ交付金660万2,000円でございます。それぞれ、土地利用規制等の対策に関する交付金、それから県で行われました事業に対する県からの補助でございます。

以上でございます。

#### **古澤哲也情報政策課長**

同じページの一番下でございます。

同じく、節1. 総務管理費県補助金中、一番下の公衆無線LAN等環境整備事業費補助金につきましては、JR新鳥栖駅の観光案内所への無線LAN環境の整備に対する県補助金でございます。

以上でございます。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

続きまして73ページ、74ページをお願いいたします。

ちょっと中段下でございます。

項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節1. 総務管理費委託金でございます。このうち、総合政策課分といたしましては、権限移譲交付金277万6,560円。それから、国土利用計画法関連調査委託金ということで13万2,000円でございますけれども、権限移譲交付金につきましてはパスポートの申請などによる県からの移譲を受けた事務を行うためのもの、それから、国土利用の関係につきましては無届け調査、これの委託金でございます。

以上でございます。

## 古澤哲也情報政策課長

同じく、節 1. 総務管理費委託金中、2 行目の県広報紙配布委託金につきましては、県広報紙であります県民だよりの配布事務に対する県委託金でございます。

同じページの下のほうでございます、節 5. 統計調査費委託金につきましては、国勢調査を初め平成27年度に実施されました国の基幹系調査、並びに統計調査員確保対策事業に対する県委託金でございます。

以上でございます。

## 藤川博一まちづくり推進課長

続きまして75ページ、76ページをお願いいたします。

中ほどになります、款17. 財産収入、項 1. 財産運用収入、目 2. 利子及び配当金、節 1. 利子及び配当金、備考欄の 7 項目めでございます。都市開発基金利子37万2,732円を上げております。

以上でございます。

## 古澤哲也情報政策課長

次に、飛びます83ページ、84ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 4. 雑入のうち、上から 8 行目、9 行目のホームページ広告収入及び市報広告収入につきましては、市ホームページのバナー広告及び市報広告の掲載料でございます。

また、同じページの下から 7 項目めの光熱水費雑入631万8,826円のうち、446万1,020円につきましては、鳥栖市情報センターの光熱水費として収入したものでございます。

以上でございます。

## 松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じページでございます。

中ほどからちょっと下でございますけれども、総合計画書販売代金 1 万6,800円、それから、平成26年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金53万1,685円、それぞれ販売に係るもの、それから、例年お願いしております組合の運営に関する分の負担金の返還分でございます。

以上でございます。

## 藤川博一まちづくり推進課長

87ページ、88ページをお願いいたします。

同じく、雑入でございます。中段のちょっと下です。

都市計画図及び白図の販売代金 9 万9,000円を挙げております。

以上でございます。

## **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

最後89ページ、90ページをお願いいたします。

款22. 市債、項1. 市債、目1. 総務債、節1. 総務管理債1億円でございます。ちょうど中段ちょっと下でございますが、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業1億円ということで、市債を計上させていただいているところでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

## **古澤哲也情報政策課長**

次に、歳出について御説明を申し上げます。

101ページ、102ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目3. 広報費の主なものについて申し上げます。

節7. 賃金につきましては、記者室の嘱託職員の賃金でございます。

節1. 需用費につきましては、市報とすの印刷製本費が主なものとなっております。

節13. 委託費につきましては、JR新鳥栖駅の観光案内場への無線LAN環境の整備費及び市勢要覧の作成経費及びケーブルテレビはっぴとすビジョンのテレビ広報とすの放送経費でございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、市ホームページサーバーの賃貸借料が主なものとなっております。

続きまして、目4. 情報管理費の主なものにつきまして申し上げます。

節3. 職員手当等につきましては、社会保障・税番号制度に伴う個人番号カードの交付事務などに従事した職員の手当でございます。

節7. 賃金につきましては、社会保障・税番号制度に伴う個人番号カードの交付事務などに従事した臨時職員の賃金でございます。

次のページ、103ページ、104ページをお願いいたします。

節11. 需用費につきましては、情報関連機器の消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものとなっております。

節12. 役務費につきましては、庁外施設のネットワークやインターネット接続に要した通信費でございます。

節13. 委託料につきましては、平成26年度からの繰越分2,951万3,991円を含みます、社会保障・税番号制度導入に伴う住民基本台帳、税、福祉等基幹系の情報システム改修委託料及びネットワーク構築のための委託料が主なものでございます。

なお、翌年度、平成28年度に3,900万円を繰り越しをいたしておりますが、これは社会保障・



税番号制度に伴う情報ネットワークのセキュリティー強化対策事業を繰り越しさせていただいたところでございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、財務会計システム、文書管理システムなどの内部情報システム及び基幹系の業務システム、さらにはパソコン、プリンターなどの機器の借上料などが主なものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、県施設や県内市町とを結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金及び通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金が主なものでございます。

なお、翌年度、平成28年度に1,679万1,000円を繰り越しをいたしておりますが、これは通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金を繰り越しさせていただいたところでございます。

以上でございます。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

続きまして109ページ、110ページをお願いいたします。

目9. 企画費でございます。

企画費につきましては、昨年の機構改革によりちょっと入り乱れておりますので、順序立てて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、節1. 報酬でございます。11万4,000円でございますが、これは総合計画の後期基本計画策定に係る総合計画審議会の委員の報酬でございます。

続きまして、節8. 報償費でございます。報償費64万8,200円のうち、総合政策課分といたしましては26万7,500円でございますけれども、これも総合計画審議会の会長、副会長手当。それから、昨年策定をいたしました“鳥栖発”創生総合戦略に係るまち・ひと・しごと創生有識者会議委員の謝金、それから会長、副会長の手当でございます。

#### **藤川博一まちづくり推進課長**

同じく、節8. 報償費64万8,200円のうち、38万700円につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の委員の謝金でございます。

以上でございます。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

続きまして、節9. 旅費でございます。

60万790円のうち、58万4,950円につきましては総合政策課分になりますけれども、これは地方創生関係、それから重粒子線がん治療施設関連の旅費、それから職員の調査・研究関連旅費及び総合計画審議会委員の費用弁償分でございます。

### **藤川博一まちづくり推進課長**

同じく、節9. 旅費の一般旅費のうち、1万5,840円は鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の委員長、副委員長の電車賃でございます。

以上でございます。

### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

続きまして、節11. 需用費でございます。

需用費につきましては、総合政策課が全てでございますけれども204万8,905円につきましては、コピー用紙代、それから印刷製本費、そのうち総合計画書及び概要版の印刷代が主なものとなっているところでございます。

### **藤川博一まちづくり推進課長**

続きまして、節13. 委託料2,965万1,200件のうち、上段、鳥栖駅周辺まちづくり基本構想策定委託料が1,996万9,200円となっております。

以上でございます。

### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

その下段でございますが、先ほど言いました“鳥栖発”創生総合戦略、この策定のための委託料といたしまして968万2,000円を計上いたしているところでございます。

続きまして、節14. 使用料及び賃借料4万5,410円のうち、総合政策課分といたしましては、自動車通行料といたしまして1万9,400円を執行いたしましたところでございます。

### **藤川博一まちづくり推進課長**

続きまして、節14. 使用料及び賃借料4万5,410円のうち、会場等借上料は、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の会場借り上げ料でございます。

以上でございます。

### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

節19. 負担金、補助及び交付金でございます。

この分につきましては、九州経済調査協会会費、福岡地域戦略推進協議会賛助会費、佐賀地域経済研究会会費、地域活性化センター会費、筑後川流域クロスロード協議会負担金などを執行しているところでございます。

続きまして、がん先進医療治療費助成金200万円につきましては10名分、20万円掛け10名分の助成申請があり、助成をしたところでございます。

最後に、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金1億円につきましては、平成25年の臨時議会におきまして議決いただきました債務負担行為に基づき、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団の施設整備に対し補助をいたしたところでございます。

以上でございます。

## **古澤哲也情報政策課長**

次に121ページ、122ページをお願いいたします。

下のほうになります、項5．統計調査費のうち、目1．統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2．給料、節3．職員手当等、節4．共済費につきましては、広報統計係2名分の人件費でございます。

節11．需用費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成に係る経費などでございます。

次のページ123ページ、124ページをお願いいたします。

目2．統計調査費の主なものについて申し上げます。

節1．報酬から節13．委託料まで、平成27年国勢調査を初め、学校基本調査及び農林業センサスなど国の基幹系調査に要した経費でございます。

以上でございます。

## **藤川博一まちづくり推進課長**

続きまして191ページ、192ページをお願いいたします。

款8．土木費、項4．都市計画費、目1．都市計画総務費のうち、まちづくり推進課相当分を御説明いたします。

節1．報酬6万8,400円は、都市計画審議会委員報酬でございます。

続きまして、節2．給料、節3．職員手当等、節4．共済費につきましては、平成27年6月までは旧都市整備課分9名、それと国道・交通対策課でございます。それで、平成27年7月以降は、まちづくり推進課分6名、それと国道対策課、それと維持管理課公園係の分となっておりますが、そのうち、まちづくり推進課分の内数を御説明いたします。

節2．給料5,543万8,444円のうち、3,461万4,540円がまちづくり推進課分でございます。

続きまして、節3．職員手当等2,820万6,340円のうち、1,750万5,510円がまちづくり推進課分です。

続きまして、節4．共済費1,811万6,842円のうち、1,145万2,137円がまちづくり推進課分でございます。

続きまして、節9．旅費7万5,680円のうち、一般旅費2万8,600円は、都市計画審議会の視察の折の旅費でございます。

続きまして、節11．需用費78万5,859円のうち、消耗品費3万7,997円、印刷製本費14万5,720円、計18万3,717円がまちづくり推進課分でございます。

次のページ、193ページ、194ページをお願いいたします。

節13. 委託料の1,876万3,854円のうち、上段、都市計画図等更新業務委託料1,461万2,400円がまちづくり推進課分でございます。

続きまして、節14. 使用料及び賃借料45万1,241円のうち、公共工事積算システム借上料27万5,036円。

下段、自動車借上料の17万6,205円のうち、8万4,320円は、都市計画審議会の視察研修の折のバス借上料でございます。

続きまして、節19. 負担金、補助及び交付金5,430万4,988円のうち、備考欄、下から5つ目でございます。全国都市計画協会負担金、下段、県都市計画協会負担金、それと鳥栖基山土地利用計画検討業務負担金がまちづくり推進課分となっております。

続きまして、節23. 償還金、利子及び割引料8,138万9,706円につきましては、弥生が丘地区に関連します都市再生機構立替金の償還金となっております。

続きましてページ、195ページ、196ページをお願いいたします。

目3. 街路事業費、節13. 委託料318万600円のうち、備考欄の下でございます、交通量調査委託料298万800円がまちづくり推進課分でございます。

続きまして、下段より下でございます。

目6. まちづくり推進費、節25. 積立金37万2,732円は、都市開発基金利子を基金に積み立てたものでございます。

以上で、企画政策部関係、平成27年度歳入歳出決算報告を終わります。

以上でございます。

## **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

## **松隈清之委員**

決算書の109から110ページ、がん先進医療治療費助成事業、これ200万円なんですけど、10人、丸々10人今回補助があっているんですけど、これは10人以上の申請があっていたけれども、今回200万円だったからここで終わったのか、きっちり10人、予定どおり来たのかっていうの。

## **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

結果として10人になったということでございまして、当然11人目、12人目が年度途中であつたりしたら補正をして対応するようにしているところでございます。

## **松隈清之委員**

一番最初だっというのはあるんですけど、当初の予定ではこんなに鳥栖市の患者さんいな

かったですよ、多分。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

徐々に伸びていくということで、おっしゃるように計画では250人、400人、600人というような伸び方をしていくというようなことをございますけれども、合わせて1,250名、3年間で1,250名なんですけれども、今、8月末現在で1,553名の方に来ていただいております、想定よりも多くなっているというのは実感として持っております。

**松隈清之委員**

これはこれでいいんですけど、同じく、今度、施設整備補助金。寄附は、その後どれくらい集まっておりますでしょうか。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

松隈委員から3月議会で御質問を受けまして、収入見込みとして4,000万円あって、そこに約400万円足りないというようなことをご答えさせていただいております。

その後、当然収集活動に励みまして、先日の市長の行事予定にもあったりしてはしましたが、一応、プラス1,100万円ございまして、来年度につきましては、5,000万円を補助というような予定をしておりますけれども、来年度につきましては、今現段階におきましては4,300万円を予算計上させていただこうということで考えているところでございます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

4億5,000万円ですよ、頑張って減らすって言ったけど、結果的に700万円しか今のところ減りそうにないってことですかね、つまり。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

現段階では700万円減るということをございます。

**松隈清之委員**

それで、一方ではハイマツは好調に患者さんが集まると。

これ、なんでかという、言われるんですよ、市民の方に。何でそんな金出しとっとみたいな話をね。

固定資産税についても20年間免除ということにしているじゃないですか。以前は、そんときの患者さんとかっていうことの収支の状況に応じて考えていくみたいな、当初考え方を出されていたんですけど、事実上それってないわけじゃないですか。

考えていくっていうのは、もう20年間免除にしているっていうこと自体が、今後これ変わっていくんですか。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

その部分は、土地の無償貸与をする際に、土地の無償貸与につきましては30年間、平成23年度から30年間でございますけれども、その10年間、途中10年目、20年目で、そのときの状況を見ながら、その無償貸与について協議をさせていただくというようなことを今まではお答えさせていただいているところでございます。

#### **松隈清之委員**

施設ですからね、10年後20年後って、20年もたてば大分施設も変わって、状況変わってくると思うんで、現実的には10年後の段階で好調であれば、それ以降は有償でみたいな話をするとということですね。

#### **小石弘和委員**

1点ですけど、今後、集金か、ハイマツの予定あるわけ。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今、現段階での予定ということでは、今のところはお話はいただいておりますが、これまで資金収集に回って、当然我々も、我々っていうかついて行って、市長も行っているところで、今まで回ってきたところのまいた種が出てきているっていう、そこでタイムラグが若干出ている部分はありますので、今、直接的にお話をいただいているところっていうのは、予定はないんですけれども、資金収集で行ったところからの問い合わせというのは継続してあっている部分はありますので、そこが1点と、今後も資金収集には回っていただくようには計画をしているところです。

以上です。

#### **松隈清之委員**

ちなみにこれ、例えば来年度まで5,000万円が、今4,300万円で、いつそれを出すのかっていうタイミングはあるんですけど、これ、仮にもう出してしまったあとは寄附金を集めることはしないって思っているんですか。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

資金収集につきましては、基本的にはずっと継続していきましようというところの意思統一はされておりますので、資金収集自体は続けていくということが1点と、当然補助金でございますので、一応、補助金申請が上がって補助金を支出するんですけれども、当然概算払で出して、最後に額の確定を行うというようなことでございますので、来年度いっぱい、補助金に関しては来年度いっぱいまでは資金収集活動は続ける。

それから、それ以後も資金収集活動というのは継続をするというようなことは考えているところです。

#### **松隈清之委員**

補助金が確定して、あと資金収集っていうのは、その資金収集活動する根拠って何ですかね、今度は。資金収集活動する根拠。

今までは、要は、もともと「鳥栖ならでは」という25億円をどういう形であるにせよ出すということのためにやって、なおかつ、追いつかない部分が施設整備補助金という形になって、それを極力減らそうということで資金収集活動をやってきたと。

しかし、その補助金を出してしまったあとに關しての資金収集活動の、今度何のためにそれをするん。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

我々も、松隈委員おっしゃっているように「鳥栖ならでは」っていうところの目標に近づける、責任を持って達成すべき目標ということになりましたけれども、それで補助金を支出しているところでございます。

なおかつ、ただ、財団自体は基本的に、まだ長期借入れとかもありますので、そういう形での貢献というようなところは必要だろうというようなところでございます。

#### **園木一博企画政策部長**

御指摘の、まず補助金の関係、25億円のお話もありますけれども、その活動については一定来年度、来年度いっぱいですね、補助金の執行期間。その目標ということで、今見通しとしてが700万円程度は減額できるのではなかろうかという見通しを持っておりまして、そこに、さらに資金収集等がかなえばそこは、また御相談をさせてもらいながら減額をさせていくということで、一つ補助金の整理の資金収集活動としては来年度で一定めどをつける。

ただ、次長申し上げましたように、財団の運営自体がやはり借入金等で運営している現状等もありますので、財団の円滑な運営を支援するという意味での資金収集の御協力は継続して、鳥栖市としても取り組みを続けていきたいというふうに考えているというところで御理解いただけるとありがたいと思うんですけど。

#### **松隈清之委員**

今までっていうか、来年度も含めてですけど、自分たちのために集めているんですよ、要は。鳥栖市が負担せないかんという分のために集めているんですよ。それは、補助金出し終わったあとっていうのは、そこに関してもう目的なくなるわけですよ。

借入れがあってって言うけれども、基本的に借入れをしてやる事業なんですよ、そもそもが。だから、借入れあって当たり前なんですよ。事業計画自体がそうなっているわけだから。いや、あそこに儲かってもらわんと金入ってこんですもんっちゃうようなものでもないわけじゃないですか、実質的にはもう、ほとんど。メーンの固定資産税入ってこんわけやから。

だから、そこまでして、逆に言うとね、資金収集活動する必要があるのかと、今度は、だからどこにその根拠があるのかなと。

今までは自分たちのため、でもこれから先は逆に、言っても、もちろん公益財団法人っていう部分がありますよ、だからつって行政がその金集めに努力する必要は、逆になくなると思うんだよね。鳥栖市に関しては一定の責任をもう終えれば。

逆に、何でそんなことしているのみたいな。ほかにすることあるでしょうと。今度、逆に言われるっていうか、僕は思うわけなんだけど。

それはどうなんですか、そういう役割としては全然変わってくるわけですね今度は。今までは自分たちの負担を減らすために寄附を集めているんですよ、要は。だから、自分たちのために寄附くださいって言っているんですよ、今までは。

そこはどうでしょうか。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

委員御指摘の点、充分……、なんですけれども、先ほども申し上げましたように、おっしゃっているように、我々今現在、その寄附金の先といたしましては財団法人のほうに寄附、広域財団法人のほうに寄附先という形にはなっております。ただ、おっしゃるように我々の持ち出しはその分減ってくるというような状況でございます。

ただ、それ以降につきましては、先ほども申し上げました、なるべく運営がスムーズにいくようにというようなところもございますので、そこについては、一定の協力はしていくというようなところだということです。

以上です。

#### **松隈清之委員**

言うたら民間なんですよ、ハイマット自体は。

S P Cなんか、特に、極論すると財団がきちっと運営さえしとけばリスクはないわけだから、変動しないわけだから。家賃収入だけでやってるわけなんで。

だから、そこを借入金があるっていうのはさっき言ったように、事業計画上は別におかしくないんですよ、借入金があったって。

これが例えば、今、患者さんも少なく、非常に日々の運営に困っていると。要は、治療費の収入が上がらないと、だから非常に運営が困っているんで、ちょっとずつでも応援していかないかん、逆に残ってもらわないかんとかっていうなら、またちょっと、前のサガン鳥栖を支援したみたいな、また別の意味合いが出てくるんだけれども。

先ほど言われたように、当初の予定を大きく上回って好調に推移しているわけですよ。だから、借入金があったところで別に何も問題ないわけ。だって、借入金がある事業計画はも



だから、今までと、補助金を払ってしまったあとっていうのは意味合いが全然違うんですよ。さっき言ったように、あくまで自分たちの手出しを減らすために金を集めてきたわけだから。

いや、あそこは、もう運営が非常にしんどいと、患者さんも少なく、別の施設ができたことで非常に運営が厳しくなっていると、だから支援しているんですしたら、まだわかる。残ってもらわないかんから、言うても。

今までとはちょっと違うからね、そこって。いや、今すぐじゃなくてもいいけど、整理をしておいたほうがいいですよ。

今の問題ですね、１億円の補助金の問題やけど、まず最初に資料として、毎年ハイマットの収支決算書ですか、その資料をちょっと出していただきたい。

御用意しております。

尼寺省悟委員

平成27年度末の時点で、これがどれくらい変わったというふうに聞いとりますか。（「全体のお話ですか」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ちょっと暫時休憩します。



午後 1 時 53 分開議

## 古賀和仁委員長

再開をします。

## 松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

寄附金につきましては、ちょっとめくっていただきまして、正味財産増減計算書で見ただくとわかりやすいのかなと。

先ほどおっしゃったところからいきますと、受取寄附金4,320万円、この分は、今おっしゃった数字からはふえております。それから、補助金につきましては、我々の1億円の分が上乗せをされているということで、今おっしゃった数字からいきますと1億4,300万円がふえているというようなことでございます。

以上です。（「寄附金」と呼ぶ者あり）

寄附金は、ですから4,300万円分はふえていると。

## 尼寺省悟委員

それで、一番の問題は寄附金の差額ね。

一番の問題は九電からの未入金分だというふうに聞いとるんやけれども、九電は、そもそも入金したわけ。

## 松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

九州電力さんからの入金があったというふうにはお聞きはしておりません。

## 尼寺省悟委員

それで、九電は、今までは原発が動いてないとか等々あって、損益が出とるということやけれども、ことしなんか、かなり金額的に、500億円とか700億円とかプラスになっているという話を聞いとるんやけどね。

合わせて、SPCについてもハイマットに3億1,000万円かな、3億1,000万円を毎年、賃借料を払っていると。これ自体は、3年契約ということで、20年の契約ということで、3年契約がいつになるかわからんけど、そういったことを踏まえて、橋本市長は御承知のとおり財団の評議員、評議員たいね。

だから、評議員会の中で、そういった問題、九電は利益が出とるやろうもん、金出せとか。あるいは、SPCについても、年額ハイマットが損しようともうけようと一切関係なく3億1,000万円入るんやけん。そういったこと含めてみて、その辺の、何ちゅんか、九電に対してはちゃんと払えと、SPCに対してはもっと下げろというふうなことを、彼は評議員会の中

で主張したことは、聞いたことないけれども、あるわけ、そういったことは。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

評議員の評議員会の中で、そういう主張をされたというふうにはお聞きはしておりませんが、九州電力さんにつきましては、支払うというようなお約束はされておりますので、支払われるものというふうに考えているところでございます。

**尼寺省悟委員**

さっきの話に戻るけど、平成28年度で1億円、それで来年が当初は5,000万円というふうなことで、だから、さっき言ったようなことが少なくとも、ある程度達成できればこの1億5,000万円についても、もっと下げられと、鳥栖市の負担が減るということだって考えられるわけよね。

そういったふうな努力を、彼自身が、自分で約束したお金を資金収集することも当然であるけれども、こういった評議会の中でもそういったことを主張して、そしてやっぱ負担を減らすような、そういった試みを私はするべきだと思うんですけどね。

**古賀和仁委員長**

答弁はいいですね。

**尼寺省悟委員**

それから数字の問題でちょっと聞きます。

さっきもちょっと、松隈議員のほうから話あったけれども、去年の9月4日の時点で、治療実績は924人で佐賀県民が169名で、鳥栖市民が9名という話を聞いとるけれども、最終的に、わかっている段階で、全体の治療実績ですかね、佐賀県民及び鳥栖市民というような形で分けての数字をちょっとほしいんですが。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

お手元の資料の2枚目のほうに、県別が出ております。

福岡783人、佐賀262人でございます。それで、この262人のうち、我々の助成を受けられた方は10名。

多分、助成金をもらいに来ていないという方はいないと思っておりますので、鳥栖市民は10名だというふうに考えております。

**尼寺省悟委員**

昨年9月4日の時点で、鳥栖市民は9名というふうに聞いとるんやけど。(「延べですね」と呼ぶ者あり)

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

延べでいきますと、ちょっと待ってください……、すいません、23名です。

累計23名です。

**下田 寛委員**

決算書の102ページ、これは主要な成果説明書の6ページになると思うんですけども、広報関係についてお伺いしたいと思います。

すいません、公衆無線LANは、これどこに設置したんですか。

**古澤哲也情報政策課長**

JR新鳥栖駅、新幹線の駅のほうの観光案内所のほうに設置をいたしております。

以上でございます。

**下田 寛委員**

すいません、これで、効果っていうの何か聞いてますか。

**古澤哲也情報政策課長**

一応、ことしの3月11日に運用を開始いたしまして、運用開始から約6カ月ほど経過しておりますけれども、それまでに1,977件のアクセス、要は市のPRのページがございますけれども、そちらのほうにアクセス、まずはさせていただいて公衆用無線LANを御利用いただくような形態にしておりますので、1,977件のアクセスがあったということ集計をいたしております。

**下田 寛委員**

それは多いんですか、少ないんですか。

**古澤哲也情報政策課長**

駅の乗降客の方、これは国道・交通対策課のほうからいただいておりますけれども、在来線と合わせて、新幹線の平成26年度の1日の平均の乗降者数が2,676人というふうになっておりますので、先ほどの1,977件のアクセス、これ1日当たりにしますと約10件ほどになりますので、状況としてはそういうような状況でございます。

**下田 寛委員**

すいません、新鳥栖駅の利用者数が、年間2,676人ですか。（「1日」と呼ぶ者あり）

**古澤哲也情報政策課長**

1日平均2,676人でございます。

**下田 寛委員**

わかりました。

あと、今後は無線LANをふやしていく計画っていうのはあるんですかね。

**園木一博企画政策部長**

今回の整備した公共無線LANにつきましては、基本的に利用形態も含めて、プッシュ型

の情報発信のツールとしても使っていこうと。利用するのはW i - F i っていう公共無線LANという利用形態ですけども、接続画面を市のPR画面にしておりますので、そこからプッシュ型の情報発信のツールとしても考えていこうということで、6カ月経過している状況ではございますけれども、そこら辺の利用状況あたりをまず検証をさせていただいて、この公共無線LANのツールが、やはりそういった機能も十分期待できるというようなことになれば、じゃあ次、公共施設としてどういうところが適しているのかということも含めて、今のところは、まず実証実験的な位置づけも踏まえたところで、まずは新駅のほうに設置ということでやらせていただいておりますので、まずはその経過、利用形態等も含めて、一定の期間の中で精査はしていきたいというふうに考えています。

#### **下田 寛委員**

わかりました。

じゃあ、この主要施策説明書6ページの一番下のところなんですけれども、ホームページ閲覧者数を調べていただいておりますが、これ具体的にもう一步踏み込んで、どこのページがアクセス数多いっていうようなところまで、何かデータあるんでしょうか。

#### **古澤哲也情報政策課長**

平成27年度の状況でございますけれども、やはり一番多いのは当然のことながらトップページがアクセス数が一番多ございます。件数といたしましては34万3,427回でございます。

次に、ベストアメニティスタジアム、どうしてもサガン鳥栖の関係でそちらのほうアクセス数が多いというようなことで、こちらの件数が8万6,058回のアクセスをいただいております。

3番目まで申し上げますと、その次に多いのは路線バスのページというようなことで2万9,881回のアクセスをいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

#### **下田 寛委員**

せっかくなんで、5位ぐらいまで教えてもらっていいですか。

#### **古澤哲也情報政策課長**

次に、4番目なんですけれども、次は市民文化会館の利用案内、こちらは行事の案内が多分一緒に載っていると思いますけれども、こちらのほうが2万9,819回のアクセスですね。

それで、5番目は市民プールというふうなことで、2万8,222回のアクセスがあっております。上位のほうはどうしても施設のほうのホームページのほうのアクセスするような傾向が高いというようなことで、傾向的にはそういうふうな傾向でございます。

#### **下田 寛委員**

路線バスというのが出るのがちょっと意外だったんですけれども、ありがとうございます。

それで、そこはわかったんですが、これ関連して「教えて！とすの人」と「とす. i n f o」の現状どうなっているのかっていうのを伺いたいですけど。

#### **古澤哲也情報政策課長**

「教えて！とすの人」それと「とす. i n f o」のページでございますけれども、「教えて！とすの人」に関しましては、国のほうの実証実験のほうで構築した、両方とも構築したものでございますけれども、そちらのほうにつきましては民間のほうで今運用をなされております。

それと「とす. i n f o」のほうにつきましては、これも2月で実証実験が終わってはおりますけれども、システムの有効活用というふうなことで、一度国のほうにシステム自体は帰属しておりますけれども、その後市のほうに譲渡を受けております。

6月に譲渡を受けまして、今のところホームページの下のほうにアイコンといいますか、バナー広告のような形で表示できるような形にはなっておりますけれども、今度9月、つい先ほどに、今まで民間のサーバーのほうでデータを置いておりましたけれども、市のホームページのサーバーのほうにデータ移行が進んで、今から活用はしていこうというようなことで検討をしているところでございます。

以上でございます。

#### **下田 寛委員**

これは、いわゆる創生総合戦略なんかも踏まえてたのかな、結構力を入れてたような印象があるんですけれども、なかなか「教えて！とすの人」も利用されていない状況があって、何か一步残念だなと今思っているところです。

だから、鳥栖市のホームページにもどんと載せてあるのであれば、やっぱりいかに利用してもらおうかというところをもう一步考えていかなければいけないと思っているんですが、そのあたりは、また9月以降「とす. i n f o」も含めて、何か方策が出てくるということではないんですかね。

#### **古澤哲也情報政策課長**

「とす. i n f o」のほうにつきましては、実証実験の中では、民間も含めたところで情報の提供をやるというふうなことで運用をしまっております。

その分が、2月の実証実験で一度終了をいたしておまして、今のところは、市のほうの単独での運用というようなことでの体制でしか運用できるような体制にはなっていないというようなことでございまして、まずは市のほうの活用策を考えまして、運用してまいりたいというふうなことで考えておるところでございます。

## **下田 寛委員**

わかりました。

「教えて！とすの人」とかつくられたとき、ちょっと聞いたことがあったんですけど、発想としてはおもしろいなと思っているんですよ。

ただ、やっぱり使われてない現状があって、やっぱり、もうちょっとスマホに落として、簡単に扱えるような仕組みができればなとか、個人的には思ったりしているんですけども、せっかくつくったんで、これを今後どうするのかを、さらに考えていただきたいなと思います。

以上です。

## **古賀和仁委員長**

答弁はいいですね。

ほかに。

## **尼寺省悟委員**

マイナンバー関連について質問しますが、先ほど、いろいろ金額言われたんですが、全体としてどれくらいかかったのかということと、そのうちの鳥栖市の負担ですか、は幾らかということだけちょっと。

## **古澤哲也情報政策課長**

マイナンバー関係の費用の件でございますけれども、平成26年度からシステム改修のほうに取り組んでおります。それで、平成26年、平成27年というようなことでシステム改修、それに連携のための中間サーバーの構築等々の整備をいたしておりまして、全体で、事業費ベースで平成26年、27年合わせますと1億467万9,599円経費がかかっております。

そのうち、補助金ですけれども、8,334万7,000円の補助金を交付いただいているところでございます。

以上でございます。

## **尼寺省悟委員**

それで、マイナンバーについては、私も一般質問等々でいろいろやって、結果として、これ当時の総務部長が住民にとってみたらいろんな手続が簡素化されると。一方、市役所にとってみたら、各市の行政事務が効率化、簡素化されるという話やったね。

ただ、その中で、じゃ何でもかんでも省略できるっていったら、そうじゃないんだということで、例えば生活保護を挙げてみて、あるいはほかの保育所入所とかやってみて、省略できない住民票とか所得証明書とかそういったやつは省略できるけれども、省略できない処理もありますよという話の答弁をもらっているけれども、実際始めたのは平成28年の1月から

かな。1月からで、そういった意味ではまだ8カ月ぐらいしかたっていないけれども、その段階で行政にとってみてこれだけ簡素化できた、効率化できたというふうなことが具体的にあらわれるのかと。

例えばの話、そのことによって人員がこれだけ削減できたとかいうようなことが、一般的にそういったことを言われて、私はそのことに対して、あんま信用しとらんけどね。

あるいは、住民の立場に立って見た場合、私なんかは別に共通番号しているわけじゃないけれども、手続きにそがん何回も行くわけやないけれども、あったからといって便利になったというふうな実感ってほとんどないけれども。

そういったことが本当に、具体的にあるならばちょっと教えてほしいんやけどね。

### **園木一博企画政策部長**

マイナンバー制度の運用開始が、確かに平成28年1月から法律施行して、運用いたしておりますが、現実的に自治体間の情報連携、これが、運用がスタートするのが平成29年7月からになっております。

平成29年7月からが各自治体間の情報連携も可能になってきますので、行政側の事務効率としては一定ここで効率化が図れるものだというふうな認識はいたしております。

それと、カードを持たれる市民の方々の利便性向上の寄与ということで、今年度、当初予算にも計上させていただきましたけれども、コンビニでの証明書交付、これを目標としては来年2月から利用できるようなことで、今システム構築含めて協議を進めているような状況でございます。

それで、将来的にはそのマイナンバーカード、今後、国のほうでも利活用の方策というのを検討が進められておりまして、まさに証明書発行とかそういった関連事務等がコンビニとか、手軽に利用できるような部分というのも、今後一部展開していくのではなかろうかというふうには想定をしているところでございます。

### **尼寺省悟委員**

今の話では、本格的には来年の7月から自治体間の情報連携が始まるからというようなことで、あと市民にとってどうなんかつちゅうたら、コンビニの交付だということを、しか言われなかったような気が私としてはしますけど。

だから、これ自体、鳥栖市がやってくれと、あるいは市民が、国民がやってくれと言ってマイナンバーカードを設定したわけやなくて、国のほうがやれやれということでしたんだから、そういった意味でね、あなた方に対してどうのこうの言うつもりは私はあんまりないけれどね。

あともう1点、今、共通番号っちゅんか、結果として、鳥栖市民のうち何名の方が申請さ



れたのか、カード。

#### **古澤哲也情報政策課長**

平成28年9月20日現在でございますけれども、交付申請数が5,031件、8月末の人口比で見ますと6.92%の方に申請をいただいているところでございます。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

この6.92%という数字は、全国的に比べてどうなのかということと、あなた方の予想च्छゅんか、比べてどうなのかということをちょっと聞きたい。

#### **古澤哲也情報政策課長**

すいません、今現在で全国の申請数が出ておりません。

5月26日現在では7.69%と、その時点で鳥栖が6.5%ぐらいでしたんで、同じぐらいの推移が、全国との広がりがあるのかなというふうに思っております。

カードの交付につきましては、先ほど部長からも御説明がありましたけれどもコンビニ交付、それに今後平成29年7月から国のほうでマイナポータルの運用開始も予定をされております。マイナポータルの利用に関しては、当然、カードが必要になってまいりますので、そういったものも利用していく中で普及していくのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員長**

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに。

#### **松隈清之委員**

先ほど、せっかく財務諸表をいただいたので、お尋ねしたいんですけど、これ率直に、これを見られてどんなふうに、今ちょっと、ざっと走り見をしたんですけど、どんなふうにこれ見て思われますか。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

平成27年度につきましては、一応8,600万円の単年度黒字ということになっておりますけれども、受取補助金、受取寄附金、これが3億8,000万円ほどございますので、実質的にはまだ赤だというのが1点と。

御存じように、平成29年4月の開設に向けてC室が5億4,000万円ということで、新たにそのC室のところが開設をされております。

当然、3室体制になるということでいけば、職員、医師、看護師、医学物理士、当然職員

もふえるというようなこともありまして、その分収入は、患者さんがくればですね、その分患者さんをこなせるだけの体制はできるというようなことを思っておりまして、長期借り入れ、短期借り入れも含めほぼほぼ運営はできているものというふうには考えているところです。

#### **松隈清之委員**

そうなんですね、これ見ても。事業収益では賄えてない。事業費すら賄えてないですね現状は。

ただ、これちょっとどういう意味かわかんないですけど、事業費の中の報酬委託手数料。事業費の中に報酬委託手数料ってあるんですよ。

どういう内容のものなのか、ちょっとよくわかんないんですけど、わかりますか。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

病院の関係の、レセプト点検みたいな形だろうというふうには思っておりますが。

#### **松隈清之委員**

この額でってことですか。1億4,500万円もあるんですよ。

それと合わせて修繕費、これも4億3,500万円。もちろん前年も3億7,900万円とかあるんですけど、一体何を修繕したらそんな、毎年毎年そんな修繕。修繕って、毎年毎年そんなにかかってくるものなのかなあとかって思うんですよ。

それで、これ以外ももちろん増減あるんですけど、そう極端な増減はないんですよ。

極論すると、この中でいえば、減価償却費というのは実質的に残っていくんで費用計上されているけど、資金調達はもうしないだろうなとは思うんですよ。思うんだろけれども、当然、減価償却費自体は積み立てていかないと、施設の更新がしんどくなるので、それを考えていくとやっぱ現状ではまだ、意図的に黒にしていんじゃないかという気がするんですよ。

何かよくわかんないけど、財団、公益法人なんで利益を出してもしようがないっていうところがあのかどうかわかんないんですけど、ちょっとこれ見ても、何か大丈夫かなと。正直そんな気がするんですよ。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

報酬委託手数料と修繕費につきましては、内容を確認させていただいて、できるだけ早く報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### **古賀和仁委員長**

いいですか。

暫時休憩します。

午後 2 時 21 分休憩



午後 2 時 32 分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

確認をいたしてきました。

報酬委託手数料につきましては、加速器——シンクロトロンですね、とMRIとCT、これの保守のための報酬委託手数料、保守ですね。

加速器、シンクロトロン加速器とMRIとCTの保守のための委託料。

それから、修繕につきましては、これ、まさにそのシンクロトロンの修繕のための費用と  
いうことです。

以上です。

松隈清之委員

報酬委託手数料という名前からはあんま、ちょっとピンとこんけど。いわゆる、保守点検費用みたいな意味合いだと。（「はい」と呼ぶ者あり）

ということは、毎年こんくらいずっとかかっているんだっていうふうに考えにやいかん  
よね。ちょっと、ここ2,600万円ぐらい上がっているんですけど。

それで、修繕費が、これまた修繕でかかっていると、実際。修繕だから、メンテナンスじゃないですね。毎年3億円も4億円も修繕せないかん機器って、不良品じゃないのかみたいな感じするけど、それ違和感ないですか、修繕で毎年って。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃるように、先ほど確認してきたところ、前年度の修繕 3 億 8,000 万円、今年度が 4 億 3,500 万円ということで、例年この 3 億 7,000 万円程度は見込んでいたというようなお答えでした。

松隈清之委員

もちろん、細かく中身を、明細を見ていけばわかるのかもしんないですけど、いずれにし

でも、いわゆるこの事業収益と、これ費用の分です、経常費用全然ですね、事業費から管理費から含めて。含めて、いわゆるこれ補助金とか寄附金に頼らないモデルっていうのが、いつをめぐりにできると思っているのか。

さっき言われたように、C室を今度使えるようになるということで、それはそれで、またさっき言ったような機器のメンテナンスだとか、あるいは人件費だとかふえてくると思うんですね。

ということは、本当の意味で、このモデルとして、いつになったら安定的に、患者さんの数がどれくらいになれば安定的になるのかっていうのは、多分僕らは客観的にこれ今見てますけど、中におる人たちは多分考えていると思うんですね。開業前は、ほらモデルがあったやないですか。

そういうやつっていうのは、今、開業後、毎年見直しはあったとしても、そういうのってつくられているんですか。

#### **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

おっしゃっているところは、200人、450人、600人それから800人というような流れでいくというようなことだろうと思います。

今現在では、3年間で1,500人、当初予定の1,250人からは250人ほどオーバーはしていると。ところが、実際動かしてみた中で、他の施設と同じようなプロトコル、月曜休みに火曜から金曜まで動かしていかなければいけない。

この治療実績で、今回、骨軟部のがんが保険収載されたというようなところもございます。

そこを微調整しながら運営をされているというようなのが現状だろうというふうに思っています。

それで、今現在、A室、B室2室で、600人程度というようなお話ですので、C室ができればそのお医者さんの数が適正な数になれば、プラス300人が見込めるだろうということです。その800人から900人というようなところに行けばそれこそ安定的な運営ができるものというふうに考えております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

そういう、開業前の見込みと現状から、また見えてくるところって違うじゃないですか。そういう、見込みとか、もちろん当然かかってくるコストも含めて収益の計算とか、もちろん現状の借入金も含めてどうやっていくのかっていう試算ってしているんですか。

だからそういう、これぐらいでっていう試算はしているんですかね。長期的な、例えば20年ぐらいの。

## **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

私も、以前お聞きしたところでは、C室が安定的な運営をされるというようなことで、安定的な、それこそ財団の安定的な運営につながっていくというところは、お聞きはしておりますので、それに基づく一定の試算はされているものというふうに考えております。

## **松隈清之委員**

あるけど、持ち合わせてないと。ということですね、でもあるんだと。

いずれまた、そういったのも、ぜひ資料としていただきたいなと思いますけれども、どちらにしても、特に、単年度が黒にならないことにはいつまでたっても黒にならんわけやし、九電の寄附が入ってくると、それはそれで財務上はかなりきれいになるのかなとは思いますが、ちょっと今後かかっていく費用が、今、開業前に想定していた費用と照らし合わせて、見込みどおりに進んでいるのか。

いや、開業以前はこんなかかると思ってなかったけど、意外とかかるねみたいな、試算に狂いが出ているのかどうかも含めてちょっと、今後、また調べておいていただきたいなと思います。

## **尼寺省悟委員**

さっき、ちょっと質問したんですけど、3億1,000万円、SPCからサガハイマツト3億1,000万円。

さっき、8,600万円黒であるけれども実質的には赤字みたいな言い方されたんですよ。3年ごとで更新できるわけよね。だから、変えることだってできるし、だから経営状態が困難だからちゅうようなことで3億1,000万円ね、そういった話は聞かないわけ。

サガハイマツトからSPCに対して、もっと下げろとかね、いう話は聞かない。

## **松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

3億1,000万円、3年目に見直しというふうには私もお聞きして、そういうふうにお答えしておりました。

来年度と再来年度については据え置きと、据え置くというような判断を財団のほうからはお聞きをしておりますので、家賃は据え置きということでお聞きをしております。

以上です。

## **尼寺省悟委員**

あのね、そうなってくると、ちょっといろいろね、勘ぐりたくなるったいね。SPCっていうのは実質的には九電とか、九電工とか久光とかそういったところが、だから裏ではつながってるっちゃけん、もう黙っとったってSPCに対してお金が入ってくると。

そして、SPCそのものが事業計画とか、資金調達とか全部を計画したわけやろうが、S

P Cがね。自分たちが、ある意味じゃずさんな資金計画をしとって、そのツケを結果的には鳥栖市に負担させとると。

私は何度も言うばってん、ハイマツトそのものを否定はしてない、もちろん。最先端の治療と思つとるけんね。そういった意味で、さっきちょっと、部長に話たばってん、1,553人おって鳥栖市が23人と、片方では、福岡は50%と。わずか1%、2%にもかかわらず、そこに對してこれだけの負担を強いるということはちょっとどうかと思うし。

その辺は、やっぱりS P Cとかが考えるべきであるし、さっきの繰り返しになるけれども、せっかく市長さんが評議会の一員だから、そこはそこでちゃんと主張をしていただきたいなと思います。

以上です。

#### **久保山博幸委員**

鳥栖駅周辺のまちづくりについてお尋ねしたいんですが、今の現状、現状どういうふうな状況にあるのかっていうのをまずお尋ねいたします。

#### **藤川博一まちづくり推進課長**

基本計画の策定中でございます。

以上です。

#### **久保山博幸委員**

その中で、また別になるんですが、検討委員会ですね。検討委員会についてはどういう状況でしょうか。

#### **藤川博一まちづくり推進課長**

本年度に入りまして、2回検討委員会開催しております。それで、別途1回勉強会を開催されています。

以上でございます。

#### **久保山博幸委員**

検討委員会の一つの役割として、整備手法をどうするかというふうなことだったと、を検討するということだったと思うんですが、橋上駅ということで今方針に向けてしよるんですが、今後のその検討委員会のかかわり方っていうか、どういうことを検討されていくのかということをお尋ねします。

#### **藤川博一まちづくり推進課長**

基本計画策定の中で、駅前広場、それと駅施設そのものですね。

その導入施設等であるとか、導入機能、あと規模、あと道路の交差点形状とかも含めて、西側につきましては特に。そういったところを、今後検討していく中で、検討委員会からも

御意見を賜っていくというふうに考えております。

以上でございます。

**古賀和仁委員長**

よかですか。

ほかに。

**下田 寛委員**

創生総合戦略についてお伺いしたいんですけども、策定してこれは進捗の報告なんかを出していただくような形になるんですかね。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

創生総合戦略につきましては、PDCAをこなさいということで言われておりますので、本年7月に有識者会議を開催させていただきまして、その折に、いわゆるチェックの部分をしていただいております。

そこには、当然、進捗状況をお示しし、こういう状況ですっていうようなところも含めて見ていただいて、それをまち・ひと・しごとのホームページ上で公開をいたしております。

以上です。

**下田 寛委員**

それ、合わせて総合計画もやっていくわけなんですよ。

総合計画も進捗の報告やりながら、一応リンクしているような形にはなっていると思うんですけど、そこは合わせて報告をしていただきたいと思いますと思うんですけど。

**松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

“鳥栖発”創生総合戦略のほうで、昨年策定をしております。それで、後期基本計画は、昨年策定をしておりますが、今年度からスタートしておるんですね。

それで、総合戦略のほうで1年先行してやっておりますので、当然その総合戦略を含む形で総合計画をつくっておりますので、来年度末につきましては、当然、今現在は、総合戦略だけを進行管理するような形になっておりますが、年度末には総合計画も含めて進行管理をするような形になります。

以上です。

**古賀和仁委員長**

いいですか。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後 2 時48分散会



平成28年10月 3 日 （月）



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長    | 古 賀 和 仁 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛   | 〃   | 久保山 博 幸 |
| 委 員     | 小 石 弘 和 | 〃   | 松 隈 清 之 |
| 〃       | 尼 寺 省 悟 |     |         |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

|                                                             |         |
|-------------------------------------------------------------|---------|
| 教 育 長                                                       | 天 野 昌 明 |
| 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長                                       | 江 寄 充 伸 |
| 教 育 総 務 課 総 務 係 長                                           | 原 祥 雄   |
| 学 校 教 育 課 長                                                 | 柴 田 昌 範 |
| 学 校 教 育 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 指 導 主 事                           | 木 村 嘉 身 |
| 学 校 教 育 課 参 事 兼 教 育 相 談 係 長 兼 指 導 主 事                       | 中 島 達 也 |
| 学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 係 長 | 豊 増 秀 文 |
| 学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長                                       | 有 馬 秀 雄 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長                                       | 佐 藤 敦 美 |
| 生 涯 学 習 課 参 事                                               | 山 津 和 也 |
| 生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 生 涯 学 習 推 進 係 長                           | 高 松 隆 次 |
| 生 涯 学 習 課 文 化 財 係 長                                         | 久 山 高 史 |
| 生 涯 学 習 課 図 書 係 長                                           | 栗 山 英 規 |

## 4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

## 5 審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

1人

## 7 その他

なし



続きまして65ページ、66ページをお開きください。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目4. 教育費国庫補助金、節2. 小学校費国庫補助金と節3. 中学校費国庫補助金のうち、主なものにつきましては特別支援教育就学奨励費補助金で半額の補助を受けたものでございます。

以上です。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

続きまして、節4. 社会教育費国庫補助金の説明をいたします。

一番上の埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、一般開発に伴う市内の埋蔵文化財の確認調査に伴う補助金でございまして、国から事業費の2分の1の補助を受けたものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金として、国から事業費の5分の4の補助を受けたものでございます。

その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として、国から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

#### **柴田昌範学校教育課長**

次は73ページ、74ページの一番上になります。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目6. 教育費県補助金、節1. 教育総務費県補助金は、スクールカウンセラー事業補助金となっており、3分の1の補助を受けているものでございます。

以上です。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

続きまして、節4. 社会教育費県補助金の説明をいたします。

一番上の、市町人権教育総合推進事業費補助金につきましては、住民に、同和教育を中心とした人権問題に対する理解と認識を深める学習機会を提供する事業に対し、県からの補助を受けたものでございます。

その下、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴い、県から事業費の18%の補助を受けたものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対して、県から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

その下、学校家庭地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業に対して、県から事業費の3分の2の補助を受けたものでございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業

業に伴う補助金として、県から事業費の7%の補助を受けたものでございます。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

続きまして77ページ、78ページをお願いいたします。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 教育費寄附金、節1. 教育総務費寄附金のうち、1行目の育英資金貸付基金寄附金につきましては、本市本町1丁目の任意団体でございます、なんばしよと会様からの寄附でございます。

また、その下の交通遺児寄附金につきましては、ブリヂストン労働組合久留米支部鳥栖分会様からの交通遺児に対する寄附でございます。

以上でございます。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

続いて81、82ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

#### **柴田昌範学校教育課長**

続きまして87ページ、88ページをお願いいたします。

中段のほうになりますけれども、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち、中原特別支援学校鳥栖田代分校負担金につきましては、佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校から、光熱水費に係る費用を負担金としていただいたものでございます。

以上です。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

続きまして、ページめくっていただきまして89ページ、90ページをお願いいたします。

款22. 市債、項1. 市債、目4. 教育債、節1. 中学校債につきましては、全て田代中学校における管理特別教室等大規模改造事業、普通教室棟大規模改造事業及び普通教室棟増築事業に伴う借入金でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。205、206ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目1. 教育委員会費のうち、主なものを申し上げます。

節1. 報酬につきましては、教育委員4名の報酬でございます。

続きまして同じページ、その次ですけれども、目2. 総務事務局費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料から節4. 共済費までは、教育長、教育次長ほか、教育総務課職員の人件費で

ございます。

節 7. 賃金につきましては、小・中学校の学校用務及び学校事務補助嘱託職員20人分の賃金でございます。

節13. 委託料のうち、警備委託料につきましては、小・中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。また、中学校日直代行委託料につきましては、土曜日曜祝日の中学校の管理業務に関するものでございます。

以上でございます。

## **柴田昌範学校教育課長**

207、208ページの中段をごらんください。

同じ項の目 3. 学校教育事務局費の主なものを御説明いたします。

節 1. 報酬の主なものは、新入学児を対象といたしました就学時健康診断の際の医師報酬となっております。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、学校教育課長以下、学校教育係、教育相談係、学校給食センター係の人件費となっております。

節 7. 賃金は、学校図書館事務補助員12名、学校適応指導教室みらい指導員 2 名、学校教育相談係指導員 1 名、嘱託指導主事 2 名の賃金でございます。

節 8. 報償費のうち、スクールカウンセラー謝金は、スクールカウンセラーの配置に係る謝金となっております。保護者や児童生徒、あるいは学級担任等の相談業務に当たっていたいております。この事業は県の補助事業で、謝金のうち 3 分の 1 が県の補助金となっております。

スクールカウンセラー活用事業につきましては、詳しくは主要施策説明書の81ページの教育相談業務に記載しているので、そちらのほうをごらんください。

節11. 需用費で、印刷製本費の主なものは、教科「日本語」の教科書の印刷製本費となっております。

小中一貫教育、日本語教育事業につきましては、主要施策の成果説明書80ページのほうに記載しております。

節13. 委託料は、語学指導業務委託料といたしまして、外国語指導助手 A L T 5 名の民間委託によるものでございます。

語学指導業務委託につきましては、詳しくは主要施策の82ページ、外国語指導助手配置事業として記載しているとおりです。

続きまして209ページ、210ページをお開きください。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、主なものは主要施策81ページに記載しております



けれども、中学校２校に配置しておりますスクールサポーター配置負担金が主なものとなっております。

以上です。

### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

続きまして、同じページでございます。

項２．小学校費、目１．学校施設管理費の主なものについて申し上げます。

節２．給料から節４．共済費までにつきましては、学校用務員及び学校保健員11人分の人件費でございます。

節11．需用費のうち、修繕料につきましては学校施設の修繕に要した経費でございます。

節13．委託料のうち、１行目の学校施設管理運営委託料につきましては、小学校８校の各種設備点検、樹木剪定等施設の管理に要した経費でございます。

次の、鳥栖市小学校校舎外壁調査業務委託料につきましては、昨年７月９日に同校普通教室棟の１階昇降口のひさしの部分のコンクリートが一部剥落したことを受けまして、予備費での対応をお願いいたしまして、夏休み期間中に校舎全体の赤外線及び打診による調査に要した経費でございます。

節15．工事請負費のうち、１行目の営繕工事費につきましては、各学校の特別支援教室の間仕切り工事等学校施設営繕に要した費用でございます。また、２行目の鳥栖市小学校校舎外壁改修工事につきましては、委託料で説明いたしました案件に関する工事に要した経費でございます。

ページめくっていただきまして、211ページ、212ページでございますが、一番上の節23．償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の建てかえに関する都市再生機構への償還金でございます。

以上でございます。

### **柴田昌範学校教育課長**

同じページ、目２．学校事務管理費について説明いたします。

節１．報酬は、学校医15名、歯科校医12名、合計27名の校医と学校薬剤師８名の報酬と産業医報酬となっております。

節７．賃金は、小学校の特別支援学級生活補助員22名分でございます。

生活補助員の配置事業につきましては、詳しくは主要施策の84ページに記載しておりますので、そちらのほうをごらんください。

節８．報償費は、１校当たり５名を配置しております学校評議員への謝金、それから、卒業時に子供たちに配ります卒業記念品の英和辞典及び証書入れの筒が主なものでございます。

節11. 需用費は、小学校8校分の消耗品費と光熱水費が主なものです。

節12. 役務費の主なものは、小学校の電話代、切手代、検査手数料等となっております。

節13. 委託料は、塵芥収集委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料、学童輸送委託料、健康診断委託料等となっております。学童輸送業務委託料は、高田、安楽寺から鳥栖市小学校に通う子供たちのタクシー輸送に伴う費用でございます。

それから、健康診査委託料につきましては、小学校児童及び教職員の各種健康診断に係る費用に対するものでございます。

節14. 使用料及び賃借料は、児童用パソコンの借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節18. 備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは、児童用の机、椅子、全普通教室に導入いたしました電子黒板、教科用等備品費となっております。

電子黒板配置につきましては、主要施策の説明書85ページに書いているとおりでございます。

続きまして213ページ、214ページをお開きください。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金は、児童のけがに対する負担金でございます。

続きまして215ページ、216ページになりますけれども、目3. 教育振興費の節18. 備品購入費は、教材費、理科備品購入の費用でございます。

同じ目の節20. 扶助費は、要保護、準要保護児童の学用品費や学校給食費の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として、家庭に支払われているものでございます。

目4. 学校給食センター費について御説明いたします。

節5. 賃金は、嘱託職員、調理臨時職員、配送配膳洗浄臨時職員、調理洗浄臨時職員、代替臨時職員の賃金となっております。

節11. 需用費の主なものは、調理消耗品、手洗い等に係る薬品等の消耗品、光熱水費、修繕料等となっております。

節12. 役務費の主なものは、ノロウイルス検査手数料、腸内細菌検査、いわゆる検便の検査などに係る手数料となっております。

節13. 委託料の主なものは、炊飯調理等業務、配送業務、保守点検業務、廃棄物運搬等処分等に係る費用となっております。

節18. 備品購入費の主なものは、自動体外式除細動器、いわゆるAED。それから、さいの目カッター等となっております。

以上です。

## 江寄充伸教育次長兼教育総務課長

続きまして、同じページでございます。

項 3. 中学校費、目 1. 学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、学校用務員 1 名分の人件費でございます。

節 11. 需用費のうち、修繕料につきましては学校施設の修繕に要した経費でございます。

節 13. 委託料のうち、1 行目の学校施設管理運営委託料につきましては、中学校 4 校の各種設備点検、樹木剪定等施設の管理に要した経費でございます。

2 行目以降につきましては、田代中学校における管理特別教室棟大規模改造工事、普通教室棟の大規模改造工事及び増築工事に要した経費でございます。

節 15. 工事請負費のうち、1 行目の営繕工事費につきましては、鳥栖中学校トイレ改修工事、基里中学校時計塔改修工事及び渡り廊下等屋根防水工事等学校施設営繕に要した経費でございます。

2 行目以降につきましては、田代中学校における管理特別教室棟大規模改造工事及び普通教室棟の増築事業に伴い要した駐車場用地の舗装工事に要した経費でございます。

節 17. 公有財産購入費につきましては、田代中学校の普通教室棟増築事業に伴います駐車場用地購入に要した経費でございます。

以上でございます。

## 柴田昌範学校教育課長

同じページの下段になりますけれども、項 2. 学校事務管理費について御説明いたします。

節 1. 報酬は、中学校の校医 7 名、歯科校医 6 名、合計 13 名の学校医と学校薬剤師 4 名分の報酬となっております。

節 7. 賃金は、中学校給食の嘱託栄養士 1 名分と特別支援学級生活補助員 6 名分となっております。

特別支援学級等生活補助員配置事業につきましては、主要施策説明書の 88 ページに記載しております。

続きまして 219 ページ、220 ページをお開きください。

節 8. 報償費の主なものは、学校評議員謝金及び卒業生記念品として渡す印鑑及び印鑑入れ、卒業証書ファイル等となっております。

節 11. 需用費は、中学校 4 校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

節 12. 役務費の主なものは、中学校の電話代、切手代、検査手数料等となっております。

節 13. 委託料の主なものは、塵芥収集委託料と開かれた学校づくり推進事業委託料、給食

業務委託料です。給食業務委託料は、中学校選択制弁当給食に係る委託料となっております。

節14. 使用料及び賃借料は、生徒用パソコンの借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節18. 備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものは生徒用の机、椅子、それから教科用等備品購入費は、生徒用の図書、楽器代が主なものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金と223ページ、224ページになりますけれども、中学校スポーツ大会出場補助金が主なものとなっております。

目3. 教育振興費、節18. 備品購入費は、教材費、理科備品等の購入となっております。

節20. 扶助費は、要保護、準要保護の生徒の学用品費や中学校の学校給食費の補助、特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に在籍いたします生徒への就学奨励費として各家庭に支払われているものでございます。

以上です。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

続きまして、項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費の主なものについて御説明申し上げます。

まず、節1. 報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

次に、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係、文化財係の職員12名の人件費でございます。

次に、節7. 賃金につきましては、同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

次に、節8. 報償費につきましては、生涯学習講座等の講師謝金及び成人式記念品代などでございます。

続いて225ページ、226ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、社会教育関係施設等の管理委託料及び少年少女派遣研修事業委託料でございます。この、少年少女派遣研修委託料につきましては、市内の小・中学生30人を対馬に派遣し、青少年の健全育成を図る事業として、鳥栖やまびこ研修団へ委託したものでございます。

次に、節15. 工事請負費のなかよし会空調設備設置等工事につきましては、新たに開設いたしました若葉小なかよし会Bクラスの空調設備設置工事費が主なものでございます。

節18. 備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものにつきましては、若葉小なかよし会Bクラス開設に要した備品費でございます。

続いて227、228ページをお願いいたします。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、下から4番目の放課後児童健全育成事業補助金につきましてでございます。市内全小学校に開設しております、なかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、また、平成27年度より旭小学校区に新たに放課後児童クラブを開設されました社会福祉法人和貴福祉会に対し、運営費と環境整備費に対する補助金でございます。

なお、なかよし会の開設状況につきましては、主要施策の成果の89ページに記載しておりますので御参照ください。

次に、節23. 償還金、利子及び割引料の平成26年度県補助金返還金につきましては、平成26年度放課後子どもプラン推進事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2. 文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業につきましては、平成24年度に策定いたしました整備基本計画に基づき進めております。

主要施策の成果の90ページに記載いたしておりますように、平成27年度の事業内容につきましては、まず史跡の買い上げ事業、整備に伴う発掘調査事業、それから史跡内の保全管理、史跡見学会、保存整備委員会開催でございます。平成25年度より葛籠城跡地区整備に伴う土地公有化に取り組んでおり、平成27年度末でこの公有化の進捗状況は、予定地区の53%となっております。

また、公有化した地区の発掘調査を平成26年度、平成27年度で行いました。さらに、史跡内の保全管理、また史跡の活用事業として史跡見学会などを実施いたしました。

それでは、決算書に戻っていただきまして231、232ページをお願いいたします。

目3. 図書館費の主なものについて御説明いたします。

節2. 給料から節4. 共済費までは、図書館職員5名分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、図書館で司書業務を担当しております嘱託職員10名分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞などの購入に係る消耗品費及び電気料、上下水道料金の光熱水費でございます。

節13. 委託料につきましては、清掃、警備業務など、図書館施設の管理業務委託料が主なものとなっております。

節14. 使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては、図書館システム及び関連機器の借上料でございます。

節18. 備品購入費につきましては、ベビーカーやビデオデッキの施設用備品及び図書やDVDなどの視聴覚資料の購入費でございます。

続いて233ページ、234ページをお願いいたします。

節22. 補償、補填及び賠償金につきましては、図書館西側駐車場の管理の瑕疵に基づく損害賠償金でございます。

なお、図書館の利用状況や貸出冊数などにつきましては、主要施策の成果91ページに記載しておりますので御参照ください。

続きまして、目4. 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等の借上料が主なものとなっております。

続きまして、目5. 埋蔵文化財調査受託費につきましては、民間開発に伴う市内遺跡の本調査を受託したものでございます。

平成27年度は、本原遺跡、京町遺跡の本調査、並びに内畑遺跡、姫方遺跡、儀徳遺跡の整理報告を実施いたしております。

続きまして239、240ページをお願いいたします。

中ほどの、目8. 勤労青少年ホーム費につきましては、勤労青少年ホームの管理運営に要する費用でございます。

節7. 賃金は、勤労青少年ホームの嘱託職員1名の賃金でございます。

節8. 報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催いたしております教養講座開催に伴う講師謝金となっております。

節18. 備品購入費につきましては、市が主催講座として使用しております、陶芸用の電気窯の購入費となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

## **古賀和仁委員長**

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

## **尼寺省悟委員**

ちょっと大きく、2つか3つぐらいします。

1つは、前のときちゅうか、補正予算のときも特別教室の空調の問題について質問したわけ。その問題について、平成27年度の決算という観点からちょっと質問したいんですが、今から言うことは、実は総務のときもちょっと話をしたんですけども、この審査意見書の68ページに平成27年度の決算の状況ということで、こういうふうに書いてあるんですよ。ちょっと読みますね。

義務的経費について4億5,200万円減少し、投資的経費について約17億9,700万円減少していると。そして、投資的経費については、学校給食センター建設事業や弥生が丘まちづくりセンター建設事業、小・中学校空調設備事業、スタジアム改修事業等が完了したことによっ

て約17億9,700万円の減少となってる。約18億円ですね。

このことについて、ある部長さんが、そういったふうじゃかなり楽になったと、そういう言い方されているんですよ。

その結果として、どういうふうになったんかっちゅうと、同じく、これの65ページ見ると、基金については7億6,000万円ふえているんですね。平成26年度に比べてみてですね。

それから、30ページ見てみると、公債費についても前年度より10億円減っているんですね。そして、さらに言うと、9ページ見てみると、そういったことを踏まえてみても全体として7億8,000万円の黒字であるし、単年度収支は4億6,000万円のプラスになっているわけですね。そういった意味じゃ平成27年度、非常にこう、財政的には非常に良好な状態であったわけですよ。

このことはですね、このことは、これを見て初めてわかったわけじゃないんですよ、ね。新年度、当初予算のときからこういうふうになることはわかっていたはずなんです。もっと言うならば3年前、5年前、そのずっと前から、平成27年度についてはこういった大型事業の返済が済んで財政的には楽になるというふうなことは、あなた方幹部の方は当然承知されとったと思うんですね。

それで質問なんですが、このページの209ページに小学校の学校施設管理費ということで、1億4,800万円あるし、それから、217ページには中学校の学校施設管理費ということで2億9,000万円あるわけですね。

学校施設管理費というのは、さっきも言われたように大規模工事とか、空調とかそういった工事費になるわけなんですけど、いいですか、平成27年度は小学校、中学校の学校施設管理費を足し算すると2億9,000万円、約3億円なんです。

本当はですね、本当は、教育委員会に対し過去10年間どうなっとるかっちゅうことを、数字を出してくれと前もって言えばよかったんですけど、言ってなかったので私のほうから言いますとね。

平成26年度は16億2,000万円、平成25年度は14億8,000万円、平成24年度は12億6,000万円、平成23年度は7億4,000万円、平成22年度は6億円、平成21年度は9億5,000万円、平成27年度なんかは、ぽっかり4億4,000万円に下がっとるわけですね。

それで、さっきも言ったように学校施設管理にしてもこうなることは、当然、教育長初め御存じだったと思うんです。そうであるならば、どうしてさっきの空調設備の問題について、特別教室の空調設備の問題について、この前聞いたときには4億円ぐらいかかるかもしれんと。4億円ならちょっと、私は多過ぎると。普通教室だって3億2,000万円ぐらいでできとるんだから。

だから、継続的にですよ、財政的になくなるんだから、普通教室の空調設備の終わったならば平成27年で終わる、並行して、引き続いて、どうしてやらなかったのかというのが私にとってみてちょっと疑問なわけですけど、その点どうですか。

〔発言する者なし〕

それで、ちょっとお答えがないようだからちょっと、もっと言いますね。

これ、平成26年12月に学校教育課が出しているやつですね。

教育活動を充実するために小学校は平成28年度から、中学は平成27年度の夏休みを1週間短縮しますと。それで、鳥栖市では、本年度中に市立小・中学校全ての普通学級に冷暖房の空調設備を設置しますと。その有効活用を図る一つの方法として、平成27年度から全中学、夏休みを1週間短縮しますと。

だから、夏休みを短縮することの前提にエアコンの設置があったはずなんです。エアコンの設置をしたから短縮できたんだと。

だから、私としても、エアコンを設置しろ、設置しろと言いつつその結果として、1週間短縮になったことに対して、私としては、じくじたる思いがありますけどね。

そういった意味で、夏休みを1週間短縮するなら、結果として、普通教室だけでなく特別教室だって授業するということは私は当然だと思うから、だから、財政的にさっき言ったようなかなり良好な状態にあるとするならば、やはり教育委員会は遠慮しないで財政課に対して入れろと言ってしかるべきだと思うんですけどね。

その辺、どうですかね。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

確かに、今、尼寺委員御指摘のとおり、ここ数年間のうちで平成27年度分の決算額につきましては、非常に、結果として少なかったと。

大型事業、特に給食センターを初め普通教室棟へのエアコン設置等が一定終了したことも傾向としてあるかもしれませんが、今後につきましては、今議会でも一般質問の中で特別教室等のエアコン設置と御要望等が出ておりました。

このことにつきましては、大規模改造工事とそれから学校施設のトイレもそうなんですけれども、合わせまして特別教室等のエアコン設置等についても大きな課題の一つと考えておりますので、今後、特別教室へのエアコン設置に向けた取り組みにつきましては、今まで以上に、余り時間をかけずに取り組んでいきたいというふうに担当課としては考えております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

時間をかけずに取り組みたいということなんですがね、もう一つ踏み込んで来年度に対し



て予算請求をするんだというところまで踏み込んで、ちょっと答えがほしいところなんです。

9月の終わりの議会のときも、各小学校、中学校の特別教室のエアコンの設置状況と時間数について資料をもらったですね。多いところでは1週間で119時間。

1週間で119時間だから、5で割ると幾らですか。24時間か、1日ね。1日24時間も特別教室でやっていると、確かに、生徒1人にとってみたらそうかもしれんけど、教師にとってみたら、特に音楽の担当の人とかずうっとやらないかと。その結果として、体調を壊したという人も聞いておるし、なおかつ、ホルムアルデヒドが、何か基準以上に出とったと。それは、どうも暑くて、どうなったかっちゅうの聞いているんでね、そういった意味で、さっき時間をかけずに取り組みたいということじゃなくて、ぜひもう一声、来年度予算請求するということまで踏み込んだ答えがほしいんですけど、いかがですか。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

繰り返しになりますけれども、できるだけ早急に取り組んでまいりたいと考えております。  
以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

できるだけ早急にということで、私が何回聞いてもそれ以上出らんなら、一応、これはこれでいいんですけど。

そういった意味で、夏休みを1週間早くしたというところは、エアコンが入ったからなんだと、そういった意味で、それが前提なんだということも再三言っておられるんで、夏休みの授業が特別教室でやらなければ別ですけど、特別教室でも、当然、夏休みやっているというふうに聞いておりますので、やっぱりこれは喫緊の課題として、ぜひやっていただきたいと思います。

#### **天野昌明教育長**

9月28日に鳥栖西中学校のほうの学校訪問で終日行ってまいりました。

43本ぐらいの授業を4時間の中でずっと見ていきましたけど、その日は特に蒸し暑くて、本当に暑い1日でしたけれども、教室に行くと子供たちは快適な状況の中で授業を受けておりました。

それに比べて、音楽であつたり理科であつたり、技術・家庭っていうのは、非常に蒸し暑くて、やっぱりこれはかなり厳しいなという状況を我々指導主事含めて、教育委員さんも含めて非常に実感をしてきました。

そういうことも含めて、今御指摘の分についてはしっかり今後、本当にこういう状況の中ではきちっと整備してやるべきであろうというふうにも認識しておりますけど、しっかりそ

の辺についても頑張っていきたいというふうに思ってますんで、よろしく御指導をまたお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

社会教育指導員の件について質問します。

224ページに社会教育指導員報酬ということで631万8,990円計上されておりますが、社会教育指導員っていうのは現在3名おられるというふうに聞いております、うち2人は同和関係者と、もう1人の方は市役所のOBの方というふうに聞いておるんですが、3名の方のそれぞれの報酬は幾らになっているか、合わせてその方々の勤務年数について、まず。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

まず、社会教育指導員1名、現在、生涯学習課のほうに配置しております指導員の報酬額につきましては、平成27年度の決算額といたしまして年額173万1,240円となっております。また、同和教育集会所に配置しております指導員の1名につきましては年額242万3,700円となっております。もう1名でございますが、年額216万4,050円となっております。

続いて勤務年数でございますが、鳥栖市役所のほうに配置しております指導員につきましては、昨年度末、平成27年度末で丸3年でございます。また、同和教育集会所に配置しております、先ほど申し上げました2名のうち1名が、3年と3月末をもって、3年と9カ月でございます。また、もう1名は、平成28年3月31日現在で丸2年となっております。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

今、3名の方、173万円と242万円と216万円、この同和関係者の2人について何でこれだけ高いのかということについては、3カ月分のボーナスが上乗せされているからというふうに聞いておるんですけど、そういうことですか。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

3カ月相当分の上乗せを報酬のほうにはしております。

#### **尼寺省悟委員**

こういった例というのほかにあるんですか。

要するに、この方々非常勤ですよ。非常勤の方々にいわゆるボーナスच्छゅうか、上乗せच्छゅうんか、そういった例というのはこの方以外にあるんですか、市役所内では。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

総務課のほうで聞いたところによりますと、別に家庭児童相談員のほうに同じような上乗せというか、があるというふうに聞いております。

## 尼寺省悟委員

今の話は、私初めて聞いたんですが、その方っちゅうのはどれくらい上乘せされているわけですか。3カ月分上乘せされているんですか。

## 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

詳細の金額については把握しておりません。

## 尼寺省悟委員

今の件、私初めて聞いたんですけど、それについては、またあとで、ちょっと私も調べてあれしたいと思うんですが、それで、ここに私は、以前から、どうして社会教育指導員について3名のうち2人も同和関係者なのかというふうなことを、過去聞いたことあるんですが、この設置要綱ですね、この設置要綱自体も、実は改訂、改悪されているんですけどね。

それで、その第2条に、指導員というのは、成人教育に関する指導、助言。青少年教育に関する指導、助言。学習相談、指導、助言。社会教育団体関係の指導、育成と、4つの事務に従事するというふうに、これ書いてあるんですね。具体的に言ったら、こういった仕事をこの社会教育指導員に求めているわけですか。この4つからいいますと。

## 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育というものが成人教育、あるいは青少年教育等さまざまな教育を担っているところでございまして、それらの教育に関する指導、助言ということで、例えば、生涯学習課のほうで実施しております、さまざまな学習会や研修会、あるいは講座教室などに対しての指導助言をいただく、あるいは青少年教育等につきましては、青少年育成市民会議の活動、その他社会教育関係団体に対しても、活動のアドバイスをしたりというような形で、さまざまな指導、助言をいただくというものが求められている職務というふうに認識しております。

## 尼寺省悟委員

ここに鳥栖市教育プランということで、教育委員会が出してありますね。

その中に、社会教育ということで生涯学習、人権教育、青少年育成ということでさまざまな仕事を書いてあるわけですね。社会教育の仕事ということで。

恐らく、私はこれ、具体的な社会教育指導員に課されている仕事じゃなかろうかなと思うんですけどね。実際、私、インターネットでぱっと社会教育指導員って調べてみたんですね。

その中で、加藤雅晴さんて人、この方かなり有名な人らしいんですけど、この人が書いているのは、社会教育員というのは、成人教育、女性教育、青少年教育、高齢者教育など、あるいは家庭教育、IT教育、さまざまなことをやるのが仕事なんだと、そして一番適当な人は、やはり退職者、教員、学校の教員とか校長先生、そういう人が適当じゃなかろうかなというようにも書いておるんですよ。

にもかかわらず、ずうっと昔からね、昭和60年の当時から、社会教育指導員に同和関係の人、3名のうち2人が指定席になっているわけですよ。ほかに仕事がいっぱいあるにもかかわらず、何でそうなのかと。

さっき言われたことは、そういつてみたら、あとの2人は同和関係だけやって、もう1人の人ね、その市役所のOBの人だけがあなたがさっき言われたことをやって、それだけやるんですか。それだけの仕事をこなすことができるんですか。

いやいや、もう1回言いますけど、3名のうち2人の人は同和団体の人でしょう。あすこに常駐しているわけでしょう。そういった方々が、さっき言われたさまざまな学習相談とか、成人教育とか、女性教育とか、高齢者教育とか、消費者教育とかそういったことができるんですか。私はできると思えないんですけどね。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

現在、主な業務というか、といたしまして、同和教育集会所に配置しております社会教育指導員につきましては、人権・同和教育啓発等につきましてはの仕事を担っていただいているところでございます。

ただ、今現在、同和教育集会所において、さまざまな生涯学習教室、講座をしているところでございまして、そちらの講座教室に関しても生涯学習課と一緒にあってさまざまな視点で企画運営にもかかわっていただいているところでございます。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

今、さまざまなことに企画、運営にかかわっているとも言われたんですけど、ちょっと私はそれに対して、本当にその方々がどういった経歴の人とか知りませんけどね、本当にそういった企画とか、そういった運営に携わることが私はできるのかなということで、非常に疑問を常々思っているんですね。

以前は、設置要綱に対しては任期ですよ、3年を超えないというふうにあったんです。今見ると3年を超えないちゅうことは書いてないんですよ。

だから、恐らく3年、私どもが3年を超えないと書いといて、実際は30年とか20年とかやっている人がおるんやろうもんと、あなた方はみずから定めた要綱に反しているんじゃないかなろうかつちゅうことをこの間ずうっと一貫して言ってきたからその結果として外したわけでしょう。

どうして、その3年を超えないということは外したんですか。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

これまでも、3年を超えて任用してきた実績がございます。それで、今回外しましたのは

年齢制限と、それから任用の年数の制限でございまして、こちらにつきましては、いろんな経験であったり、知識が豊富な方を任用するためにさまざまな制限を撤廃したという内容になっておりますし、実際に3年を超えて任用することができるようになったということになっております。

以上です。

## 尼寺省悟委員

私、社会教育員ってそもそも何なのかちゅうの考えたときに、やっぱり任期は、任期というのは何で、全国のほとんど全てのところが1年として3年を超えないと何でしているのかちゅう意味なんですけど、さっき言ったこの方は、こんなふうに言っているんですよ。

何で3年なのかっていう理由は、この制度そのものが地域の中に潜在化している有意義な人材を顕在化して、社会教育指導者として活躍してもらうことが基本的なねらいなんだと。つまり、1人の任用期間をできるだけ短期間にして、さまざまな能力を持つ多くの人々に活躍の機会を与え、地域の社会教育を活性化することが重要なんだと、ね。

鳥栖市でも多くの人がいっぱいおるわけたいね、優秀な人々が。そうした人を有意義に雇って、そして、さっき言ったいろんな社会教育に対してやってもらいたいということで、任期を1年、多くても3年としとるわけたい。

それにもかかわらず、3名おる中で2名を同和の指定席にして、そして、さっき言ったように、本当は3年なのを取っ払って20年でも30年でもやろうとしていること自体が、私は何回も言うけど、同和の不当な圧力に屈していると言うしか私としては思えないっていいね。

それで、何回も言うけど、鳥栖市に社会教育指導員を2名置かなきゃならないほど鳥栖市は同和の問題で苦しんでいるのかと。何回も私聞くけど、同和問題、差別が発生したのって、過去10年、20年、30年にわたって何回ありますかと聞いたときに、何も答えられないんですよ。1回ありました、2回ありましたやないよ。全く報告を受けておりません、聞いておりませんと、そういった状況なんよ。

昔ね、戦前とか同和地域があって、そこは非常に貧困の人たちがおって、地域のインフラもおかしくって、そういった状況であるならいざ知らず、鳥栖市は同和指定地域もないし、混在化してわからなくなってるしね。

それから、もう1回言うけれども、私たちよく同和の、何名おるか聞いたら、昔は12家族42名という話やったんですよ。これ私が議員になったときもそうやった。ところが、最近何で言っているか、最近ちゅうか、ことし何で言われたかちいうと、10家族30人と。初めてそう言われたんですよ。それぐらい把握してなかったちゅうことなんよ。

そういった意味で、やはりこの社会教育指導員、600万円もかけて、そして2人、3名のう

ち2人を同和の指定にすること自体やっぱりこれおかしいし、これは早急に是正してもらいたいというふうに思います。

一応、よかです。

#### **古賀和仁委員長**

答弁はいいですね。

ほかに。

#### **松隈清之委員**

今のところを、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、賃金が云々という、その3カ月分の、含まれとるということですが、そういうこう、支払いの規定みたいなのであるんですか。

その、こういうふうな体系ですっていう。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

この、社会教育指導員の報酬につきましては、鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給をしているというものになります。

また、この支給額については、この中で明記されておりませんので、人権・同和問題の専門性や知識、経験等を勘案して予算の範囲内でこちらのほうを定めさせていただいております。

#### **松隈清之委員**

それで、3カ月分の期末手当を含むというのは、それは先ほどもあったけど、何でそこに含むっていう考え方を取っているんですか。

ほかのところでは、どっか1個ぐらい例があったと言われましたけど、そもそも何でそれを含むという考え方で報酬を支払うということを決めたんですか。一般的じゃないってことでしょ、ほかのものからすると。だから何で、そこでそれを加えて支払おうという考え方に立たれているのかなと。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

現在、同和教育集会所のほうに配置しております社会教育指導員につきましては、基本的には人権・同和関係の啓発教育を中心に行っていただいておりますけれども、特に、会員の方からのさまざまな相談等も受けたりすることもございますし、また、いろんな関係団体との連絡、調整も担っていただいております。

そういった業務の中で、市外などに出向くことや、勤務時間外の対応など不規則な勤務であるということから3カ月分の上乗せという報酬額になっております。

以上です。

### 松隈清之委員

今、言われた会員さんの相談とかっていう、会員さんて何の会員さんですか。

### 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

運動団体の会員さんということになります。（「言ってもらっていいですか。どこですかって聞いてるから」と呼ぶ者あり）

全日本同和会鳥栖支部の会員さんでございます。

### 松隈清之委員

その方々は社会教育指導員の方なんでしょう。社会教育指導員なんですよ、の今話しているんですよ。話をしているんですよ。

会員の相談に乗るのは団体の中の仕事なんで、それは別に、社会教育指導員の仕事としてやるべきことではないし、団体には団体の補助金を支払っているわけなんで、会員の相談というのは団体としてやるべき話ですよ。社会教育指導員としての仕事じゃないから。

だから、社会教育指導員としての仕事がそれだけの内容であるかどうかなんですよ。会員の相談は会としてやればいいんだから。

### 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

生活相談員の方と一緒にやって対応するということも多いということで、このような報酬額となっているところでございます。

以上です。

### 松隈清之委員

違和感を感じないのかなんですよ。

例えば、市の職員さんですよ。市の職員さん、なかなか別の仕事を研究するっていうのできんけれども、例えば、地域の仕事、役割があると。勤務時間中に地域の仕事をずっとやっていますと。

忙しいけん、じゃあ市が給料を、その分をいっぱい払おうかっていう話になるかっちゃうとならんですたいね。だってそれは、あなたの仕事としてそれ頼んでないからです。

地域の仕事して、ボランティアであれ、それが報酬のある仕事であれ、あるんであればそっちの仕事でしょうって。市の仕事をちゃんとしてくださいと言われますたいね、常識的には。だから、ほかと一緒にやって、その生活指導員と一緒にやってますっていうのはすごく違和感がある答えなんですよ、そもそもね。

だから、いや、存在自体を否定せんけれども、すごく答弁してても多分矛盾があるんですよ。

まず、その社会教育指導員の勤務地が、1人が市役所教育委員会、2人が同和教育集会所

だというのも普通の人からしたらあんまり自然じゃないよね。それで、教育委員会におられる方の活動状況っていうのは、常駐されているんでしょうけど、どうやって、どういう仕事をされているかっていうのはどうやって把握をされているんですかね。

報告書か何かあるんですか、こういうのやりましたっていうの。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

市役所に配置している職員っていうことですか。

ふだん一緒に仕事をしておりますので、その状況で把握しているということになります。

#### **松隈清之委員**

ふだん、どんなことをされているんですかね。言うたら、何ですかね、いろんな相談乗ってアドバイスしたりっていうことで、ルーチンワークなのかどうかわからんけれども、そういうふうには見えないですね、その言葉の、説明を聞いている限りは。

だから、例えば今月とか、何月何日はこういう相談で行きましたとか、アドバイスしましたとかっていうのは見ているからわかるかもしれないけど、見てなければ、じゃわかんないということですか。

何の報告もなされない。あの人、ずっときょうは何もせんで座っとるねっていうこともあるっちゃうことですかね、何もなければ。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

鳥栖市役所のほうに配置しております社会教育指導員については、いろんな教室、同じように講座教室等に出かけることもございますし、さまざまな研修に出かけることもございます。

そういった業務については特記事項ということで、例えば、日誌等により確認をしているというものでございます。

#### **松隈清之委員**

ということは、日誌があるわけですね。そういう活動日誌みたいなやつが。

あるということですか。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

ございます。

#### **松隈清之委員**

では、同和教育集会所かな、にいらっしゃる方にも活動日誌はあるんですか。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

現在、集会所のほうに日誌を備えておりまして、集会所に勤務しております事務職員、あと社会教育指導員委員2名の業務の記録等をしているところでございます。



以上です。

**松隈清之委員**

それは、同和教育集会所の日誌、社会教育指導員としての日誌。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

同和教育集会所としての日誌でございます。

**松隈清之委員**

こちらにいらっしゃる方は、市役所で働いてある指導員の方は、指導員の方の日誌はその方の、社会教育指導員としての日誌ってということですか。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

市役所に配置している社会教育指導員についてはそうです。社会教育指導員としての日誌でございます。

**松隈清之委員**

それで、同和教育集会所にいらっしゃる社会教育指導員については、集会所の日誌だということですね。の中に書かれているってということですよ。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

集会所で行われている、例えば、貸し館にしたり、さまざまな、今は講座教室等もしておりますので、そういったものに対して、当然、事務職員と一緒に社会教育指導員のほうも運営のほうも当たっていただいておりますので、基本的にはそういった業務内容はほぼ共通のものもございます。

そういった意味で、集会所に据えつける日誌という形で記録をしていただいております。

**松隈清之委員**

もう、じゃあ社会教育指導員という名前じゃないほうがよくないかな、もうじゃあ。

そういう専門の……、先ほど、確認しようと思ったもう一個のやつは、2人は、例えば全日本同和会の人になるっていう、指定席っていう考え方なんですか。

先ほど、尼寺委員からもあったけど、それ指定席っていう考え方なんですか。3人のうち2人はそうだっていう。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

特に指定席という考えは持っておりません。

**松隈清之委員**

ということは、3人のうち1人になることもありうるし、そうなったら今言われた集会所の運営が2人が1人になったら困るということはない、そういう状態って理解していいんだよね。

### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

集会所の事務職員は1人おまして、そちらのほうに主に事務をやる者でございますが、現在配置しております社会教育指導員も一緒に協力をしているという状況ですので、その人数については、社会教育指導員としての業務の必要性から2人を配置しているというものでございます。

### **松隈清之委員**

その必要性って何ですか。2人いる必要性って何ですか。

### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

同和問題の解決のために、人権・同和教育という重要な業務にあたっているというものでございます。

### **松隈清之委員**

必要性っていうことは、必要だという認識はどこに立って行われるかなんですよね。

必要だという認識はどこに立って行われるか。それは、そういう課題があるとわかっているからやるんですよ、必要だっていうのは、ね。

じゃあ、真夏に余りはやらないインフルエンザ対策をする必要がある、あんまり言わないですよ。だって、真夏にはやるっていう課題がそもそもないから。冬になったらやるじゃないですか。じゃあ、インフルエンザ対策せないかと、手洗い、うがいをせないかんっていう対策を打ちますよね。必要性が出てきますよね。

それで、置かないかんという必要性を感じているっていうことは、すなわち、先ほどもあったけれども、鳥栖市においてそういう差別だったり、何だったりっていう問題を認識している必要があるんですよ。認識している必要がある。

想像じゃないよ、あるんだろうじゃなくて。認識している必要があるんです。

その認識する必要があるのに、過去のそういう報告は受けていないっていう、尼寺委員からもあって、私も以前聞いたけど。

だから、必要があるっていう認識があるんだったら、今こっだけ差別があって、まだこれはもっともっと解決しなきゃいけないから続いていると、だって課題がなくなれば必要なくなるわけだから。

だから、今どういうふうにしてその認識を把握しているんですか、その必要性を把握しているんですか。

### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

平成26年におきまして、人権・同和に関する鳥栖市民に対しての意識調査を行ったところでございます。その中では、同和問題の解決に向けてはさまざまな課題があるという状況で

ございました。

例えば、今なお同和問題に苦しんでいる方が、差別に苦しんでいるという方がいるという認識も非常に低いですし、なおかつ、同和問題に関しての、同和問題自体の認知度も非常に低いものでございました。

それで、今もなお、そういった同和問題、同和差別に対して苦しんでいる方々がいるという状況の中で、やはりこの人権・同和問題の解決をするためには、まだこれからも人権・同和教育啓発を推進していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

#### **松隈清之委員**

誰がどういうことで苦しんでいるか、把握されているんですか。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

具体的に誰が、どういう形でという具体的な例はございませんけれども、例えば、今なお土地差別、あるいはインターネットを悪用したさまざまな差別的な書き込みによって苦しんでいる方々がいるという状況は……。

#### **松隈清之委員**

だから、把握しているかなんですよね。

いや、今言われたように把握してないわけですよ。それで、今言われたインターネットにしても、何にしても鳥栖市民の中にそういう方がおられるのかっていうことを把握されていないでしょう。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

具体的にどなたが、どういった形で差別を受けているということについては把握しておりませんが、社会的な状況の中で、今なおやっぱり苦しんでいる方がいるというのは事実でございます。

#### **松隈清之委員**

だから、その事実をどうやってここに説明できるんですか。

鳥栖以外でおるかもしれんですよ。鳥栖以外でおるかもしれん、だから別に、俺は人権教育をするなという話をしていないんですよ。その課題とかっていうのがちゃんと把握できてないとそれに対する対策できないですよ。

今言われているのは、例えば差別する側の意識が残っておると、だからこれどうにかしなきゃいけないんだったら、同和教育集会所におっても俺意味ないと思いますよ。だってそこには、いわゆる会員さん、会員さんとかそういう人がおられたりとか、あんまり、そんなにあそこ使われてないんですよ、正直言って。そんなに使われてない。

だったら、もっと別の場所にいたほうが、もっとそういう人権問題に対する教育を別の形でやったほうが効果があると、今言われている差別がなくなっていくというのは多分現実だと思いますよ、現実だと。ただ、実際どういうことで困っているかっていうのは聞いてないじゃないですか、実際、報告受けてないんだから、過去の答弁でも。

だから、どこをどうケアしていいか、その会員さんとかね、差別をされていると言われている人たち、特に同和問題で言えばよ、だってその会員の相談とか乗ってるわけだから。

だから、同和問題っちゅうことで、特に人権問題の中でも同和問題ということに関して言えば、じゃそういう人たちのためにどういうケアが必要なのかどうかも把握してないんですよ。だって、報告書も何もないんだから。報告書ないじゃないですか、過去そういう、じゃ報告ありましたかって聞いても、ありませんっていう答弁しか過去してきてないんだから。だから把握してないんですよ。

なのに、差別があるとか、必要性があるとかつつつて、2人ずっとそこにおるけれども、じゃそれが果たして効果的な対策なのかどうかもわかんないですよ。だって報告書もないんだから。

本来、効果的にお金を使わなきゃいけないんですよ。本当に差別だったりね、人権問題だったり、同和問題が本当にあるとするならば、この何百万円かとか、そういうの含めていっぱい、もっと金額ありますよ。

どうやって使えば、ゼロにならんかもしれんけど、少なくなるかを考えないかんのですよ。でも、固定しているんですよ、もうここに2人置くみたいな。置いときゃいいみたいな。それで鳥栖市は一定の責任を果たしてるみたいな。ずっといるんでしょう、だって何年も、何年もいるんでしょう。

事業評価しましたか。これで、じゃ差別の事例少なくなりましたねって、数の変化がどうなりましたねとか、じゃ近年は特にインターネット関連の相談が上がってきますね、じゃそれに対する手法はどういうことが考えられるでしょうかなんて、評価何もしてないじゃないですか。

単に、2人つけてる。やっつけですね、本当の意味での差別の解消なんかならないと思う。

だから、それを図るためにも本来どういう差別の報告が上がっているのかとか、相談があるのかっていうの把握しなきゃいけないんですよ。だって、市の事業としてやっているんだから。

それを把握した上で、さっき言われたようにインターネット関連のだったら、じゃもっと若い人が、そういう対策を考えてもらわないかんとか、もう定年になったような人ではなか

なか難しいとかってということも出てくるんですよ、対策としては。

だから、本当の意味で差別のこととか、人権のこととか考えてないからこうなっちゃうんだね。どうにかしようと思ってないから。どうにかしようと思ってたら、本当にどんな差別があっているのかって気になるもん。だって、どうにかしなきゃいけないという気持ちがあるんだったら。

だから報告書をぜひ取るべきだと思いますよ、どんな相談があってるのか。どうでしょう。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

相談内容の報告書ということでございますか。

相談件数であったり、案件等については一定報告をいただいている部分がございますけれども、個別の内容については報告をいただいていることはございません。

#### **松隈清之委員**

だから、それでわかるかっちゃうことなんですよ。

どんな差別が起こっているから、例えばそれは差別された側の報告でしょう、相談でしょう、ね。

差別した側がいるはずなんですよ。それが特定の人でなくても社会であったりとかね。一般的にそういう差別が存在するかもしれないですよ。

どういう差別事案かっていうのがわかんないと、それに対してこういう差別はしちゃいけないよっていうような、例えば学校の人権教育に生かすとかできないじゃないですか、何もわからんのやから。

あります、ありますって言って、ただ差別はずっとあるんですよって言われているだけで、何らそれに対する対策もできないでしょう、わかんないと。それじゃ困りますって思いませんか、自分で。

いや、あるって言われても、具体的にもっと教えて……、個人名は別ですよ。個人名を知る必要はないにしても、どういうシチュエーションでどういう差別があったかっていうのを教えてもらわないと、今後の差別解消だとか、人権教育に生かせませんっていう気持ちにならないんですかね。

佐藤さんだけに言っちゃいかんけど、今までも、担当者も全部そうなんだけど、そうは思われませんか。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

これまで、同和教育集会所においては、なかなか利用を、一般の方の利用も少ないものもございまして、平成27年度からではございますが、一定一般の市民の方の利用も広くしていただくような取り組みをしたところでございます。

いろいろな形で、いろんなところで、この人権・同和問題の解決の教育啓発を進めていかなければならないというふうに考えておりまして、どのような形が一番効果的なのかというのは、なかなか効果的なものが、効果が見えないというものもございますけれども、さまざまな形でいろんなところで、いろんな形でですね、そういった啓発教育に取り組んでいきたいというふうに考えております。

古賀和仁委員長

午前11時19分休憩



古賀和仁委員長

質疑を行います。

何点か質問させていただきたいと思っております。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

これにつきましては、各学校によってそれぞれ取り組みをいただいておりますので、一概にはちょっとと言えないところもありますけれども、ある学校によっては昨年、平成27年度につきましては2学期から飛躍的に少なくなったという学校がございます。

そこにつきましては、全校的に残食を減らそうということで、みんなで食べられる人が食べるというような取り組みをしていただいたところがございます。ですけれども、最終的に横ばいではあるところがございます。

結論としては、横ばいであるところがございますけれども、各学校、個別に見れば飛躍的に良くなっているところもあるといった内容でございます。

以上でございます。

#### **下田 寛委員**

そこが、どこだったのかを教えてくださいましてはできますか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

残食の件につきまして、今、豊増センター長から説明がありましたけれども、校長会で、各学校のデータをお示しした上で、こうやって残食がふえると食育の面でもよくないし、残食の処理にも費用がかかるということでお話をしました。

先ほど、話が出たところは旭小学校なんですけれども、旭小学校については、残食が多かった分について、学校全体で取り組みをしていただいて非常に残食が減ってきたと。そういったところで、各学校についても同じような取り組みを、残食を減らす取り組みをしていただきたいというふうな話を校長会でお話したところです。

#### **下田 寛委員**

給食そのものの量っていうのは、これ一応規定に基づいた量なんですよ、ですよ。

わかりました。今後は、その取り組みが広がってもっと減っていくようなふうになっていくものだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、あと、平成27年度事務点検評価報告書の中で、こちら見させてもらったんですけれども、これもいいんですよ。

この中で、中学校の給食費について、最後、意見書の中に書いてあるところなんですけど、金銭負担のない生活困窮世帯の注文率が60%であったということを書いてあるんですけど、これの理由っていうのと、どう捉えていらっしゃるのかお伺ひしたいんですが。

#### **柴田昌範学校教育課長**

準要保護世帯につきましては、中学校選択制弁当の補助が出るようになっております。

ところが、今回調べてみたところ非常に低かったといったところもありましたので、もしかしたら、この制度自体の周知が徹底できていないのではないかとということも学校教育課として、改めて問題点として認識したところでありますので、今回の保護者に配るプリントについても、中学校の選択制弁当給食も対象になりますよと。

給食費の補助はできますということは今まで書いてあったんですけど、そうすると小学校

しかイメージしない人がいるのではないかと。そういったところもありまして、明確にもうちょっとしようということと、給食だより等でもその辺の周知徹底を図ろうといったところで、ここは上げていくべきところというか、困窮してあるのでそういった制度を利用していますので、ある意味100%になってもしかるべきところかなと思っておりまして、準要保護家庭、要保護家庭の選択制弁当の注文率については上げていく努力を今後もしていきたいと思っております。

#### **下田 寛委員**

では、考え方はわかりましたが、今現在、この生徒たちは自分で持ってきているんですか。

それか食べてないか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

食べていない子供は1人もいないということで学校から聞いておりますので、各自、自宅から弁当を持ち込んでいる。あるいは、弁当を買って持ってきているという状況でございます。

#### **下田 寛委員**

わかりました。よろしくお願いします。

それで、あと、こちらまた決算書の208ページ、あとこっちの主要成果の説明書でもありましたスクールカウンセラーについてなんです、81ページですね、主要成果の説明書。

私、以前もちらっと一般質問等でさせてもらったところでもあるんですけども、いわゆるいじめの問題等々、スクールサポーターの配置数というのが余り比例してないと思うんですよね。

それで、いろいろ見させてもらおうと相談件数が上がってきたということもあって、恐らく浸透してきている、この制度が浸透してきているんじゃないかなとも思うんですけれども、その辺の認識について。

あとは、そういった風土が……、浸透していった相談しやすい環境というのができてきているのかどうかというところをお伺いしたいです。

#### **柴田昌範学校教育課長**

主要成果説明書の81ページに、スクールサポーターの配置、あるいはスクールカウンセラーの配置ということで、掲げておりますけれども、スクールサポーターについては、先ほど下田委員からお話がありましたいじめに関すること、例えば事件性に関与するようなことですね。

保護者のほうも警察との相談等もしてあることもありますので、そういったところでの活用ということで、どちらかというと問題行動への対応というところで活躍していただい



るところです。

スクールカウンセラーについては、そのいじめのほかにも不登校の問題であるとか、発達障害に関する相談とかいろいろなことについて受けていただいております。

スクールカウンセラーについては、各学校に合計644時間ですか、県とそれぞれ772時間と644時間ということで各学校、中学校については月に2回程度、小学校については半日から月1回程度しか来ていただけていないんですけれども、相談件数もかなりふえておりまして、空き状況についてもかなり、ほとんど埋まっているという状況で、保護者さんからの相談、児童生徒からの相談、先生たちからの相談ということでさまざまな活用をいただいているところなんです。

やはり、文科省のほうもチーム学校ということで、教職員だけでは解決できないさまざまな問題、教職員と学校、また地域、関係機関とつないでいただく役割ということで、スクールソーシャルワーカー等の活用もかなり広がっているところではありますけれども、こういった方々が、学校へ協力していただいて、さまざまな事案に対応していただいているというような状況でございます。

#### **下田 寛委員**

結構、手厚くしていただいているんじゃないかなという印象を、私は持っております。

ただ、不登校の件数が減ったかとか、そういう点で見ると、効果的な数字は出てないというのが現状だと思います。そこだけを見ると、根本的な解決策になっているのかと思うとちょっと違うと思うんですよね。

私自身が、具体的な解決策持っているかということとそうでもないんですけれども、実は違う手法というものを検討していかなければいけないんじゃないかなとも思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

#### **中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事**

先ほど言われてますけど、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用の実数についても、本当に各学校、もう目いっぱいの状態の中で今動いているところです。

また、不登校のお子さんあたりに対しましても、例えば、ことしから県の事業として新たな事業が立ち上げられたところでございます。

長期にわたって、なかなか学校へ登校できないお子さん、自宅で長期に不登校になっているお子さんに対して、県のほうから支援が派遣されて支援に当たるという事業も始まったところで、それについても、積極的に各学校、今申し込みが行われて、上がってきている段階ですので、そういった事業も活用しながら取り組みを推進していきたいと思っているところです。

以上です。

## **下田 寛委員**

今、御説明いただきました。

学校として、私はかなり手厚くやったださっているものだと思っているんですが、やっぱりどうしても数字としてあらわれてこない現状があるのも確かであって、ただ、これ継続的にしっかりやっていきながらケアしていく体制というのをまずは学校でつくっていくということが学校教育課としては大切だと思います。

だから、また引き続きお願いしたいと思っております。

それで、次が主要成果の報告書の80ページの日本語教育についてお伺いしたいんですが、こちら、事務点検報告書のほうにもちらっと記載がありましたが、今後、英語教育が3、4年生まで拡大されるということも踏まえて、これに日本語教育を活用していくということで、今の体制が変わったとしても、しっかりと根づかせていくような仕掛けが必要ではないかと私自身も思っているんですけれども、その点の考え方について、今後の日本語教育のあり方についてどう考えていらっしゃるのかをお伺いしたいです。

## **柴田昌範学校教育課長**

教科「日本語」につきましては、歩みを始めたところで、まだまだというところもありますけれども、まずは教科「日本語」の定着というところにつきましては、ことしも、まず教職員も入れかわりもありましたので、鳥栖市に初めて勤務していただく先生たちを集めて、教科「日本語」に対する研修会を実施しました。

また、実践についても、まだ実践例がたくさんありませんので、教職員のアンケートでも、教えるところについては難しさを感じているというアンケート結果があった関係で、各学校で行っている実践を皆さんに紹介することで、ああ、こういうふうにやればいいんだとか、こういうねらいで、こういった活動をすればいいんだっていうふうなヒントを与える意味でも、全職員を集めて、鳥栖市民文化会館で夏休みに実践交流会というのを行ったところです。

そういった地道な積み重ねをすることで、今後息の長い取り組みをしていって、教科「日本語」を根づかせたいなと思っております。

一方で、外国語につきましては、これから3、4年生にも今おりてくるというふうなお話がありましたけれども、文科省の動きを見ながら、ALTも、今5人を配置しているところでございますけれども、小学校にも、当然、今入れておりますけれども、3、4年生についても入れていくような、やはり小学校の先生が余り専門性が高くないところで、外国語についてはですね。十分な人材がおりませんので、外国語に親しむというところで、3、4年生あたりからALTの活用も今後考えていかなくはないなと思っております。

以上です。

#### **下田 寛委員**

それで、日本語教育の活用というのも今後検討していくんでしょうか、英語の授業で。

#### **柴田昌範学校教育課長**

教科「日本語」と英語のリンクという感じですね。

以前、指導主事でおりました佐々木参事のほうが、教科「日本語」の外国語版というサンプル版もつくっておりました。そういったところも数ページできておりますので、その辺について応用できるのかどうかについては、今後、研究課題ということで、まだまだ……、すぐに導入できますとかいう段階ではありません。

#### **下田 寛委員**

わかりました。

私、再三言っていることなんですけど、この教科「日本語」はしっかり浸透していったほしいなと思ってます。

それは、たとえ今の執行部体制が変わったとしても根づいていくような体制が取れないものかと思っております。そういった点で、私は期待をさせていただいてますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今度、決算書の232ページの図書館について、ちょっとお伺いしたいんですが、これ、すいません具体的に、ここに挙げていただいている項目とはちょっと別のになるのかもしれないんですけども、絵本の読み聞かせ団体についてなんですけれども、平成27年度あたりで、各小学校とか中学校でそういった活動してくださっている方々の交流をしていきたいと思いますというような話があったと記憶しているんですが、これは、今現在どうなのかと、今後どうなっていく予定なのか。

何か、当時のことを踏まえて、あればお伺いしたいと思います。

#### **栗山英規生涯学習課図書係長**

各小学校の読み聞かせのボランティアサークル等の連携等につきましては、サンメッセ鳥栖でお話しフェスティバルっていうものが過去15年行われておりまして、その参加団体につきまして、図書館でも活躍していただきたいということで、ことしの12月の催し物にお声掛けをしているところでございます。

それ以外にも、図書館での読み聞かせに参加していただける団体についてはお声掛けをいたしております、人形劇サークルであったりとか、マザーリーフさんという読み聞かせの団体等も図書館での活動を現在されているところでございます。

以上です。

## **下田 寛委員**

わかりました。

それで、何か定期的にリーダーの方々に集まってもらって、情報交換しましょうというような話があったような記憶があるんですけども、そういった活動っていうのは何か考えてらっしゃるのでしょうか。

## **栗山英規生涯学習課図書係長**

昨年度、図書館のほうでうちどくフェスティバルっていう催しを行ったときに、そういうお話サークル、団体の方々が一堂に集まって情報交換をしたり、スキルアップをする場を設けることができないかというお話がございました。

現在のところ、まだなされておられませんけれども、本年12月の催し物を行うにあたりまして、顔合わせをして、そういう取り組みにつなげていけたらと考えております。

## **下田 寛委員**

わかりました。よろしくお願いします。

以上です。

## **古賀和仁委員長**

いいですか。

ほかに。

## **久保山博幸委員**

1点、事務点検評価を読ませていただいた中で御質問させていただきますけれども、喫食率ですね。それで、17ページ。

事務点検評価の17ページに、児童生徒の喫食率の件について記載がございまして、平成27年度が90%っていうことで、前年度よりか向上しているということなのですが、この90%という数値についてどういうふうに認識されておられるのかをまずお尋ねいたします。

## **柴田昌範学校教育課長**

やはり朝食をとってくるというのが基本ですので、全員とってくるようにという指導は、家庭教育、P T Aにも依頼して100%になるような取り組みということで、やはり90%では不十分という認識をしております。

中学校になると、もう寝坊して、食べてこれなくて来ているというふうなところもあるかと思えますけれども、やはり朝食を食べることで、脳のほうにもエネルギーが回って、勉強のほうも、しっかり学力向上にもつながりますので、早寝、早起き、朝御飯というところは大事なかなと思っていますので、今後も100%になるような声かけをP T Aとも協力しながらやっていきたいなと考えております。

## 久保山博幸委員

食生活の実態調査なんかも定期的にやられていると記載がございますけれども、例えば、小学校であればその担任の先生がその日の朝、子供たちがきょう朝御飯を食べてきたのか、きてないのかとか、何かその辺の実態の把握というのは、どういうふうな形でやられているんでしょうか。

## 柴田昌範学校教育課長

調査については、毎年実施しておりますけれども、毎日食べてきてないっていう子がいるのかどうかとか、その辺についてはきめ細かな実態がつかめているかというところは、そこまでちょっと、今お答えすることはできませんけれども、それについては貧困によってもしかしたら食べてこれていないところがないとか、そういったところについては気をつけるように、また校長会等を通して実態把握に努めてまいりたいと思っております。

## 久保山博幸委員

よく私も、家の者から言われよったですけど、腹をすかしとったらろくなことは考えんというふうなことを言われとってですね。いじめの問題も、もしかしたら腹をすかしとってその子、その辺が原因なのかもしれないし、体力の面、学力の面にしても、朝御飯を食べてくるというのがやっぱり基本かなというふうに思うんで、それについては、もう100%目指して取り組んでいくべきかなというふうに思っております。

それと、その下の栄養教諭等による授業時間数が、平成26年度は37時間、それで平成27年度が10時間というふうに時間数が減っているんですが、このあたりの実情についてお尋ねしたいんですが。

## 柴田昌範学校教育課長

栄養士のが、自校のときに比べますと5人いたのが3人に減ったと、平成27年度はですね。そこで、まず人的なところで、県の定数加配、県の定数の考え方からいくと鳥栖市の学校給食センターの規模ですと2人なんですね、学校栄養士の配置というは。ところが、鳥栖のほうでは1人加配をしてくれということで、県のほうから1人ふやしてもらって、今3名体制で行っているところです。

できるだけ、食育にも力を入れようということで、学校のほうにも授業に回ってほしいということは言っているんですが、なかなか栄養士のほうも、給食センターのほうでの勤務で手いっぱいのところがありまして、学校に戻って学級活動などで、先ほどの朝食の大切さであるとか、栄養バランスの大切さとか、いろんな食育の授業を行うというところがもう少し伸びてほしいところなんですけれども、実際行けていないという状況にあります。

そこで今年度は、各学校に栄養担当、そういった食育担当の教員もおりますので、その辺

の活用をして、栄養教諭のほうから学校でこういった授業をしてほしいといったお願いについては、本年度実施したところです。

少しでも、行けないところを補ってほしいと、しかし、やはり実際に、栄養教諭が学校に出かけて授業をするというところは大事だと思っておりますので、少しでも学校に出向く回数を多くしていければなとは思っておりますが、実際、県の加配が今年度はいただいておりますけれども、また来年度3名体制でやっていけるのかっていう確約はできておりませんので、どうしてもその辺が難しいということになれば、市で栄養教諭を雇うとか、そういったことも考えていかなきゃならないなと考えているところではあります。

### **久保山博幸委員**

そのところが、23ページの自己評価の中段あたりに、センター業務が多忙となり十分には実施できていないという、ちょっとこのところが疑問だったものでお尋ねしようかと思ったんですが。人員が足りてないというところが原因ということですね。

それで、視点が若干変わるんですが、電子黒板が各教室に入っていて、今後インターネット等も活用しながら授業取り入れていきたいというふうな、別の項目ございますが、例えば食育教育に関しては、せっかく、こういうインターネット環境が整っているのであれば、そういうふうに学校に直接出向いていけない部分を、何かこういうものを、ツールを使いながら食育教育を、センター発信の、何かそういうふうな取り組みをやっていけば人員の不足についても何か改善、デメリットを、そういう発信をする、センターを中心に発信していくということで、これ使わない手はない。もったいないなというふうに思うんですが、そういう取り組みについては教育委員会としてはどのように、何かプランがあるのかお伺いいたします。

### **柴田昌範学校教育課長**

電子黒板については、中学校、そして小学校についても全普通教室に無事に入れることができました。県の補助事業等もあって入ったんですけれども、入っただけではなくて十分な活用していきたいといったことで、今、議員から御指摘があったように、食育についても何らか活用できないかなと。

各教科については、先ほど言ったデジタル教科書と言いまして、子供が持っている教科書のデジタル版というのがあって、そこをクリックすると動画が再生されたり、写真が拡大されたり、そういったことで活用していただいておりますけれども、例えば食育についても、効果的な活用の仕方ということで、センターでつくっている様子を動画を残して、それを再生できるようなことであるとか、写真を提示するとか、その辺のコンテンツの充実についても今後考えなくてはいけないなと思っておりますので、今後活用については、前向きに考え

てまいりたいと思っております。

久保山博幸委員

ありがとうございます。

その辺の給食センターの調理の様子だとか、もっと言えば生産現場、今、学校なんかでは学習田とかやってますけど、なかなか田植えのときと稲刈りのときぐらいで、なかなか年間を通じた、じゃ自分たちが田植えをした稲が、水田がどの程度今育ってるとかいう情報もなかなか見る機会もないし、どれだけその体験が子供たちの実体験として身についているのかなという疑問もあるんですよ。

だから、そういうものを使えば、もうちょっとう、まず生産者から食のプロセスをリアルティーを持って見せる、そのためにはこういうデジタル、電子黒板やインターネットなんかもこれ使えるといろんな可能性が、アイデアが出てくるかなと思うんですね。

ですから、私そういう意見なんですが、御検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

柴田昌範学校教育課長

今、久保山委員さんから御指摘がありました、生産のプロセスから見えるようなところについては、今、小学校３年生は農産者との交流というのを年に１回行っておりますけれども、そのほかの学年については、なかなかそういったチャンスがないので、そういったところで電子黒板の活用等で生産者、あるいはつくっている過程から食の大切さと、そういったところに気づかせることはいいアイデアだなと思いましたので、参考になりました。

ありがとうございました。

古賀和仁委員長

いいですか。

質疑もあると思いますが、暫時休憩をいたします。

午前11時59分休憩



午後 1 時 7 分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

引き続き、質疑を行います。

## 小石弘和委員

簡単にお聞きをいたします。

1点目は、210ページの扶助費。これ、遺児見舞品となっております。これ何名分なのか、また見舞品の内容。

それから、同じく210ページの工事請負費961万5,000円というふうなことでございますけど、先ほどの説明では、ざっくりとした説明であったもので、この金額の、どこの学校で、金額はどう、どのような工事をされたのか、詳しくお知らせをいただきたいと思います。

それから、214ページの日本スポーツ振興センター負担金、これはどういうふうな内容であるか、何名分であるかというふうなことをお聞きをいたします。

それから、226ページの、これも工事請負費、なかよし会の空調設備工事と若葉小学校のBクラス教室というようなことでございますので、これはどういうふうなエアコンで、これは入札されたのか、随意契約をされたのか、その点の説明をいただきたいと思います。

それから、228ページの文化財保護審議会の委員の報酬、これ、年に何回、要するにされて、何人分であって、1回の報酬がどのくらい支払われているのかというふうな点でございます。

それから、232ページの備品購入費、これは不用額が31円で立派に使い切っておられますから、施設用品の備品購入費はどういうふうな物を、要するに購入されたのか。

それから、図書費購入の費用、内容的なものを、幾らずつお買いになったのか詳しく御説明をいただきたいと思います。

以上です。

## 柴田昌範学校教育課長

まず、1点目ですけれども、209ページ、210ページの扶助費、遺児見舞金についての御質問ですけれども、この分は市民講座でいただいた分で、交通遺児に対しまして、遺児見舞品といたしまして、1人当たり2万1,500円、14名に対して図書カードをお渡ししたものであります。

2万1,500円の14人分ということで、今回お渡ししております。

1点目については以上です。

## 江寄充伸教育次長兼教育総務課長

それでは210ページ、営繕工事費961万5,240円の内訳でございます。

まず、田代小学校第2グラウンドの改修工事、契約金額147万8,520円。

次に、若葉小学校砂場の改修工事、これが57万2,400円。

それと、田代小学校普通教室棟東側2階男子便所污水管改修工事、これは31万5,360円。

次に、旭小学校普通教室棟救助袋取りかえ工事、これが111万5,640円。



次に、鳥栖北小学校管理普通教室棟特別支援教室間仕切り設置工事、金額が74万3,040円。  
次が、弥生が丘小学校普通教室棟特別支援教室間仕切り設置工事、金額が129万6,000円ちょうど。

次は、鳥栖北小学校管理普通教室棟東側階段手すり設置工事、17万9,280円。  
続きまして、田代小学校普通教室棟特別支援教室間仕切り設置工事、86万4,000円ちょうど。  
次に、弥生が丘小学校普通教室棟2階会議室黒板設置工事、97万2,000円ちょうど。  
次に、若葉小学校普通教室棟3階通級教室間仕切り設置工事、91万8,000円ちょうど。  
それと、弥生が丘小学校普通教室棟特別支援教室照明器具等移設工事、29万7,000円ちょうど。

旭小学校管理特別教室棟1階特別支援教室間仕切り設置工事86万4,000円ちょうど。  
鳥栖市小学校普通教室棟昇降口外壁ほか改修工事、108万円ちょうど。  
それと、鳥栖小学校普通教室棟外壁補修工事88万5,600円。  
以上でございます。

#### **小石弘和委員**

今、説明を受けましたが、その詳しい資料でもって出していただきたいと思います。  
資料で、今説明受けた分の資料で、いいですか。

#### **江寄充伸教育次長兼教育総務課長**

後ほど資料で提出させていただきます。

#### **古賀和仁委員長**

委員会中でいいですか。  
では、よろしく願いしときます、資料のほう。

#### **柴田昌範学校教育課長**

続きまして、日本スポーツ振興センター掛金の分ですね。  
213、214ページの分ですけれども、小学校につきましては462万2,555円、中学校につきましては195万1,140円というふうになっております。  
この内訳でございますけれども、保護者からほぼ半額になる460円を御負担いただいているところで、歳入のところでお話ししましたがけれども、1人当たりの掛金が945円というふうになっております。  
そして小・中学校合わせまして6,386人ということになっておりまして、一部、要保護、準要保護家庭からの控除等がありまして、合計金額として657万3,695円ということで、それぞれ小・中学校が分かれた形になっております。  
よろしいでしょうか。

## 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続きまして226ページ、なかよし会空調設備設置等工事費につきましてでございます。

先ほど御説明いたしました内容が、若葉小なかよし会開設に伴う空調設備の設置工事費というふうに御説明いたしましたが、正しくは、それ以外に、弥生が丘小学校なかよし会Aクラスの緊急通報システム改修工事と鳥栖北小学校なかよし会Aクラスの空調設備改修工事費の3つの工事を合わせての設備工事費になっております。

それぞれの金額につきましては、若葉小なかよし会Bクラス空調設備工事費が123万1,200円。

弥生が丘小なかよし会Aクラス緊急通報システム改修工事が22万7,880円。

鳥栖北小なかよし会Aクラス空調設備改修工事が43万3,080円となっております。

こちらにつきましては、全て130万円以下の設計金額でございましたので、随意契約として契約を執行しております。

以上でございます。

続いて、文化財保護審議会委員の報酬の内訳でございます。

文化財保護審議会につきましては、委員8人で構成されておりまして、年2回の審議会を開催しているところでございます。

平成27年度は6月4日と2月10日に2回開催いたしまして、それぞれ、延べ14人の委員の皆様にご出席いただいておりますので、その分の報酬額となっております。

最後に、232ページの図書館の備品購入費の内訳でございます。

まず、施設用の備品といたしまして7万8,840円の内訳でございますが、ベビーカーを2台、それとVHSの再生専用のビデオデッキが故障しておりましたので、それを買いかえるということで、そのビデオデッキ2台分の備品購入費でございます。

また、その下の図書等の購入費でございますが、この内訳といたしまして、まず一般図書費が780万9,005円です。調査研究資料の購入費が139万5,308円です。児童書が168万9,462円。とりんす号の図書購入費が110万9,182円。それと、視聴覚資料として59万7,136円。

なお、サンメッセの資料購入費として90万36円という内訳になっております。

以上でございます。

## 小石弘和委員

今の、図書費購入費の内訳、今御説明した分を資料として、ちょっと出していただきたい。

そいけん、何冊、大体の冊数、金額に対しての冊数、それもつけ加えてお願いをいたします。

以上です。終わります。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

資料を提出いたします。

**古賀和仁委員長**

じゃあ、委員会中をお願いします。

ほかに。

**尼寺省悟委員**

まず、資料の提出をお願いしたいと思います。

教育委員会管轄の全ての全日本同和会関連、人権・同和関連の予算の3年間の決算をいただきます。

よかですか。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

人権・同和関係の事業費の決算でよろしいでしょうか。

同和会関連というのはなかなか……。全体の人権・同和事業に関する決算ということで資料を提出いたします。

**古賀和仁委員長**

じゃあ、委員会中をお願いをいたします。

**尼寺省悟委員**

それから、さっき、226ページの、小石議員のほうからなかよし会の空調設備の質問がありましたけれども、今の設置状況っていうのはどうなってるの、全てのなかよし会では空調が完備されているという理解でよろしいわけですか。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

そのとおりです。

**尼寺省悟委員**

それで、全てのなかよし会で空調が設備されるまでにはどれくらいかかったんですか。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

なかよし会につきましては、事業を開始するときに整備をいたしております。

**尼寺省悟委員**

なかよし会に関しては何も言わんで、こういった形で、スピーディーにね、整備できるんだから、そういった意味じゃ、さっきの特別教室についても、ぜひ来年度予算を請求してやっていただきたいと思います。

次、さっきの同和関連の社会教育指導員の件で、ボーナスの件ちょっと、3カ月、12カ月が15カ月ということで、私これを払うこと自体が不当だと思うんですけど、もう一つわから

ないのが、その理由として社会教育指導員の仕事が大変だと。だから、やっぱり3カ月上乗せするということであるならば、何で3人ともしないのかと、ね。

同和関係の2名だけ上乗せをして、通常の人に対してしない、その理由は何ですか。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

3カ月分の上乗せの理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、さまざまな問題等に対応に必要な、市外に出向いたり、あるいは時間外の対応など不規則な勤務であるためということでございますので、同和教育集会所に配置している指導員のみ3カ月上乗せしております。

以上でございます。

#### **尼寺省悟委員**

別に、この問題をいろいろ言うつもりはないんですけどね。今の答えは答えになってないですね、はっきり言って。

さまざまな対応とか、時間外、不規則な勤務というのは、これ誰だってあることであって、その2人だけあるわけじゃないですね。あなた方だってあるし、ほかの非常勤の勤務される方だってあるわけ。

だから、それだけやっていること自体が、私は何回でも言うけど全日本同和会の不当な圧力に残念ながら屈していると、こう思うわけね。

それから最後。最後、2点だけ。

それから、社会教育指導員の指定席を今後とも2人させるつもりなのかということと、さっき事業報告、社会教育指導員に対して報告書はもらってないということやけれども、これを出すというふうに求める考えはないのか。

2つまとめて聞きます。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

同和教育集会所に配置する、同和問題を解決する担当の社会教育指導員を2人にするかという御質問かと思いますが、今後も人権・同和教育というのは重要な業務というふうに考えております。

就職、あるいは結婚など本当に人生の中で大切な時期に差別を受けないために今後も現在の体制を維持して、人権・同和教育啓発を推進していきたいというふうに考えております。

また、報告書でございますが、今、集会所に置いております日誌の、記録日誌で十分だというふうに考えております。

以上です。

#### **尼寺省悟委員**

今の答弁は全くね、答弁にはなっておりません、残念ながらですね。

それで、報告書もさ、報告書ももらわなくて、どうしてこの2人が社会教育指導員として必要なんだと。

それも昭和60年からずうっと一貫して、何で2人も置かなきゃならないのかと、そういったことをよくあなた方幹部は何でわかるのかと、あるいはそのことに対して、議員に対して、市民に対して説明がないっていいね、その説明が。どうして、2人とも必要なのかと、それほど大変な仕事なのかと、報告書もなくてね。

例えば、これ成果説明書、ここに、81ページ見たら教育相談業務ってあるわけ。そこに、スクールサポーターの配置、カウンセラーの配置、教育相談員の配置、いじめ問題対策の配置ということで、そして、相談件数とか書いてあって、そして最後のところに、いじめ問題等の早期解決、早期発見及び未然防止を図ることができたというような形できちっと総括書いてある。

これ見たら、ああ、だからこれは必要なんだなあとわかるけど、社会教育指導員に対して、何らこういったことないわけでしょう。どれぐらいの相談件数があって、どうなんだと。だから必要なんだというふうなところは全くない、説明が足りんわけです。

それでいて、2人とも今後とも続けるということに対して全く納得できんし、やっぱこれはやめるべきだということを言っておきます。

いいです、以上です。

#### **古賀和仁委員長**

ほかに。

#### **松隈清之委員**

今、ちょっと話ありましたスクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーっていう、この主要施策の成果の説明書、今、尼寺委員からありましたけど、効果のところですね。

いじめ問題等の早期解決、早期発見及び未然防止を図ることができたと。今、尼寺委員、先ほど評価されてましたけど、これ本当ですか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

スクールサポーター、スクールカウンセラー、教育相談員、それからいじめ問題対策委員会等を設置しておりまして、さまざまな問題について取り組んでいるところです。

ここで、言い切っているところがありますけれども、早期発見、早期解決に役立っているのかっていうところについては、やはり役立っているっていうところは言えると思います。

ただ一方で、さまざま問題も複雑化しておりまして、こういった対人関係だけのトラブル

だけではなくて、家庭の貧困の問題とかDVの問題、それからネグレクトとか虐待の問題とかですね。複雑多岐にわたっている関係で、ここでは、いじめのことだけ書いておりますけれども、家庭への支援というところもかなりこういった外部の方々を通して行っている状況です。

うちの教育相談係も平成25年からできましたけれども、西村嘱託指導主事あたりも、勤務時間外、6時、7時、8時とか、隣の教育相談室を使いましてスクールソーシャルワーカーとともに保護者、並びに関係者を呼んで、いろんな解決に当たっております。

また、児童相談所あたりとの連携も、以前はそんなに、時々は来てもらってございましたけれども、現在はもう三小田先生という児童相談所の方にも頻繁に来ていただきまして、各学校へのケース会議、管理職、担当教諭、うちの教育委員会から、並びにスクールソーシャルワーカーあたりが入ってのケース会議、関係者会議ですね。

そういったところで情報連携を図っております、相談件数とか問題も複雑化してきて、件数としては減ってきているところではないんですけれども、確実に成果は上がっているということは感じております。

#### **松隈清之委員**

確かに、問題が複雑化っていうかいろいろ、いろんな問題あると思うんですよね。

それで、ここである、例えばいじめ問題の早期解決、早期発見、未然防止っていうことが、要はこの中で、例えば平成27年度にしても相談件数ってふえているじゃないですか。

この中で、例えばそういうカウンセラーあたりに相談するような、相談しやすくなったとか、そういったところが出てきているんですかね。

#### **柴田昌範学校教育課長**

スクールカウンセラーの相談につきましては、各学校の教育相談係のほうから保護者に向けて、今月の相談日は何日ですとか、そういった周知徹底を図っている関係で伸びてきているのではないかなと思っております。

それで、この効果のまとめ方が、いじめ問題に特化して書いておりますけれども、この書き方がちょっと、今御指摘があったようなところも受けますので、いじめに限らずさまざまな問題について解決を図っているといったところで少しこの効果の書き方はちょっと来年度工夫したいなと思っております。

#### **松隈清之委員**

正直ですね。

いや、一つは、このカウンセラーに対する相談って、やっぱ保護者が多分中心になっているのかなと思うわけですよ。

それで、例えば親にいじめの相談をして、親が来られるところはこういうところに上がってくるのかもしれないけれども、実際どうなんですかね。いじめの問題とかで、親御さんが相談に来られることが多いのか。

直接、例えば何かこう、学校の中で誰かがいじめられているみたいですよという垂れ込みとかお知らせが、本人からはなかなか多分言わない、今までのケースからして言わないんじゃないかなと思うけど。

要は、いじめの早期発見とか、早期解決っていうのが、この仕組みの中でできているのかなあっていうのがちょっと気になって、未然防止を図ることができたと書いてあるんで、この仕組みの中でどこまでそれが対応できているのかなと。

#### **中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事**

失礼します。

昨年のスクールカウンセラーの件数ですが、児童からの分が93件、それから教職員が198件、それから保護者からが258件、トータルで件数が上がっております。

その中で、細かく内容別に分けはしておりませんが、当然、いじめの分も含まれたりもしているということも聞いておりますし、それに特化した形ばかりではなくてクラスの中の友達関係とかそういったトラブルに起因することとか、本当にさまざまな御相談があっているというのが現状です。

以上です。

#### **柴田昌範学校教育課長**

今、中島参事からも話がありましたけれども、スクールカウンセラーの活用状況を昨年の報告で見えますと、実は不登校とかいじめ、暴力、その他とかさまざま、ちょっと項目別に分けては、どんな相談があったかっていうところはあるんですけども、それで言いますといじめっていうところで特化した分は非常に少ないんですね、件数としては。

何が多いかというと、どちらかというと不登校のほうが多いし、あるいは、くくりで言うともうその他っていうところが非常に多くて、そのその他とは何ぞやというところになってくるんですけども。

一言で説明できないさまざまな対人関係のトラブルとか、そういったところが含まれているのではないかなと思っておりますが、そういった点からすると、やっぱりこの効果としてのくくり方というところは、ちょっと、工夫するところがあるなとか、誤解を招くところがあつたかなというふうに考えております。

#### **松隈清之委員**

もちろん、いろんな問題があると思われるんで、別にこの仕組みだとかスクールカウンセ

ラー自体は、別にいいとか悪いとか言わないんですけど、いじめの問題をいかに早期発見して対応していくかっていうのはやはり、常に工夫していかないといけないと思うし、今でも、毎月されてるんですけど、アンケートみたいなやつ、ね。

その中でわかる部分もあるのかもしれないし、あるいは先生は気づかないけどほかの生徒は気づいているケースなんかもあるじゃないですか。だから、そういう、ほかの子がもしそうかもしれないと思ったら先生に通報する仕組みとかっていうのもきちっとやらないといけないだろうし。

特に、小学校も高学年ぐらいなってくるとそういったいじめも出てくるだろう、もっと早い段階で出るのかもしれないけど。中学生とかなると結構ね、深刻になったりするし、その後の人生に大きく影響する話になりますよね、正直言って。特に、もう進路とかも含めて出てくる時期なんで。

だから、もちろんいじめがだめだっていう教育はずっと今までされていると思うんですよ。されていると思うけれども、でもなかなか、多分ゼロにはならないんだろうなと思いつつも、やっぱ、いかにそれを早い段階で周りが気づいてあげられるか。先生だけでは多分無理だと思いますよ。

そういう環境をいかにつくってあげられるかっていうのは、このことも含めて、常に検討していただきたいなっていうふうに思います。

それで、もう1個、ここに今挙げられているのはいじめ問題だけでしたけど、そのほかのことが多いということじゃないですか。貧困にしても何にしても、ソーシャルワーカーの出番が多いような仕事も、特に、子供の貧困とかっていうのが出てくるとあると思うんですよ。そこらあたりっていうのは、やっぱり相談日がいつですよっていう周知をして、相談件数がふえているっていうことなんですけど、もしかしたら、応えられるためにはもっとソーシャルワーカーなり、カウンセラーが必要なのではないかっていう気がするわけですよ、ね。

そこは、どういうふうに認識されていますか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

確かに、今おっしゃったようなこと、必要性については、年々、より必要になってきているというところもあって、実際に数的にも時間的にも必要実数はふえておりますので、それについては県あたりにも、より配当をふやしてほしいとか、市の財政に対しても、市としてももう少し確保したいというふうなお願いについては、来年度に向けてまたやっていきたいと考えております。

#### **松隈清之委員**

もちろん、公的にできることは限られていることもありますよ。



あるけれども、例えば公的なサポートを受けることで若干でも改善したりとか、その問題の解決につながるのが早くできればできるほど子供の教育環境っていうのは良くなるわけだから、もしこれが、もう今の状態で足りないということであれば、そこは県なり市なり、あるいは議会に対しても――別に勉強会とかしていただいていいと思うんですよね。逆に執行部からこういう状況ですという。

我々、これだけ見ると、ああもう、それなりに効果があって十分だなっていうふうにしかならんですよ、やっぱり。だから、実際困っている人に、いかに迅速に適切なケアができるかどうかっていうのはすごく大事なところなんで、ここがもし必要だっていうことであれば、現状も含めて、もっと勉強を我々もせないかんところやし。ぜひ、今後また、御検討いただきたいと思います。

そうして、次に、成果の説明書の85ページ、電子黒板。

これも、実はこれ全てなんですけれども、以前も言ったことがあるんだけど、何年も前に。効果の説明書だけ読むとすごく素晴らしいんですよね、効果が。言うことない効果がみんな書いてあるんですよ。

ただ、実際じゃこれもどうなのかなっていうのは、もちろんICTの活用っちゅうのは大事なことで、今でも多分、電子教科書も含めて使われているんだと思うんですよね。

ただ、やはりこれも、教員にとっては非常に新しいハードウェアだし、それを使いこなすのっていうのは結構大変だと思うんですよ。

それで、実際これを導入、平成27年度に本格的に入っているんで、これをやられている授業数っていうのがどういうふうに今評価をされているのかなあと。どれだけ活用されているんだろうかっていうことです、このツールを使って。それ、先生によって使われている時間が多い先生がいたり、少ない先生がいたりするんじゃないかっていう、ちょっと気がしているんで、そこをどういうふうに評価されていますか。

### **柴田昌範学校教育課長**

確かに、入れただけでは数字が見えてこないところがありましたので、昨年度、2回アンケートを取りました。実際、使っているかどうかっていうところをですね。

全ての学校の全ての教員からよく使っているのかとか、各学校の実態について調べたのが一つと、もう一つは、デジタルのソフトウェアを入れてますので、何回アクセスしているか。実際、使っているかというのはこちらで把握できる状況にあります。

そこで、校長会で資料を出して、示して、お宅の学校の3年生の理科ほとんど使っていないんですかっていうことで、もっと使ってくださいよとか。せっかくいいもの入れているので有効活用してくださいというお願いを今月もしたところです。

一方で、学校から課題が上がってきてないのかっていうと、実際いろいろありまして。一つは、鳥栖市のほうが電子黒板は入れましたけれども、専用パソコンは入れなかったんですよね。いわゆる校務用のパソコン。職員室で使っているパソコンを持ち運んで教室で使っていただくというふうにしました関係で、教室を動くたびに中学校の先生あたりはUSBケーブル、HDMIケーブルとか、電源を抜き差しして立ち上げたりといった作業を繰り返さなくてはならないといったところで、使い始めるまでに時間がかかるとか、抜き差しするところでポートが壊れたとか、そういった問題が出てきています。

そこで、電子黒板専用のパソコンを導入できないかなと。今、10市10町調べているんですけども、ほとんどのところが電子黒板専用のパソコンを入れています。

それと、一つは、この前、県で情報漏えいの問題がありましたけれども、鳥栖市の場合、教室でつないでいるのが教師用のネットワークなんですよ。一方で便利なところもあります。例えば、教室で成績を入力したりとか、教室で仕事ができるという面はいいんですけども、一方で、電子黒板に公務用パソコンをつないで電子黒板に自分のパソコンの画面表示すると、例えば成績処理の分をデスクトップに置いとくと、子供がぼんぼんって触るとそれが開いてしまうとか。

そういったところで、非常に子供が成績を見てしまうとか、先生が常に教室に張りついていればいいんですけども、そうでない場面も出てきますので、今環境としてどうなのかと。そこも10市10町調べていまして、やはり生徒用と公務用は切り離してしたほうがいいんじゃないかと。

そういったところも、今、情報政策課と話をしながら、より先生たちが使いやすい環境ということ、より安全に使えるようなところを今探っているところでありまして、ICT利活用については、より使いやすく完全にというところを考えているところです。

以上です。

#### **松隈清之委員**

もちろん、そういうセキュリティーの問題とかは考えなければいけない問題だと思うんですね。ただ、要は教員にとって負担になって——面倒くさいっていうのはちょっと別ですよ。

当然、その接続が面倒くさいとかっていうのは、もちろん授業によってはそういうのあるじゃないですか、事前に準備しなきゃいけない。それと同じで、やろうと思えばできる。そんなに、セッティングに10分も20分もかかるものではないと思うんですよね。

だからできると思うんだけど、使うのが苦手で使っていないとかっていうことで、宝の持ちぐされになっているとすれば、いや、これは幾らハード入れたところで、ここに言う、わかりやすく深まる授業の実現が可能って、可能ではあるんですよね、きっとね。電子黒板って

というのがその目的で導入されているとすれば、可能とはなっているのかもしれないけど、実現されているのかどうかは、だから、その運用状況次第だと思うんですよ。

だから、もちろん初年度、メインで入っての初年度なんで、これから課題っていうところはあると思うんですけど、言うてもこれハードなんで、恐らく10年も20年も使い続けられないですよ、電子機器だから。何かよく使わん間にもう使えなくなりましたみたいな、ということになったら1台1台が高いだけにもったいないですよ。使い方を学んでいる間にもう耐用年数来ましたとかってなったら。

だから、先生側のそういうスキルだったりとかっていうんであれば、これ、もう仕方がないんで、そういう研修なり、学校単位でやるのか、それぞれ共通でやるのかわかんないですけど、そういうこう、教員の先生方に対してもサポートしないと結局効果が出ないという可能性もあるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

### **柴田昌範学校教育課長**

確かに、電子黒板のスキルについては、私たちも学校訪問等で授業見に行くんですが、すごく使いこなしてある先生と、ああ、ここ使えばいいのに何で使わないんだろうと。あるいは、電子ペンが使えるのにわざわざパソコンで操作したりとか、タッチ機能を使わないとか、そういったところでスキルの差は見られます。

電子黒板導入した年については、それぞれ研修会は各学校で行ってもらいました。ただ、1回に限っていますので、まだまだ十分に理解できてない先生もいることは事実です。例えば、教科別の研修会、英語は英語の先生だけ市内で集まって研修会等をしていますので、そういった中で電子黒板の使い方あたりも研修する機会を実施してもらえないかというところは、今度、校長会でも話していきたいと思いますし、市としても何らか、先生たちのスキルアップのための方策をまた検討したいなと思っております。

宝の持ちぐされにならないように十分活用を図っていきたいと考えております。

### **松隈清之委員**

こういう機器を使った授業、する側も大変だと思うんですよ。もちろん、今言ったようにそのスキルの差がある、ただ、子供たちってその1年1年で、もう返ってこないですよ。やり直しきかないですよ。

だから、またそういう子供たちの、要はICTを活用した授業を受けるなれっていうのもあるんですよ。

だから、あんま使わない先生のところですずっとやっていると、次のときにえらいそれを活用する先生ところに行くと、今度、あんまなれてないみたいな、そこに。そういう授業になれてない。あるいは、進学して、そういうのが進んで、これ多分、全国的に入れていると

ころ多いんで、この時期に。大体景気対策みたいな感じで聞きましたからね。

だから、する側もそうだし、受ける側もやっぱなれないといけないっていうか、もっとそれを活用していく、そういうリテラシーというか、そういうものも含めてスキルアップしていかないといけないんで、あんまりゆっくり構えていると、卒業しちゃいますからね、子供。

だから、もちろんことしも継続してやってるし、もう後半入ってますけど、ほんと使いこなしている先生の生徒さんとそうでない先生の生徒さんで差があるっていうのは、これ、一保護者からするとすごく不公平なんですよね。何でみたいな。

だから、そういう不公平感というのは、学校に対する恨みにつながってきますんで、やっぱそこは、本当に早急にね、その対応はしていかれたほうがいいと思います。

#### **下田 寛委員**

すいません。

今のところでちょっとお伺いしたいんですけども、この電子黒板を使える先生と余り使わない先生とでの生徒の何か成績の差とか、そういうのって何か出てきているんですか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

そこについては、残念ながらわかりません。

ただ、やはり電子黒板を使った授業は、我々が参観しに行っても子供たちの顔がぱっと、やっぱり前に上がるんですよ、下から上に。やはり、そうやって映像を見せるとか、動画を見せると非常に食いつきが違うというところはあります。

今までもこう、自分で模造紙とかに書いてとか、絵を書いてとか、あるいはカラーコピーを黒板に示すとか、いろんな方法はあったんですけども、電子黒板だと効果的に、より拡大して見せますので、そういったところでは利点がありますので、それを使った先生が必ずしもいい先生ということではないと思うんですけども、そこで成績に差がついてきているかどうかというところまではわかっておりません。

#### **下田 寛委員**

わかりました。ちょっと、そこ聞きたかったんで聞かせてもらいました。

あと、さっきのまた、私さっき質問させてもらったスクールサポーターの件だったんですけど、ここ、81ページのところに、こころの悩み相談というのがあるじゃないですか。

済みません、これをちょっと教えていただきたいんですけども。

#### **柴田昌範学校教育課長**

こころの悩み電話相談は、学校教育課内に電話相談員を置きまして、フリーダイヤルのほうで受けている分になります。

電話件数はさほど多くはないんですけども、学校教育課に直接来られての相談というの

もお受けしているところです。

#### **下田 寛委員**

すいません、ちょっと名称を忘れたんですけど、今ここでやっているのは要するに平日昼間ですよね。夜間と土日はないわけですよね。

そこが多分、ちょっと行政の限界なのかなっていうふうに思うんですけども、民間でやっているこういった電話相談って結構夜中かかってくるとか、なかなか重い相談が来たりとかっていうのはよく聞く話で、そこが多分、行政では食い込みづらい、手が届かない範囲なのかなと思います。

学校に電話するって、学校休んでる子が小学校に悩み相談するって、多分すぐ名前も割れちゃうでしょうし、かなりのハードルがあるんじゃないかなと思うんです。まあ、ないよりはあったほうがいいと思うんですけど。

そういう点で、以前から質問もさせてもらっているところなんすけど、民間との連携というのが今後大事なかなあと思うんですけども、そういった点も踏まえていかがでしょうか。

#### **柴田昌範学校教育課長**

こころの悩み電話相談は、平日は9時から5時までということでお受けしいてます。

ただ、5時過ぎたら、一応留守番電話にして、留守電では受けるようにはしてます。ただ、急ぎの方は県のほうの、24時間の電話番号をその留守番電話で案内をしているという状況で、ほとんどこう、留守録に着信はあっても相談まで入れているっていう人はほとんどいない状況ですね。

民間との連携については、また勉強させていただきたいと思っております。

#### **下田 寛委員**

これ、もうみんな知っているんですか、学校とかで配付して。

#### **柴田昌範学校教育課長**

こころの悩み電話相談については、長期休業中の前に、子供たちに夏休みのくらしとか、10時までは外に遊びに行っちゃいけませんよとか、そういった計画表ですね。そのときに、各学校この電話番号を入れるようにしているのと、あと、先日全児童生徒に対して、このプリントを配付いたしました。

そういったところで周知を図っております。

#### **下田 寛委員**

ぜひ、民間まで含めてこちらはやっていただきたいなと思っております。お願いします。

それで、最後1点。

勝尾城についてなんですけれども、今、少しずつ取得が進んで、平成27年度で53%ということなんですけれども、何かこう、新たな動きとかありましたら伺いしたいなと思っております。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

済みません。質問させていただきたい、新たな動きというのは、この公有化事業に関してということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

平成28年度の購入計画をしているところにつきましては、一定、予定どおり公有化を進めております。

今後、最終的に計画している公有化する土地についても、鋭意、その先のところまで含めて、今準備を進めているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

**下田 寛委員**

平成27年度に行った部分で、何か新たに史跡が少し出てきたとか、そういったことって何かなかったのかなあとかですね。

**佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

平成27年度までに購入いたしましたところについては、発掘調査をいたしておりまして、その結果については、係長のほうから少し説明をさせていただきたいと思います。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

葛籠城跡地区は第一に整備しようということで考えておりまして、今土地の買い上げを進めているところでございますが、以前からの確認調査でできなかった地点について今回調査を行いました。

それが、葛籠城の表の入り口にあたる部分ですが、今までどうやって上がって行ったかとか、どうやって空堀を渡れるような装置をつくっていたのかっていうところがわからない箇所が1カ所ございまして、そこについて大方説明できたっていうのが一つ成果となっております。

以上です。

**下田 寛委員**

ありがとうございます。

私、これも毎回言わせていただいているんですけども、ぜひ、これ国址に認定されている箇所ですから、やっぱり有効活用いかにしていくか、鳥栖人のアイデンティティーをいかに育んでいくかっていうところまで落とし込みをいただけるような計画をお願いしたいなと思っております。

それでもう1個、平成27年度から図書館での文化財の公開をしていただいていると思っておりますが――平成27年からだったですね。

僕、個人的にはすごくうれしいなと思っているんですけど、この成果がどうだったのかっていうところを端的に、何かお伝えいただければと。あと、今後の展開というところもいただければと思います。

#### **佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長**

現在、図書館のほうで常設というか、展示をしている分につきましては、平成27年度から開始をいたしました。

それで、定期的、あるいは臨時的に特集を組んで、さまざまな形で中身を入れかえて展示をしているところがございます。その周知について、十分できていると言われるとなかなか十分でない部分もございますが、例えば図書館だよりの中で展示内容をお伝えしたり、そういう形で平成27年度は周知をしてまいりました。

やはり、2階に常設展示がございますので、そちらを見に来られる方、あるいは2階の催し物に来られる方が見ていただいて、おおむね、非常にこういうのがあったんだという感想をいただくことも多々ございます。

一定の成果があるものだというふうに考えておりますが、平成28年度につきましては、こちらの展示内容と合わせた、例えば講座であったり、そういったものもするような形で、もっと効果的な史跡のPRに努めてまいりたいというふうにも考えておりますので、またその辺を充実させていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### **古賀和仁委員長**

ほかに、ありますか。

#### **久保山博幸委員**

先ほどのこころの悩み電話相談について、ちょっとお尋ねなんですけれども、民間との連携とか、民間の活用とかいう、今、下田議員のお話ございましたけれども、なかなか、例えば自分のことを思うと、電話をするっていうのはやっぱり、その電話をする勇氣っていうのもやっぱり子供にとってみれば、なかなか勇氣がいることだと思うんですね。

今、メールとかあるんで、メールであればもうちょっと子供たちの心理的にもですよ、相談のしやすさっていうか、があるのかなと。なかなか、電話する勇氣っていうのが子供たちに出てくればいいんでしょうけど。

ですから、せっかくこういう便利なツールがあるんで、その辺の活用も検討していただければっていうふうに思うんですが。

## 柴田昌範学校教育課長

この電話相談を受ける中で、先ほど久保山委員さんからヒントがあったような、メールでの受付っていうところはまだ考えてなかったところです。

確かに、電話相談っていうと、なかなかですね、ハードルが高いところもあるのかなと。実際、かかってきている電話もちよっと半分いたずらみたいなのもあるんですね。教育と関係のないところで、大人の男性がかけてきて、女性の相談員にこれ本当なのかなっていうふうな相談をしたりとかですね。

実際、児童生徒からの悩みの電話というよりも、保護者からは時々あるんですけども、子供たちが直接かけてくるというケースは、今、確かに少ない状況です。そういった点から考えますと、今、委員さんがおっしゃったようなメールでの相談を受け付けるっていう方法もありかなと。

子供たち、携帯電話を使わないようにっては言ってますけれども、結構、中学生あたりはもう持っている状況ですので、そういった受け付けのやり方も確かにあるのかなということを感じましたので、これから課のほうで検討してまいりたいと思っております。

## 古賀和仁委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

## 小石弘和委員

最後ですけど、あすの現地視察に関しての要望ですけど、田代中学校の普通教室の増築工事の現地工事の工事の概要と、それから、この予定価格。そして、入札に参加された指名業者と業者ごとの入札額、入り札。それから、増築工事の実施設計業務、これに対して、予定価格と入札に参加された指名業者と入札額。それから、増築工事の監理業務。これの予定価格と入札に参加された指名業者ごとの入札額。

資料の準備を、せっかく現地視察に行くんですから、これだけの資料だけは用意していただきたいなと思っております。

以上です。

## 江寄充伸教育次長兼教育総務課長

増築工事のみでよろしゅうございますか。（発言する者あり）

今、大規模改造工事も合わせて（「いやいや、そっちは行かんとですから」と呼ぶ者あり）増築工事のみでということで。（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。

増築工事につきましては、先ほど小石委員のほうからありました資料については準備をさ







平成28年10月 4 日 （火）



## 1 出席委員氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長    | 古 賀 和 仁 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛   | 〃   | 久保山 博 幸 |
| 委 員     | 小 石 弘 和 | 〃   | 松 隈 清 之 |
| 〃       | 尼 寺 省 悟 |     |         |

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 総 務 部 長                | 野 田 寿   |
| 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 石 丸 健 一 |
| 総 務 課 庶 務 防 災 係 長      | 古 賀 庸 介 |
| 財 政 課 長                | 姉 川 勝 之 |
| 契 約 管 財 課 長            | 三 橋 和 之 |
| 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長    | 松 隈 久 雄 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長        | 岡 本 昭 徳 |
| 議 会 事 務 局 長            | 緒 方 心 一 |

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 企 画 政 策 部 長                 | 園 木 一 博 |
| 企 画 政 策 部 次 長 兼 総 合 政 策 課 長 | 松 雪 努   |
| ま ち づ く り 推 進 課 長           | 藤 川 博 一 |
| 情 報 政 策 課 長                 | 古 澤 哲 也 |

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 教 育 長                 | 天 野 昌 明 |
| 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長 | 江 寄 充 伸 |
| 教 育 総 務 課 総 務 係 長     | 原 祥 雄   |
| 学 校 教 育 課 長           | 柴 田 昌 範 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長 | 佐 藤 敦 美 |

#### 4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

#### 5 審査日程

議案審査

議案乙第26号 平成27年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

#### 6 傍聴者

な し

#### 7 その他

な し



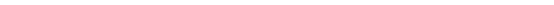
~~~~~


以上です。

ほかにありますか。

ありませんので総括を終わります。

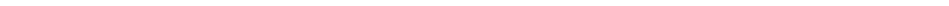
これより採決を行います。



以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成28年9月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 印

